

助成申請書

申請日 2023年5月31日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

申請団体の住所 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-33
申請団体の名称 一般社団法人日本摂食障害協会
代表者の氏名 鈴木真理
法人番号 4010005025079

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 申請団体の名称： 一般社団法人日本摂食障害協会
- 申請団体の住所： 〒102-0094
東京都千代田区紀尾井町3-33 2階
- 資金分配団体としての
業務を行う事務所の所在地： 同上
- 申請団体が申請に際して確認した別紙（次の（1）～（4））の事項等
（1）欠格事由について
（2）公正な事業実施について
（3）規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
（4）情報公開について（情報公開同意書）
- 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※4 該当なし	※4 該当なし	※4 該当なし

※記入上の注意点

- 印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。
- 法人番号については、国税庁から指定・通知される13桁の法人番号を記載してください。
- 住所及び事務所の所在地については、登記のとおり記載してください。また、住所は、主たる事務所の所在地を記載し、従たる事務所がある場合、当該事務所においても資金分配団体としての業務を行うときは、当該事務所の所在地も記載してください。
- 上記5については、記入が必要な欄がありますので、内容をご確認の上ご記入ください。なお、該当がない場合にも、「該当なし」と記載して頂く必要があります。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

当団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）」（以下「法」という。）第17条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。（5）において同じ。）
 - (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) この法律の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

2 公正な事業実施について

当団体は、資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 資金分配団体に選定された後の当団体の役員の構成が、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

- (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと（監事についても同様）。
2. 当団体は、資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
 3. 当団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、助成申請書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）

当団体は、資金分配団体としての助成を申請するに際し、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

当団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（平成28年法律第101号）に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、資金分配団体としての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIAでは、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類（参考資料は除く）の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「選定結果の公表」での公表予定項目を当機構ウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠（「資金計画書等」「事業計画書」） ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類（参考資料を除く）の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構ウェブサイトで開催すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報※¹がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構ウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書

- 2 団体情報
- 3 事業計画書
- 4 資金計画書等
- 5 役員名簿
- 6 申請書類チェックリスト
- 7 規程類必須項目確認書（規程類確認書）
- 8 定款
- 9 登記事項証明書（全部事項証明書）＊
- 10 事業報告書（過去３年分）＊
- 11 決算報告書類（過去３年分）※２・※３
- 12 規程類＊

以上に加え、コンソーシアムで申請の場合

- ・ コンソーシアムの実施体制表
- ・ コンソーシアムに関する誓約書
- ・ 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類（提出があった場合のみ）※２・※３」

※１ 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※２ 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去３年分）」は参考資料とし、公開対象外となります。

※３ 随時枠（コロナ等枠）は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上

休眠預金活用事業
 事業計画書
 【2023年度通常枠】

基本情報

申請団体		資金分配団体			
資金分配団体	事業名（主）	見過ごされる「摂食障害」60万人・支援モデル形成事業			
	事業名（副）	～アウトリーチ、相談、支援の枠組みを作る～			
	団体名	一般社団法人 日本摂食障害協会	コンソーシアムの有無	あり	
事業の種類1		①草の根活動支援事業			
事業の種類2					
事業の種類3					
事業の種類4					

①-1全国ブロック

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域／分野	
○	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
－	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
○	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
－	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
○	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
○	④ 働くことが困難な人への支援
○	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
○	⑥女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
○	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
－	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
3.すべての人に健康と福祉を	3.4 2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	摂食障害は10-20代の若年女性に生じやすく、低栄養や自殺などによる致死率が6～20%にのぼる（精神疾患中で最も高い死亡率）。これを予防することで若年死亡率の低下に資する。
3.すべての人に健康と福祉を	3.5 薬物乱用やアルコールの有害な摂取を含む、物質乱用の防止・治療を強化する。	摂食障害は、食物を摂れない、もしくは食べ過ぎるなどの異常行動を依存的に繰り返す精神疾患であり、しばしばアルコールや薬物など物質乱用との併存が指摘される。その予防に取り組む本事業は直接的にゴール達成に役立つ。
3.すべての人に健康と福祉を	3.d 全ての国々、特に開発途上国の国家・世界規模な健康危険因子の早期警告、危険因子緩和及び危険因子管理のための能力を強化する。	摂食障害は早期の発見と治療が難しく、低栄養や自殺などによる致死率が6～20%にのぼる健康危険因子である。この点につき包括的な支援事業を行うことで、早期警告、危険因子の緩和、管理に資する。
5.ジェンダー平等を実現しよう	5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、並びに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。	摂食障害は10-20代の若年女性に生じやすく、症状の悪化により就労や就学を困難にさせることが各種調査で証明されている。その予防に取り組むことは、女性の経済的自立に資する。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	165/200字
一般社団法人日本摂食障害協会は、すべての人に食と健康に対する正しい知識を啓発し、摂食障害になりにくい社会の実現を目指し設立されました。 こうした理念に賛同した医療者の専門家集団として、摂食障害の正しい知識の啓発、社会への働きかけ、専門家の育成、学術調査研究、政策提言、そして患者さんとご家族への支援を行うことを団体の目的とします。	
(2)団体の概要・活動・業務	198/200字
2016年設立。理事8名、参与43名、フェロー13名。摂食障害に取り組む医療者など専門職を中心に構成 専門性を生かした団体支援・調査などを実施している 【主な活動】 ・支援者向け講習会（対象：心理士、栄養士、患者ご家族、大学等） ・教員向け指導ハンドブック制作 ・一般市民を対象にしたイベント、調査実施、報告書の作成・公開 ・政策提言（厚生労働省、文部科学省、自治体、学会、基幹センターなど）	

II.事業概要

実施時期	(開始)	2023年9月	(終了)	2027年 3 月	対象地域	全国	実行団体における、不動産（土地・建物）購入の想定有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	①摂食障害の当事者・家族支援に取り組むNPOなど民間公益団体 ※摂食障害に関する相談支援・就労支援などの実施実績のある団体に限る ②摂食障害の治療支援に取り組む医療機関（病院・クリニックなど） ※摂食障害外来を開設しているなど、専門的な治療経験がある機関を特に優先する ①②の中で、摂食障害のおそれのある対象者に対し、アウトリーチ／相談支援／支援連携体制づくりを含む包括的な支援の提供に意欲を持つ団体（※国が指定する「摂食障害支援拠点病院」が存在しない都道府県からの申請を優先する）					(人数)	①②を合わせて全国6団体程度	
最終受益者	①摂食障害に関する知識に触れたことのない小中高学生 ②摂食障害の疑いがあるにも関わらず、治療や支援につながれていない人（主に10代～20代の女性） ③②の家族、通学する学校の教職員など当事者にかかわるステークホルダー 【参考情報】国立精神神経医療センターによれば、②「摂食障害の疑いがあるにも関わらず、治療や支援につながれていない人」は全国に60万人程度存在すると推定されています（治療を受けている21万人に対し、3倍程度）					(人数)	①9000人（アウトリーチする人数。年間500人×3年×6団体） ②1440人（相談支援を受ける人数。各団体がのべ240人×6団体） ③6000人程度（②1人あたりの関係者を4～5人と仮定）	

事業概要	・本事業は、コロナ禍を経て若い世代に急増する摂食障害への対策として、リスクや疑いがあるにも関わらず治療や支援につながれていない人を対象に、予防や早期発見を行う事業に資金的・非資金的支援を行います。 ・採択された団体には、摂食障害に対する包括的な支援活動（啓発・アウトリーチ、相談対応、連携体制の構築など）を求めます。 ※活動例（①～③を包括的に実施） ①啓発・アウトリーチ ・地域の小中高など教育機関や企業、子育てNPOなどと連携し、主に若年層の女性（10歳～18歳）に向けた講座やネットを活用した情報啓発等を実施 ・ハイリスク群（やせ、むちゃ食い、アスリートなど）にリーチ可能な職種（小中高のスクールカウンセラー、地域の精神保健センターなど）との連携体制を構築 ②相談対応 ・相談窓口の運営（相談対応者として、精神保健福祉士や支援経験者が常駐） ※全般的な相談に対応する他、ハイリスク群とその保護者向けには、定期的なアセスメント実施や治療／支援機関の紹介 ③連携体制の構築 ・地域の医療機関や行政、教育機関など多職種と連携し、当事者が適切な支援をワンストップで受けられる体制を構築 ※審査の際は、下記を重視します ・NPO団体等の場合、摂食障害の当事者や家族への相談・就労支援などの実施実績があること（必須） ・医療機関の場合、専門的な治療の提供経験を有すること（摂食障害外来の開設など） ・摂食障害支援拠点病院が存在しない等、対策が不十分な地域での活動（例：東京都・大阪府・北海道など） （参考）本事業のポイント ・医師を中心に専門家が多数加入する資金分配団体による専門性高い伴走支援 ・実行団体としてNPO等の民間公益団体に加え、新たに「医療機関」を想定し、休眠預金事業の新たな担い手を発掘 ・多様かつ解像度の高い出口戦略（国事業の支援拠点病院への移行、就労支援B型作業所の設立など）
------	--

798/800字

Ⅲ.事業の背景・課題

(1)社会課題	999/1000字
コロナ禍のなか、「必要な食事がとれない」「食べ過ぎる」などの異常な食行動で日常生活に支障をきたす「摂食障害」を抱える若者が急増している。2022年11月に国立成育医療センターが発表した最新の調査では、摂食障害の中でも深刻な「神経性やせ症」の初診患者数が、コロナ前の2019年度と比べ、約1.6倍（203人→322人）に増加した。 摂食障害は患者の9割が女性で、小学校高学年から増え始め20代でピークを迎える。治療中の患者は全国に21万人（厚労省2017年）とされるが、潜在層（治療や支援につながれていない層）はその3倍程度の全国で60万人程度存在すると指摘される（国立精神神経医療センター）。背景には若年女性に対して「スリムでなければ美しくない」とする社会的圧力や、部活などにおける成績至上主義（陸上・体操選手などに過度なダイエットが指導される）があり、そこにコロナ禍による先行き不安などのストレスが加わったことで、患者・潜在層ともに急増していると考えられている。 深刻なのは、摂食障害は「死に至る病」ということだ。摂食障害は大きく①「必要な食事がとれない」（神経性やせ症）②「食べ過ぎる」（過食症障害）③「食べた後に吐く」（神経性過食症）という3つに分類されるが、①の「神経性やせ症」は患者の6～20％がその後、低栄養や自殺などの理由で亡くなることが分かっており、死亡リスクは精神疾患の中で最悪ともされる。それにも関わらず、国内では理解が浸透しておらず、当事者が「意志が弱い」「ファッションを気にしすぎ」といった誤解による対応を受けることにより、適切な支援につながれないばかりか、自責の念により症状を深刻化させることも少なくない。国もこの状況を問題視し、2014年から都道府県単位で「摂食障害支援拠点病院」の指定事業を始めたが、10年近くが経過しても設置が5県（47都道府県中）に留まるなど、対策は進んでいない。 どうすればよいのか。国際的に効果があるとされるのが「早期対応・重症化予防」だ。すなわち、摂食障害のリスクがあるにも関わらず支援・治療につながれていない潜在層を早期に適切な啓発や支援につなげ、重症化を予防する。そのために、「①摂食障害に関する知識の啓発・アウトリーチ」「②適切な相談体制」「③地域での連携体制」を含む包括的な支援モデルを形成し、広げていく必要性が指摘されている。	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	198/200字
厚生労働省は、2014年から「摂食障害支援拠点病院」の設置運営事業を実施。国と都道府県が運営費用を折半し、都道府県単位で拠点となる医療機関を指定して支援体制を充実させようとしている。しかし事業開始から10年近くが経過した現在でも、設置は宮城・千葉・静岡・福岡・石川の5県にすぎない。未設置自治体への聞き取りでは「担い手不足」「摂食障害対応のノウハウ不足」が設置困難の主な理由として挙げられている。	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	196/200字
日本摂食障害協会は2016年の設立後、厚生労働省や文科省などと連携しながら、政策提言や教員向け指導ハンドブックづくり、支援者養成研修（ゲートキーパー研修）などの取り組みを進めてきた。2018年からは日本財団の支援で、全国12都市において当事者・家族・教員向けの講習会を実施。全国で摂食障害治療に携わる医療従事者を中心に構成されており、各地の臨床現場と関連機関の連携のハブとしても機能している。	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	195/200字
本事業が対象とする社会課題（摂食障害）は特に「若年女性」が陥りやすく、休眠預金事業の主な対象者と一致する。また、「摂食障害の疑いがあるが治療や支援に繋がっていない人」を主な対象とするが、この層は治療中ではないため医療保険制度や障害者福祉制度など公的な枠組みから取り残されている。こうした、「公的な支援制度から零れ落ちる層への支援を届ける」という意味で、休眠預金事業により実施する意義がある。	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
本事業の中長期アウトカムは「誰もが摂食障害のリスクを理解し、必要な時に支援を求められる社会の実現」です。 それを通じて「摂食障害により就学や就労に困難を抱えたり、命の危機に陥ったりする人を減らすこと」を目指します。 上記の中長期アウトカムの実現を目指すため、以下を重視して本事業の短期アウトカムや活動、出口戦略を設定します。 ①食習慣に異常を抱えた際に、当事者や家族が、暮らす地域において包括的な支援（治療だけでなく、心理社会的な背景まで踏まえた支援）を受けられる横展開可能なモデルを構築すること。 ②摂食障害のリスクが高い若い世代、およびその保護者や関係者に、広く摂食の異常に関する知識や、対応策が周知するために有効なモデルを構築すること。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
摂食障害のおそれを抱えていたにも関わらず、これまで治療や支援に繋がっていなかった当事者が、自らの悩みやその対応策について、相談支援を受け、ニーズが満たされたと感じている		①人数 ②相談支援を受けた後の満足度（5点満点） ※実行団体には、相談支援を実施した対象者向けの共通追跡調査（相談後の変化、相談に対する満足感を聞く）の実施を依頼する。調査票に関しては資金分配団体が作成する。		①②それぞれ各実行団体による取り組み状況		①各団体において年間のべ80人程度（3年間で240人程度） ②平均値で3点以上
摂食障害のおそれを抱えていたにも関わらず、これまで治療や支援に繋がっていなかった当事者が、相談支援などを経て、治療や行動変容への行動を起こせている		治療や支援につながった人数 ※人数は、実行団体が実施する追跡調査（上記と同一）を通じて把握する		各実行団体による取り組み状況		各団体において事業終了までに事業終了まで年間のべ30人程度（3年間で100人程度）
摂食障害の存在やリスクについて基礎知識を持たなかった10代の若者が、体形に関する社会的なスティグマや、必要な栄養を摂ることの意義を理解し、健康な生活・成長に向けて自ら行動できる状態ができている		①提供するコンテンツ（小中高における特別授業等）に触れた人数 ②理解度を聞くアンケートの点数（5点満点） ※②のアンケートは、小中高における特別授業を受講した学生などを対象に実施する		①②それぞれ各実行団体による取り組み状況		①各団体において事業終了までに、年間のべ500人程度（3年間で1500人程度） ②平均値で3点以上

摂食障害のおそれを抱える当事者の保護者が、摂食障害に対する知識を獲得し、より当事者の心境や状態に寄り添った対応ができる状態を生み出せている	①当事者の保護者を対象にした研修会の実施数 ②当事者の保護者に対する相談支援回数	①②それぞれ各実行団体による取り組み状況	①3回以上 ②各団体において事業終了までに事業終了までにユニークユーザーとして30組程度（年間10組程度）
摂食障害のおそれを抱える当事者に対して、医療／福祉／社会的なつながりの確保を含めた連携体制が構築される（自団体以外の医療機関、精神保健センター、児童相談所、地域包括支援センター、子ども食堂など子育て支援民間団体、福祉／子育てなど行政窓口、弁護士など）	連携した機関数	各実行団体による取り組み状況	各団体において、連携が構築できている団体が4つの分野以上に存在する（例えば医療／介護／民間団体／行政窓口など）

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）	100字	指標	100字	初期値/初期状態	100字	目標値/目標状態（目標達成時期）
全国各地に、摂食障害に関する情報提供・相談対応・多職種連携の拠点となる組織が生まれ、継続的に活動できる状態ができています（一部は、国事業である「摂食障害拠点支援病院」としての指定を受けられる状態ができています）		①事業終了後の事業継続の意思および計画を持つ団体数 ②摂食障害支援拠点病院の認定数（見込みも含む）		①0 ②0		①6団体 ②1団体
各実行団体において、活動地域で摂食障害に関する包括的な支援を行うハブとなる人材（摂食障害コーディネーター）が育成されている		①摂食障害コーディネーターの雇用、任命 ②①に対する研修の実施 ③①の研修に対する理解度の測定（5段階）		①0 ②0 ③0		①各実行団体で1名 ②全員に実施 ③3点以上
各地域において取組を行う事項団体の担当者（摂食障害コーディネーター）が、それぞれの学びや実践を共有し、国内における摂食障害対策の好事例を発信する場（摂食障害サミット（仮））が生まれている		①摂食障害支援サミット（仮称）の実施回数 ②①の参加者数 ③①において発表された取り組みの報告書		①0 ②0 ③0		①少なくとも2回 ②のべ100人（各回50名程度） ③1冊
全国各地で、地域において実行団体と教育機関が連携体制が生まれ、定期的に若い世代に向けた情報提供の枠組みが生まれている		①文部科学省／地域の教育委員会との連携 ②実行団体と地域の教育機関との連携数		①0 ②0		①文部科学省と各実行者団体の教育委員会と日本摂食障害協会との連携体制の構築 ②1団体当たり少なくとも5校

資金分配団体において、事業終了後も引き続き中間支援団体として地域における摂食障害支援拠点づくりの支援が続けられる資金的／人的体制が確保されている	（定性的指標） 各団体の状況に応じた出口戦略の設定（国指定事業への参画、B型就労支援の設立、ファンドレイジング担当者の雇用による寄付の増加など）	各実行団体の状況による	各団体に適した出口戦略が設定され、継続的な事業実施への道筋がつけられている（国指定事業への参画、B型就労支援の設立、ファンドレイジング担当者の雇用による寄付の増加など）
【資金分配団体】 本事業でコンソーシアムを組成して資金分配団体を務める日本摂食障害協会、READYFORがそれぞれの強みを学びあい、休眠預金事業を含めた中間支援団体としてのケイパビリティ（強みや事業遂行能力）を高めた状態を作る。とくに、日本摂食障害協会が単独で中間支援組織（資金分配団体）として事業企画の構築、事業評価を実施できる体制を目指す。	各団体による補完したいケイパビリティ（強みや事業遂行能力）の定義と、上記に従ったアクションの有無の自己評価 ※日本摂食障害協会：事務局が、資金分配団体としての事業運営スキル（事業設計や評価指標の運用など）を獲得 ※RF：摂食障害および精神疾患支援におけるステークホルダーの情報や連携のノウハウ	※日本摂食障害協会は団体として7期目を迎え日本財団や民間財団からの助成事業も経験しているが、資金分配団体としての助成事業の運営経験はない ※READYFORは休眠預金活用事業の運営経験を深め強固な運営体制を持っているが、精神科疾患支援領域や医療機関との連携に関する経験が少ない	各団体が補完したいと定義したケイパビリティを、事業実施を通じて補完出来た状態（自己評価の結果で「補完出来た」となった状態）

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	200字	時期	
【0年目】事業ロジックモデルの精査・評価体制の整備（キックオフ集合研修への参加）		2024年1月～3月	40/200字
【0年目】摂食障害コーディネーター（本事業の担当者）の採用活動の実施（既雇用職員の担務変更の調整）		2024年1月～3月	50/200字
【1年目（事業準備フェーズ）】摂食障害コーディネーターの研修受講 ※研修は資金分配団体により提供		2024年4月～9月	48/200字
【1年目（事業準備フェーズ）】教育委員会との連携、地域の小中高など教育機関への働きかけ（手紙の送付など）		2024年4月～9月	52/200字
【1年目（事業準備フェーズ）】地域の関連機関（医療機関、精神保健福祉センター、児童相談所など）への連絡、ニーズのヒアリング		2024年4月～9月	61/200字
【1年目（事業準備フェーズ）】相談窓口の開所準備（場所の確保、個人情報保護体制の整備、運営管理の構築など）		2024年4月～9月	53/200字
【1年目（事業フェーズ）】地域教育機関での特別講義実施（試行）		2024年10月～2025年3月	31/200字
【1年目（事業フェーズ）】相談事業の実施（試行）		2024年10月～2025年3月	24/200字
【1年目】摂食障害サミット参加・初年度活動報告		2025年6月（6月2日・世界摂食障害アクションディに合わせて開催）	23/200字
【2年目】相談窓口の開設（常時受付）		2025年4月～2026年3月	18/200字
【2年目】地域教育機関での特別講義実施（定期実施）		2025年4月～2026年3月	25/200字
【2年目】相談後追跡調査の実施		2025年4月～2026年3月	15/200字
【2年目】継続化計画の検討（支援拠点病院化・自主事業化・厚労科研費申請など）		2025年4月～2026年3月	38/200字
【2年目】摂食障害サミット参加・2年目活動報告		2026年6月（6月2日・世界摂食障害アクションディに合わせて開催）	23/200字
【3年目】相談窓口の開設（常時受付）		2026年4月～2027年3月	18/200字
【3年目】地域教育機関での特別講義実施（定期実施）		2026年4月～2027年3月	25/200字
【3年目】相談後追跡調査の実施		2026年4月～2027年3月	15/200字
【3年目】追跡調査集計・報告		2026年4月～2027年3月	14/200字
【3年目】継続化計画の策定・実施（B型就労支援の設立／規模拡大・支援拠点病院指定に向けた申請・自主事業化など）		2026年4月～2027年3月	55/200字
【3年目】摂食障害サミット参加・最終活動報告		2027年3月	22/200字
			0/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	200字	時期	
【0年目】実行団体の公募・審査・採択・契約		2024年1月～3月	45/200字
【0年目】実行団体の事業ロジックモデルの精査・評価体制構築支援（キックオフ集合研修を含む）		2024年1月～3月	34/200字
【0年目】摂食障害コーディネーター（本事業の主担当者）の採用活動支援		2024年1月～3月	32/200字
【1年目（事業準備フェーズ）】摂食障害コーディネーターの研修実施		2024年4月～9月	60/200字
【1年目（事業準備フェーズ）】特別講義事業に関する文科省との連携交渉／各実行団体の活動する自治体の教育委員会への連携交渉		2024年4月～9月	55/200字
【1年目（事業準備フェーズ）】協会ネットワークを通じた、各実行団体の自治体におけるステークホルダーとの連携支援		2024年4月～9月	55/200字
【1年目（事業準備フェーズ）】相談窓口の開所準備支援（場所の確保、個人情報保護体制の整備、運営管理の構築など）		2024年4月～9月	53/200字
【1年目（事業フェーズ）】地域教育機関での特別講義実施支援（講師派遣、刊行物やネットコンテンツなどの提供）		2024年10月～2025年3月	34/200字
【1年目（事業フェーズ）】相談事業の実施支援（相談員からの相談受け）		2024年10月～2025年3月	29/200字
【1年目】摂食障害サミット開催・運営・メディアへの取材依頼		2025年6月（6月2日・世界摂食障害アクションディに合わせて開催）	26/200字
【2年目】相談窓口の実施支援（相談員からの相談受け）		2025年4月～2026年3月	45/200字
【2年目】地域教育機関での特別講義実施支援（講師派遣、刊行物やネットコンテンツなどの提供）		2025年4月～2026年3月	35/200字
【2年目】相談後追跡調査の実施支援（調査票の提供、集計フォームの提供）		2025年4月～2026年3月	15/200字
【2年目】継続化計画の検討支援		2025年4月～2026年3月	29/200字
【2年目】摂食障害サミット開催・運営・メディアへの取材依頼		2026年6月（6月2日・世界摂食障害アクションディに合わせて開催）	28/200字
【3年目】相談窓口の解説実施支援（相談員からの相談受け）		2026年4月～2027年3月	45/200字
【3年目】地域教育機関での特別講義実施支援（講師派遣、刊行物やネットコンテンツなどの提供）		2026年4月～2027年3月	35/200字
【3年目】相談後追跡調査の実施支援（調査票の提供、集計フォームの提供）		2026年4月～2027年3月	26/200字
【3年目】追跡調査集計データの分析・報告書作成・公開		2026年4月～2027年3月	57/200字
【3年目】継続化計画の策定・実施支援（B型就労支援の設立／規模拡大・支援拠点病院指定に向けた申請・自主事業化など）		2026年4月～2027年3月	29/200字
【3年目】摂食障害サミット開催・運営・メディアへの取材依頼		2027年3月	0/200字

V.広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	・実行団体の募集に関しては、協会の所属医療者（50名程度）を通じたリファラル広報を行う他、協会理事長が理事を兼ねる日本摂食障害学会を通じた情報提供などを実施する ・事業の広報に関しては、6月2日の世界摂食障害アクションディや、10月10日の世界メンタルヘルスデーなどの記念日をフックにREADYFOR広報セクションによる記者会見の実施などを通じ、マスメディアや医療専門メディアを中心に取材を依頼する。	200/200字
連携・対話戦略	・地域の教育機関との連携に関しては、連携実績のある日本摂食障害協会が主導して実施する。具体的には、文科省との連携のもと各都道府県教育委員会の後援を獲得し、その枠組みの中で実行団体が地域の教育機関に対して連携依頼をできる体制を作る。また、新たな実行団体として想定する医療機関には社会連携室（ソーシャルワーカー）のあるところが多く、行政や地域包括、精神保健センターなどとの連携にそのリソースを活用する。	199/200字

VI.出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

資金分配団体	・日本摂食障害協会は、本事業の実施を通じて、この分野の全国唯一の中間支援組織としての体制を確立する。具体的にはREADYFOR社とのコンソーシアム組成を通じて、事業企画の立案・評価指標の管理・団体伴走（事業進捗／精算管理など）の運営機能を協会内に持つ。 ・中間支援組織としての体制拡充と同時に、摂食障害の当事者・家族および専門職（管理栄養士、臨床心理士など）向けの研修会等を会の収益事業としてより広範囲・高頻度を実施することで経営基盤を強固なものにする。 ・本事業において、実行団体にはインパクト評価を目的とした共通調査（包括的な支援を行うことによる相談件数や支援利用継続率の変化など）への協力を依頼する。その成果をとりまとめ、厚生労働省（摂食障害支援の国事業の拡大）および文科省（教育機関と支援機関の連携事業の新設）など協会が連携実績のある省庁へ事業継続化に向けた政策提言を実施する。	393/400字
実行団体	実行団体の法人格、規模に合わせ、最適な出口戦略を想定する。（下記は一例） ①NPO団体などの場合：自主事業（就労支援B型事業所など）の設立／規模拡大 本事業により摂食障害当事者・家族との接点を作り、居場所と就労の場として就労支援B型作業所などを設立（もしくは規模拡大）。事業収入により相談アウトリーチ事業を継続する ②医療法人（比較的大規模な病院など）の場合：国による摂食障害支援拠点病院への指定 現状、支援拠点病院の指定は全国で5県のみ。背景には医療連携体制のノウハウ不足などがある（厚労省アンケート）。本事業により構築した医療連携や相談事業の実績をもとに国事業の指定を受けることで、継続的な事業運営が可能になる ③医療法人（比較的小規模なクリニックなど）の場合：一部の収益事業化による存続 相談支援事業の一部有償化、関連職種（養護教諭、管理栄養士など）への講習会収益などにより事業を存続させる	398/400字

VII.関連する主な実績

(1)助成事業の実績と成果	722/800字
【日本摂食障害協会】 これまで以下の助成事業に採択されています。 ・公益財団法人日本財団「摂食障害の治療環境支援と社会啓発活動」（2017年～2019年）助成金額：1882万円 ・公益財団法人三菱財団 社会福祉事業・研究助成金「摂食障害患者の就労実態調査と社会復帰支援」（2017年）助成金額：200万円 日本摂食障害協会は今後、休眠預金を含めた資金分配側の事業の継続を目指しており、本事業の運営に真摯に取り組むことを通じて、ノウハウを蓄積していきたいと考えております。 【READYFOR】 2019年より、以下の助成事業の運営・事業伴走を実施。複数の休眠預金活用事業の運営経験があります。 ・自主助成事業 「新型コロナウイルス感染症：感染拡大防止基金」（2020年4月～） 助成団体数：165 助成金額：8億7249万1000円 ・休眠預金活用事業「コロナウイルス対応緊急支援」（2020年7月～） 助成団体数：26 助成金額：2億1249万5592円 ・自主助成事業 「新型コロナウイルス感染症：いのちとところを守るSOS基金」（2021年1月～）助成/伴走団体数：34 助成金額：7292万2377円 ・休眠預金活用事業「深刻化する『コロナ学習格差』緊急支援事業」（2021年10月～） 助成/伴走団体数：17 助成金額：2億9750万円（※認定NPO法人キッズドアとコンソーシアムにより実施） ・休眠預金活用事業「長期化する若者の『コロナ失職』包括支援」（2022年3月～） 助成/伴走団体数：18 助成金額：3億3739万円（※認定NPO法人育て上げネットとコンソーシアムにより実施）	

【日本摂食障害協会】

①摂食障害に関する国内実態調査

- ・摂食障害の受入れ可能な全国の病院調査／リスト作成
- ・全国の一般女性における摂食障害についての認識調査
- ・当事者を対象にしたWebアンケートによる「新型コロナウイルス感染症が摂食障害に及ぼす影響」調査
- ・当事者を対象にしたアンケートと対面聞き取りによる「摂食障害患者の就労実態調査と社会復帰支援」調査

②当事者／家族への相談支援

- ・ネット／メールを利用し、医師や臨床心理士による相談業務を実施。頻出する相談内容と専門家の返答をまとめてQ&A集として刊行し、相談支援の質の向上を推進

③医療者／教員向けコンテンツ制作

- ・医療従事者向けに「チームで取り組む摂食障害治療・支援ガイドブック」を刊行。小中高の教員向けに「摂食障害に関する学校と医療のより良い連携のための対応指針」を制作。

④啓発イベント実施

- ・日本財団の助成事業で2017年～2019年に全国主要都市にて30回の講演を実施。対象は医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、心理士、歯科衛生士、精神保健福祉士、養護教諭、パーソナルトレーナー、食品メーカー、メディア関係者、当事者とその家族、一般市民など幅広い対象への啓発を実施。
- ・毎年6月2日に、世界40カ国・200以上の摂食障害患者とその家族、専門家や研究者、サポーターらからなる組織が啓発と支援活動を世界中で同時に行う「世界摂食障害アクションディ」を日本で開催。

【READYFOR】

- ・運営するクラウドファンディングサービスにおいて、精神疾患の課題解決に取り組む団体の資金調達に関するプロジェクトを過去、約250件実施。摂食障害支援プロジェクト（摂食障害に苦しむ方に寄り添い15年。SEEDきょうとの活動費を募集）においては、摂食障害の当事者家族支援に関わるNPO団体と共に、施設の運営費として137人から250万円を調達に成功した。

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	6団体程度	
(2)実行団体のイメージ	①摂食障害支援に取り組むNPO団体等のうち、当事者や家族への相談・就労支援などの実績のある団体 ②医療機関（病院・クリニックなど）のうち、摂食障害専門外来の開設など治療経験がある団体 ※資金分配団体が把握する限り、①②合わせて候補団体は全国に50団体程度 ※なお支援体制が不足する地域への対策を重視し、国が指定する「摂食障害支援拠点病院」が存在しない自治体（全国42都道府県）からの申請を優先する	198/200字
(3)1実行団体当り助成金額	3年間で3000万円（小規模団体）～5000万円程度（大規模団体） 【具体的な用途例】 ・人件費：常勤1名（ソーシャルワーカー・心理士など） 非常勤3名（医療者／経理／事務） ・その他運営費（業務委託費、設備費、交通費、製作費、広告費など） 【補足】事業期間中は、教育機関等との連携構築や相談支援の整備などに常勤職員を充て、事業終了後は非常勤体制としてより小さい予算規模でも継続可能な体制を構築	198/200字
(4)案件発掘の工夫	日本摂食障害協会には摂食障害治療に関わる医師・臨床心理士など50名程度が所属、会員への直接の呼びかけおよび連携機関への周知を行うことで案件の確保が可能。協会の理事長である鈴木は本領域の研究者が所属する日本摂食障害学会の理事も務めており、学会を通じた募集も行う。構成団体READYFORは過去2万団体を超えるクラウドファンディング利用者ネットワーク（摂食障害支援団体も複数存在）を通じた案件発掘を行う。	200/200字

IX.事業実施体制

(1)コンソーシアム利用有無	あり	
(2)事業実施体制、メンバー構成と各メンバーの役割	日本摂食障害協会は幹事団体として事業全体を統括する他、専門性を生かした事業伴走を主に担当。協会には50名の医師・臨床心理士が所属し、団体の状況／規模に応じた支援を実施。READYFORは経費精算など運営業務を主に担当する他、団体の基盤整備に関する伴走を主に担当。規程類などガバコン整備ほか、事業進捗管理、出口戦略の戦略策定を実施。 ☆メンバー構成・役割はコンソーシアム実施体制表に詳細図を添付	196/200字
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	日本摂食障害協会は医療機関の病院長や教授を中心とした理事体制のほか、常設の事務局・経理体制を整備しており、JANPIA指定の規程類を整備済で公開可能な状態を整備している。 READYFORは社内弁護士を含む法務部を設置し上場会社準拠のガバナンス体制を敷き、個人情報保護体制に関してISMS国際規格「ISO/IEC 27001:2013」および国内規格「JIS Q 27001:2014」の認証を取得。	200/200字

申請団体		資金分配団体	
事業期間		2023/11/01	～ 2027/03/31
資金分配団体	事業名	見過ごされる「摂食障害」60万人・支援モデル形成事業	
	団体名	一般社団法人日本摂食障害協会	

	合計		
		助成金	自己資金・民間資金
事業費	299,006,453	295,706,453	3,300,000
実行団体への助成	252,000,000	252,000,000	0
管理的経費	47,006,453	43,706,453	3,300,000
プログラムオフィサー関連経費	24,532,000	24,532,000	－
評価関連経費	26,826,229	26,826,229	－
資金分配団体	14,426,229	14,426,229	－
実行団体用	12,400,000	12,400,000	－
合計	350,364,682	347,064,682	3,300,000

必須入力セル

任意入力セル

1. 事業費（助成金、自己資金・民間資金） [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金 (A)	5,476,142	97,548,513	96,340,899	96,340,899	295,706,453
実行団体への助成		84,000,000	84,000,000	84,000,000	252,000,000
—					
管理的経費	5,476,142	13,548,513	12,340,899	12,340,899	43,706,453
自己資金・民間資金 (B)	0	1,100,000	1,100,000	1,100,000	3,300,000
実行団体への助成		0	0	0	0
管理的経費		1,100,000	1,100,000	1,100,000	3,300,000
合計 (A+B)	5,476,142	98,648,513	97,440,899	97,440,899	299,006,453
実行団体への助成	0	84,000,000	84,000,000	84,000,000	252,000,000
管理的経費	5,476,142	14,648,513	13,440,899	13,440,899	47,006,453
補助率 (A/(A+B))	100.0%	98.9%	98.9%	98.9%	98.9%

2. プログラム・オフィサー関連経費（助成金） [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (C)	1,390,000	7,912,000	7,615,000	7,615,000	24,532,000
プログラム・オフィサー人件費等	715,000	4,917,000	4,800,000	4,800,000	15,232,000
その他経費	675,000	2,995,000	2,815,000	2,815,000	9,300,000

3. 評価関連経費（助成金） [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
評価関連経費 (D)	1,494,752	8,604,177	8,241,135	8,486,165	26,826,229
資金分配団体	1,494,752	4,404,177	4,241,135	4,286,165	14,426,229
実行団体用		4,200,000	4,000,000	4,200,000	12,400,000

4. 合計 [円]

	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	合計
助成金計(A+C+D)	8,360,894	114,064,690	112,197,034	112,442,064	347,064,682
総事業費(A+B+C+D)	8,360,894	115,164,690	113,297,034	113,542,064	350,364,682

金融機関からの融資や財団からの助成を受ける等の理由で本事業の指定口座に入金できない自己資金・民間資金がある場合、上記1から3までの総事業費には含めず、以下に当該資金の金額および使途を記入してください。

[illegible]

申請書類チェックリスト

事業名：	見過ごされる「摂食障害」60万人・支援モデル形成事業
団体名：	一般社団法人日本摂食障害協会

<留意点>

・申請書類を提出する前に必ず本チェックリストを使って提出書類が揃っているか確認してください。

本チェックリストも申請書類と合わせて提出してください。

・本申請チェックリストは事業ごとにご提出ください。なお、2事業目は、「団体ごとに提出する申請書類」の記載は不要です。

「申請事業ごとに提出する書類」のみ記載してください。

※通常枠では、申請団体は、4つの助成事業のうち、同一事業区分の中では1事業まで、異なる事業区分間では合計2事業まで申請できます。

なお、災害支援事業については、防災・減災支援、緊急災害支援、災害復旧・生活再建支援については組み合わせでの申請も可能とし、この場合は1事業として申請してください。

申請事業ごとに提出する申請書類	公募システム添付先	提出する書類	提出形式	通常枠	チェック	備考
	助成申請書	様式01 助成申請書	PDF	●	添付済み	※書式厳守（登録印の押印が必要）
	事業計画書	様式02 事業計画書	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	資金計画書等	様式03 資金計画書等	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	申請書類チェックリスト	様式04 申請書類チェックリスト※本紙	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	事業設計図補足資料	事業設計図補足資料	PDF	任意	該当しない	
	その他（計画の別添等）				添付済み	※団体パンフレットや広報誌等、参考となる資料があれば提出してください。 ※「提出する書類」の欄に提出する書類名を入力してください。 ※欄が足りない場合は行を追加してください。
団体ごとに提出する申請書類 ※複数事業申請の場合、2事業目は記入不要						
	団体情報	様式05 団体情報	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	役員名簿	様式06 役員名簿	Excel	●	添付済み	※書式厳守 ※役員名簿にはパスワードをかけ、パスワードはJANPIA WEBサイトから指定のフォームでJANPIAに送ってください。（詳細は、JANPIA WEBサイト申請ページをご確認ください。） ※過去資金分配団体に採択された団体で、最新の書類を提出済みの団体は提出不要です。
	規程類必須項目確認書	様式07 規程類必須項目確認書	Excel	●	添付済み	※書式厳守
	定款	定款	PDF	●	添付済み	
	規程類	規程類	PDF	●	添付済み	※該当する規程類が添付できていることを確認し、チェックしてください。 ※過去通常枠で資金分配団体（またはコンソーシアム構成団体）として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
	登記事項証明書	登記事項証明書(全部事項証明書)	PDF	●	添付済み	※発行日から3ヶ月以内の全部事項証明書の写しをご提出ください。
	事業報告書（過去3年分）	事業報告書	PDF	●	添付済み	※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出ください。
	決算報告書類（過去3年分）	貸借対照表	PDF	●	添付済み	※設立から3年未満の団体においては、提出可能な期間分について提出ください。 ※随時枠の場合は前年度分のみ提出ください。 ◎キャッシュ・フロー計算書、附属明細書、財産目録及び収支決算書については、作成している場合は提出してください。監事及び会計監査人による監査報告書は監査を受けている場合提出してください。 ※ソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類（過去3年分）」を参考書類として提出していただきます。
		損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)	PDF	●	添付済み	
		キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●	該当しない	
		附属明細書◎	PDF	●	該当しない	
		財産目録◎	PDF	●	該当しない	
		収支決算書◎	PDF	●	該当しない	
		監事及び会計監査人による監査報告書◎	PDF	●	添付済み	

※コンソーシアムで申請の場合には、幹事団体は以下書類もご提出ください。

申請事業ごとに提出する申請書類	コンソーシアム関連書類 (申請事業ごと)	コンソーシアムの実施体制表	PDF	●	添付済み	
		様式C01 コンソーシアムに関する誓約書	PDF	●	添付済み	※書式厳守
幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体分の書類	団体情報	様式05 団体情報	Excel	●	添付済み	※該当資料の上記【備考】をご確認ください。
	役員名簿	様式06 役員名簿	Excel	●	該当しない	
	規程類必須項目確認書	様式07 規程類必須項目確認書	Excel	●	添付済み	
	定款	定款	PDF	●	添付済み	
	規程類	規程類	PDF	●	添付済み	
	決算報告書類（過去3年分）	貸借対照表	PDF	●	該当しない	※該当資料の上記【備考】をご確認ください。 ※申請時点で非幹事団体として決定している場合、非幹事団体分をご提出ください。
		損益計算書(活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等)	PDF	●	該当しない	
		キャッシュ・フロー計算書◎	PDF	●	該当しない	
		附属明細書◎	PDF	●	該当しない	
		財産目録◎	PDF	●	該当しない	
		収支決算書◎	PDF	●	該当しない	
		監事及び会計監査人による監査報告書◎	PDF	●	該当しない	

日本摂食障害協会 活動報告 2020

～ご報告資料～（～2021/3/31まで）

一般社団法人日本摂食障害協会

2021.2.15_Ver1.0



組織体制の変更

【理事長】

鈴木 眞理：跡見学園女子大学 心理学部 臨床心理学科 特任教授

【副理事長】

山岡 昌之：元国家公務員共済組合連合会 九段坂病院副院長 日本摂食障害治療研究所 所長 心療内科医

【理事】

木村 記子：なにわ生野病院 心療内科部長 大阪メンタルヘルス総合センター 副センター長 児童精神科医

作田 亮一：獨協医科大学埼玉医療センター 子どものこころ診療センター長 教授 小児科

末松 弘行：名古屋学芸大学 名誉教授 心療内科医

鈴木 眞理：政策研究大学院大学 教授 内科医

西園マーハ文：明治学院大学 心理学部心理学科 教授 精神科医

林 公輔：学習院大学文学部 心理学科准教授 精神科医

山岡 昌之：元国家公務員共済組合連合会 九段坂病院副院長 日本摂食障害治療研究所 所長 心療内科医

【監事】

石川 俊男：元国立国際医療研究センター国府台病院 心療内科特任診療部長 元日本摂食障害学会理事長

世界摂食障害アクションデイ -World Eating Disorders Action Day-とは？

2016年6月2日からはじまり、世界初の取り組みとなった「世界摂食障害アクションデイ-World Eating Disorders Action Day-」が開催されました。この取り組みは、摂食障害で苦しむ方やその家族、専門家や研究者、サポーターらが国境を越えて団結し、摂食障害の啓発と支援活動を世界中で同時に行う世界初の活動で、2020年が第5回目の開催となりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となり、スピンアウト企画として【オンラインイベント】摂食障害を考えるー私たちの主張2020ーを開催しました。

当協会としては、日本独自の取り組みとして、摂食障害の普及啓発、摂食障害に関する現状、理解を深めるためのイベントを開催しています。

【世界摂食障害の日 -World Eating Disorders Action Day-】
<http://www.worldeatingdisordersday.org/>



2019年会場様子

<世界摂食障害アクションディ特別企画> 摂食障害について考える ～私たちの主張～

【世界摂食障害アクションディ 特別企画】
サポーター・当事者・家族・治療支援者向け

摂食障害について考える ～私たちの主張2020～
2020年6月7日（日）13:00～15:00@ZOOM

◆主催
一般社団法人日本摂食障害協会

◆参加者
220名



オンライン様子

◆プログラム

1) 日本摂食障害協会からのご挨拶とメッセージ

一般社団法人日本摂食障害協会 理事長 鈴木眞理

2) 「新型コロナウイルス感染症が当事者生活に与える影響についてのアンケート調査」結果発表

一般社団法人日本摂食障害協会 理事 西園マーハ文

3) 摂食障害について考える 私たちの主張2020

進行：一般社団法人日本摂食障害協会 フェロー 小原千郷

<実施企画>

摂食障害について考える ～私たちの主張～

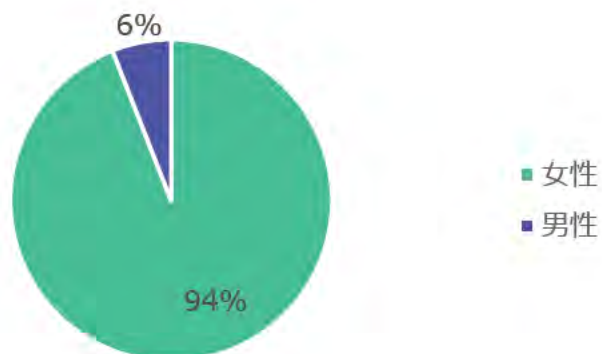
拒食や過食で困っているご本人とご家族、治療や支援に関わる人々など、様々な立場の方が登壇。日常生活の中で考えていることや困っていること、摂食障害について広く社会に伝えたいことなどを1人5分程度で11名の当事者、家族の方が発表。摂食障害の治療・支援環境向上と誰もが生きやすい社会を実現するために、みんなの思いと願いを共有し、共に考え、力を合わせて場をつくりました。NHKなどメディアも参加、掲載、放映いただきました。

登壇者

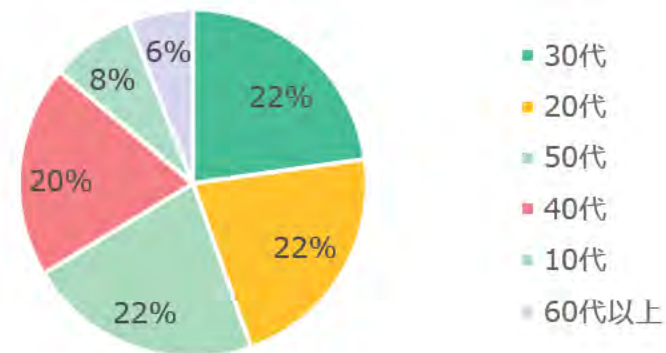
- 1) 強みが、弱みへ 本城遥 様
- 2) 摂食障害は克服するのが非常に難しく時間がかかりますが、自分自身の中に必ず克服のヒントがあります kei 様
- 3) 摂食障害はクレプトマニア(窃盗症)予備軍です！早めに助けを求めましょう！ ゆう 様
- 4) 生きていくために痩せねばならなかった。安心できる場所へ。 さくら 様
- 5) 摂食障害は目に見えない "Help me!"のサイン みおえなじー 様
- 6) 摂食障害 理解と回復のために 友人・同僚として心がけたいこと NHK厚生文化事業団 栗原佐代子 様
- 7) ずっと嫌いだった"私"へ こたやしゃ 様
- 8) 周りの人と環境と、最後は自分次第！ まおまお 様
- 9) その美しさって誰が決めたの？ レインボー 様
- 10) "敏感という才能"を活かす ～楽に・楽しく・大人の階段昇る～ 稲岡 加那子(canaan:カナン) 様
- 11) 普通にご飯が食べられるようになりたいのに、1人で苦しんでいる人へ りと 様

参加者アンケート①

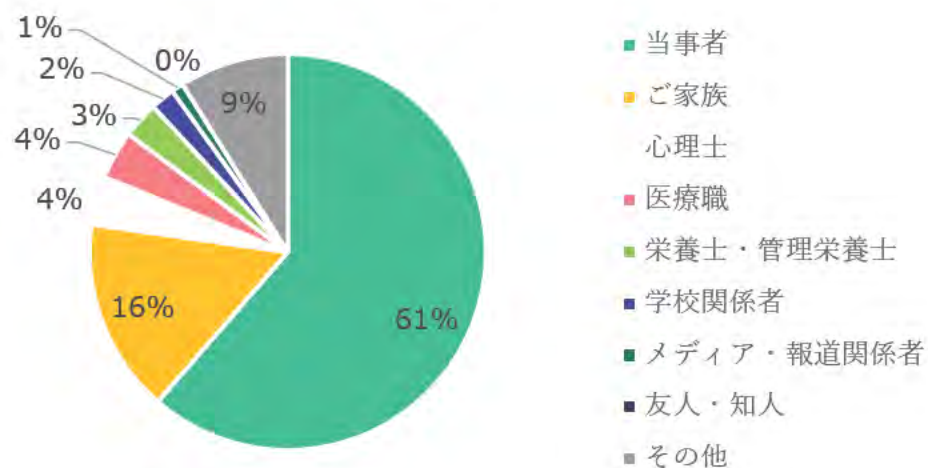
性別



年代



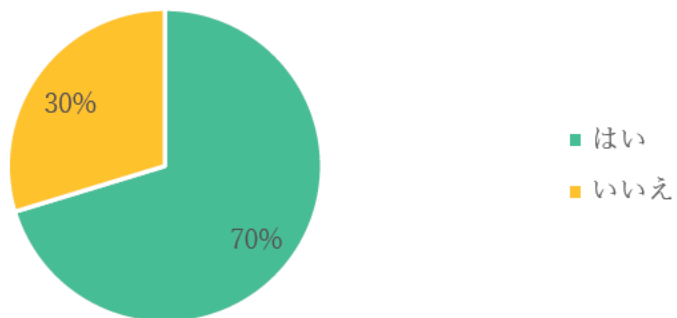
立場



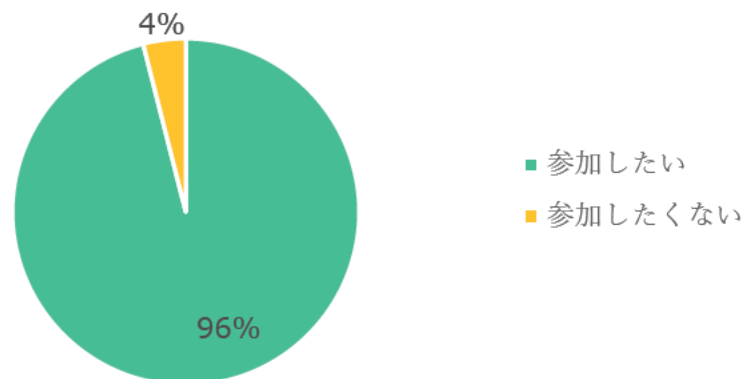
N=101

参加者アンケート②

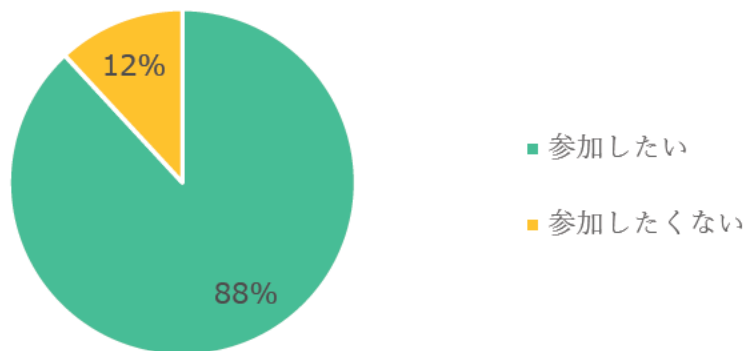
当協会のイベントへの参加は初めてですか？



今後協会で開催するオンラインイベントに参加したいですか？



今後協会で開催するリアルイベント（会場開催）に参加したいですか？



N=101

講習会（家族向け）摂食障害を支援するご家族の講習会・個別相談会・茶話会 ～今、困っていることの解決の糸口を探ろう～

摂食障害に関する最新の知識と、家族にできることの基礎を学び、より上手に患者さんをサポートし、快適に家族生活が営めるようになることを目指したイベントを開催しました。

ご家族向け講習会

【日時】2020年1月25日（土）13:00～15:30（12:30開場）

【会場】政策研究大学院大学 1階 会議室1Aなど

【対象】摂食障害の方のご家族（ご本人は参加いただけません）

【定員】80名

【参加費】テキスト代および茶話会への参加費を含みます。

1家族1名5,000円、1名追加1,000円

【プログラム】

1. 摂食障害の最新基礎知識と治療法
摂食障害のメカニズム、身体・栄養療法・認知行動療法などの精神療法
2. 注意する合併症とその対策
摂食障害による生命の危機や、合併症・後遺症を防ぐための基礎知識
3. 摂食障害の就学と就労
就労・就学の実態と家族にできるサポート
4. 家族にできること・できないこと
家族が患者さんをサポートするための基礎知識

【講師】

鈴木真理

（日本摂食障害協会理事長、政策研究大学院大学教授 内科医）

西園マールハ文

（日本摂食障害協会理事、明治学院大学教授 精神科医）

小原千郷

（国立精神神経・医療研究センター 流動研究員 臨床心理士）

鈴木高男（家族会 ポコ・ア・ポコ 代表）

個別相談会

※個別相談のみの参加も可能です

個室で、摂食障害の専門家が相談とアドバイスをを行います！

【日時】2020年1月25日（土）15:40～18:10

【会場】政策研究大学院大学 4階 会議室4Aなど

【対象】摂食障害の方のご家族

（ご本人は参加いただけません）

【相談料金】1家族何名でも以下の料金となります。

- ・ 医師：25分 6,000円、50分 10,000円
- ・ 栄養士・心理師・家族会主催者等
25分 4,500円、50分 8,000円
- ・ ピアサポート家族：25分 1,000円、50分 2,000円

※摂食障害を体験し、ある程度克服したご家族がお話しを伺い、ともに考えます。専門的なアドバイスはいたしません。

茶話会

ご家族同士が自由に交流いただけます。出入り自由、ちょっとしたお茶とお菓子付き。ピアサポート家族が同席予定です。

【日時】2020年1月25日（土）15:40～18:10

【会場】政策研究大学院大学 1階 会議室1Aなど

【対象】摂食障害の方のご家族

【参加費】

講習会・個別相談会参加者：無料

茶話会のみのご参加：1名2,000円

大学出張 講習会

2017年度から名古屋学芸大学主催の管理栄養士特講（エキサイティング）枠で講義枠をもたせていただいております。今年で4年目の実施になります。管理栄養士を目指す学生たちは授業の中で摂食障害を学ぶ授業はないので、摂食障害の概論、管理栄養士の仕事という2つのテーマで啓発を目的とした講義を今年はオンラインにて行いました。

<2020年度>

<日時>2021年1月8日（金） 13：50～15：20

<会場>名古屋学芸大学

<対象>1年生 180名

<テーマ>

摂食障害を学ぶ

一般社団法人日本摂食障害協会理事長

鈴木真理

<日時>2021年1月15日（金） 13：50～15：20

<会場>名古屋学芸大学

<対象>1年生 180名

<テーマ>

海外での管理栄養士の活躍と仕事について

DDD Centre for Recovery 代表

一般社団法人日本摂食障害協会 フェロー

染原風生



2019年様子

有料・オンライン講習会 「摂食障害の心理支援講座～第1期～」

第1期の講習会として、行動の『制限』の意味、症状を手放すことをテーマに講習会を開催。摂食障害、特に神経性やせ症の治療というと「もっと食べさせる」ことに目が向きがちですが、過剰なエネルギー消費を止めることは、治療の有効なツールの一つです。自分で止められない症状行動に対して、適切な量、タイミングの制限に直面することは、心理面を振り返るきっかけにもなり得ます。第1期は、これらの問題について多面的に考えます。第二期は春頃に検討中。

●第1回：令和3年2月10日（水）0:00～2月21日（日）9:59

【プログラム ＊講義1と2を録画したものを配信（各講義2時間）】

一般社団法人日本摂食障害協会のご紹介とご挨拶

鈴木眞理先生（一般社団法人日本摂食障害協会 理事長）

講義1：外来治療の中での「小さい制限」の在り方

講師：西園マーハ文先生

（明治学院大学 心理学部心理学科 教授、一般社団法人日本摂食障害協会 理事）

講義2：症状を手放すこと～入院治療の場合～

講師：林公輔先生

（学習院大学 文学部心理学科 准教授、一般社団法人日本摂食障害協会 理事）

●第2回：令和3年2月21日（日）10:00～12:00

【プログラム ＊ライブ配信講演会】

講義1・2のポイント解説と質疑応答（事前質問含む）

講師：西園マーハ文先生、林公輔先生

●対象

摂食障害の診療、治療、相談に携わる職種の方

（臨床心理士、公認心理師、医師、看護師、教員、PSW、管理栄養士、薬剤師、作業療法士、理学療法士）

それぞれの職種の資格取得のために勉強中の学生、大学院生ほか

JAED 摂食障害の心理支援講座
第1期：行動の『制限』の意味、症状を手放すこと

摂食障害、特に神経性やせ症の治療というと「もっと食べさせる」ことに目が向きがちですが、過剰なエネルギー消費を止めることは、治療の有効なツールの一つです。「過剰な消費を止める」「エネルギー消費を止める」ということは、治療の有効なツールの一つです。「過剰な消費を止める」「エネルギー消費を止める」ということは、治療の有効なツールの一つです。

1 外来治療の中での「小さい制限」の在り方
講師：西園マーハ文先生
明治学院大学 心理学部心理学科 教授
一般社団法人日本摂食障害協会 理事

2 症状を手放すこと～入院治療の場合～
講師：林公輔先生
学習院大学 文学部心理学科 准教授
一般社団法人日本摂食障害協会 理事

第1期：令和3年 2月10日（水）0:00～2月21日（日）9:59
講義1と2を録画したものを配信いたします。

【日時】
第2期：令和3年 2月21日（日）10:00～12:00
ライブ配信で講義1と2のポイント解説と質疑応答を行います。

【対象】
摂食障害の診療、治療、相談に携わる職種の方
※資格取得のために勉強中の学生、大学院生ほか
※上記にあてはまらない当事者やご家族は対象としていません。
※臨床心理士資格取得のためのポイントをお伝えします（2時間分が対象）。

【定員】 各講 90名（学生、大学院生は先着10名）

【参加費】 10,000円（学生、大学院生は4,000円）

【会場】 Zoomを運用したオンラインセミナー

【申込】 URLあるいはQRコードよりお申し込みください。
<https://jaedseminar1.zoom.us/j/9681111111>

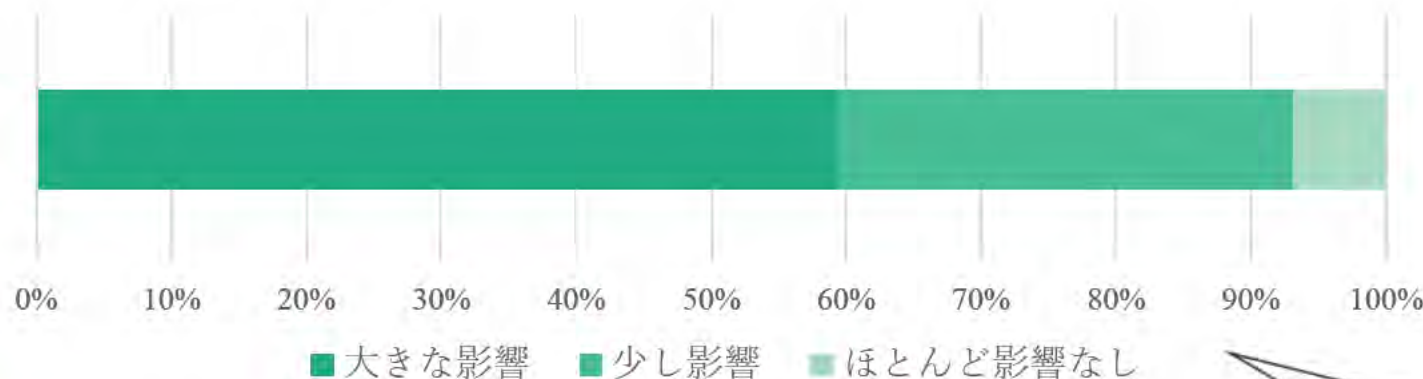
【締切】 令和3年2月8日（月）18:00

【お問い合わせ先】 一般社団法人 日本摂食障害協会
〒102-0094 東京都千代田区肥後3-33-2 2階 MAIL: seminar@jaed.jp

アンケート（コロナ調査1回目）

コロナ禍で自粛生活で「困っている」という声の増加、マスコミからの問い合わせを受け、海外での対応を参考に、実態アンケートと、コロナ禍を「乗り切るアイディア」を募集しました。①未曾有のストレス状況において、摂食障害の当事者がどのような困難を抱えているかを知り、治療者と共有をする。②今回の体験から「平時」の治療に生かせることはないかを知る。ことを目的としてアンケートを実施しました。N=278（2020年4月15日～5月7日（協会ウェブでの調査））

コロナの影響はありますか？



生活リズム



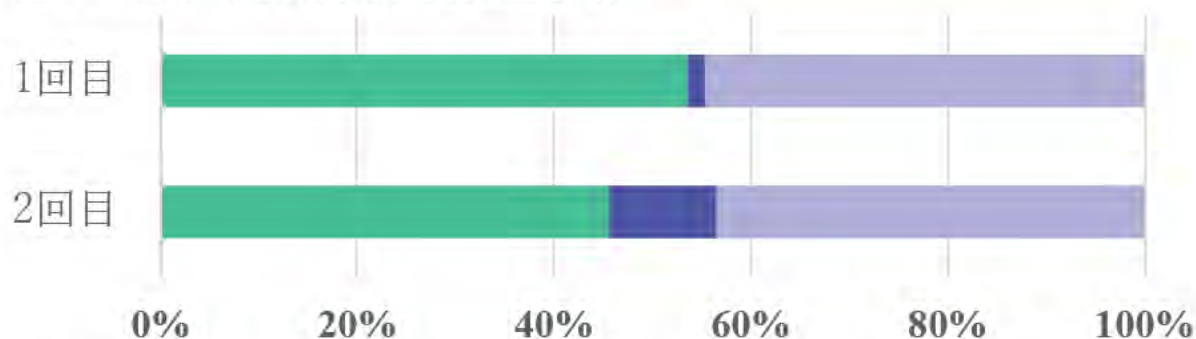
何らかの影響を受けている方が9割以上

アンケート（コロナ調査2回目）

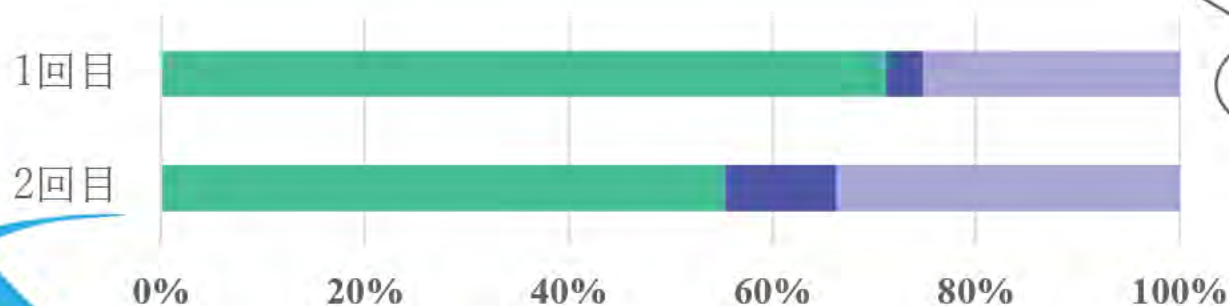
第1回目のアンケートでは、感染拡大、外出自粛、在宅勤務等の中で、多くの当事者の症状が悪化していることが明らかになった。緊急事態宣言解除後、症状や生活状況にどのような変化があるかを知り、今後の援助に役立てることを目的として、第2回目のアンケートを実施した。

N=193 2020年8月25日～9月11日（協会ウェブでの調査）

元々の不安（対人関係、社会適応等）



憂うつ



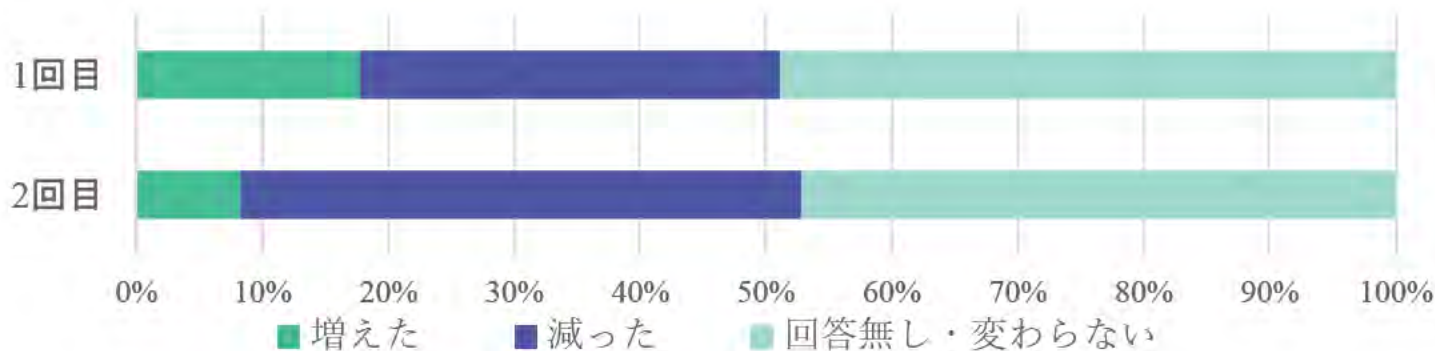
不安や抑うつ感は増え続ける傾向

■ 増えた ■ 減った ■ 回答無し・変わらない

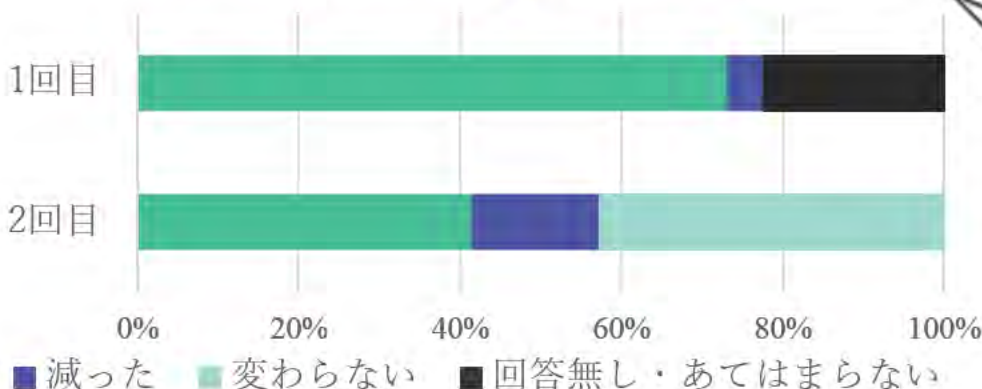
アンケート（コロナ調査2回目）

自粛解除により、精神状態の改善が期待されたが、憂うつ感、元々持っていた不安など、精神面の悪化を持続的に経験する人が少なくなかった。拒食、過食嘔吐などの食行動面の症状も悪化している人が多かった。摂食障害は、体型コントロールだけの問題ではなく、抑うつや不安等を背景に持っている。コロナ禍で、このことが明確に表れており、精神面、生活面を含めたトータルな支援が望まれます。

3食の量



過食



拒食型は、6～8月に、それ以前より食事量が減少した人が多く、過食嘔吐症状が、自粛期より減ったという回答は少ない。

ご報告①

◆第55回「社会貢献者表彰」の受賞いたしました！

公益財団法人社会貢献支援財団（会長 安倍昭恵）は、財団設立の 1971 年以来、社会の各分野で顕著な功績を挙げられながら、社会的に報われる機会の少ない方を対象に、その貢献に感謝して労をねぎらうため、表彰を行っています。これまでの 49 年間の表彰件数累計は、12,538 件に上っています。先駆性、独自性、模範性などを備えた活動により、社会に尽くされた功績として、協会の活動が認められました。今後も受賞に恥じないような活動を行って参りたいと思います。



授賞式

ご報告②

◆令和三年度の摂食障害に関する予算が5倍になりました！

令和三年度の摂食障害対策予算が12月21日（月）閣議決定予定されました。

厚生労働省はじめ、公明党摂食障害PTの議員の先生方のご尽力のおかげで、昨年よりもおよそ5倍の予算になりました。

摂食障害対策の推進にかかる 令和3年度予算案

＜令和2年度予算＞ 1,223万円 → ＜令和3年度予算案＞ 6,533万円
※関係経費を含めると（最大8,573万円）

摂食障害治療支援センター設置運営事業	1,223万円	→	1,945万円
摂食障害患者・家族の治療及び相談支援などを行う専門医療機関の体制整備を推進する。 全国拠点機関 1カ所（国立精神・神経医療研究センター） 摂食障害治療支援センター 4医療機関（令和2年度） → 6医療機関（令和3年度）			

地域における普及啓発の推進（※）	0万円	→	2,776万円
地域住民への普及啓発の推進のため、メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）を活用した心のサポーター養成・普及啓発の取り組みを構築する。			

摂食障害に関する治療研究事業（※）	0万円	→	1,812万円
専門家ならびにプライマリ・ケア医による認知行動療法をはじめとした治療法のエビデンスを検証するほか、心理療法や栄養治療を含めた多職種による包括的アプローチ治療法の開発と検証を実施する。			

＜関係経費＞

こころの健康づくり対策事業（※）	1,426万円の内訳	→	2,040万円の内訳
地域において、精神科医療及び精神保健福祉業務に従事している者等を対象として専門的な養成研修を実施し、精神保健医療対策に関する資質の向上を図る。			

（※）再掲

メディア関連①

◆NHKニュース

摂食障害患者 過食など症状悪化訴え6割超 支援団体アンケート

2020年5月4日 5時58分

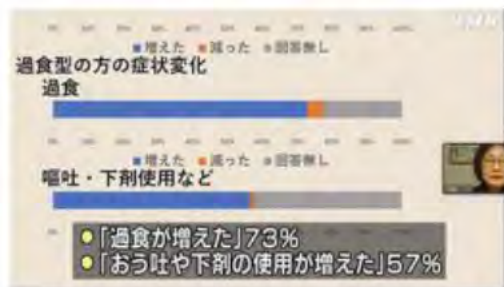
外出の自粛が呼びかけられる中、摂食障害の患者の症状の悪化が懸念されています。支援団体は実態をつかもうとインターネット通じたアンケートを行っており、これまでのところ6割以上の患者が過食や嘔吐の症状が悪化したと訴えていることが分かりました。

過食や嘔吐を繰り返す摂食障害の患者は不安やストレスを感じやすく、自宅に居る時間が長くなり食べ物に近くにある状況の中、症状の悪化が懸念されています。

専門家などで作る日本摂食障害協会では患者の実態をつかもうとインターネット上でアンケートを行っています。

アンケートでは、以前と比べて症状や生活リズム、それに家族との関係にどんな変化があったのかや、新しい状況を受け入れるアイデアなどを聞いていますが、これまでに寄せられたおよそ100人の回答からは「過食が増えた」や「おう吐や下痢の乱用が増えた」というケースが6割を超えているということです。

自由記述からは、感染の広がりや影響して診療やカウンセリングが受けにくくなったという声も、みえてきました。



「過食が増えた」7割超 摂食障害悪化懸念 外出自粛など影響

2020年6月8日 8時52分

外出自粛などの影響で、摂食障害の患者の症状の悪化が懸念されています。患者など200人以上が参加するオンラインのダイナミクスが7日間かけ、過食が増えたというケースが7割を超えたという調査結果が報告されました。

過食や嘔吐を繰り返す摂食障害は、不安やストレスを感じやすく、自宅に居る時間が長くなり、食べ物に近くにある状況の中、症状の悪化が懸念されています。

◆横浜市



◆神戸新聞

外出自粛で食事リズム乱れ 摂食障害の悪化が懸念

2020年6月8日 12時19分



摂食障害との付き合い方を話す 高宮啓明院長・明石市、たかみやこころのクリニック（2019年撮影）

新型コロナウイルスの感染拡大で先の見えない不安が広がる中、過食による嘔吐（おうと）や嘔吐を繰り返す「摂食障害」の患者の症状悪化が懸念されている。専門家や当事者団体は生活リズムの整え方や心のケアの方法をアドバイスする。（佐藤健介）

摂食障害は自尊感情の低さが背景にあるとされ、「たかみやこころのクリニック」（兵庫県明石市）の高宮啓明院長（69）は「自分が大切にされている。そう、実感できることが患者にとって大切だ」と語る。

コロナ感染を警戒し、通院しなくなった兵庫県内の10代女性を電話で診察した。この女性は、太ることを極度に恐れる「神経性やせ症」の患者。筋力も落ちていたが、近況について「動きすぎではないし、規則正しく生活している」と報告。すると、高宮院長は「顔も張ってるね」と語り掛けた。症状が落ち着いているという1人暮らしの20代女性患者には「親元を離れて大変だろうけど、よくやってるな」とねぎらう。

◆読売新聞



◆朝日新聞デジタル

「摂食障害オバケ」が語る やせたくなる気持ちと回復

2020年6月8日 12時19分



拒食や過食という形で食事に問題が表れる「摂食障害」を克服した結本が出版された。文筆を手がけた結本さん（50）も経験者。生きづらさを抱え、20代で過食や過食を繰り返した。障害の背景にある本人の苦しさや問題が目を惹き、社会の理解が深まることを願い、物語を書いた。

結本は「摂食障害 オバケのササヤキ」で「やせたくてならなかったら悪夢」の2作を朝日新聞に発表。現年50歳の結本は、摂食障害 オバケの「ササヤキ」、摂食障害 のなかでも拒食症 について、軽妙な語り口で解説してみせる。

メディア関連②

◆NHKハートネット



◆朝日新聞

摂食障害 ネットで支え合う当事者たち

患者少なくとも21万人
遅れる日本の医療体制

【東京24日】摂食障害患者は、2019年度に医療機関で治療を受けた患者数は約21万人と推定される。摂食障害は、身体的健康だけでなく、精神的健康にも大きな影響を与える。しかし、日本の医療体制は、摂食障害の患者に対して十分なサポートを提供できていない。特に、精神科の診療体制は、摂食障害の患者に対して十分なサポートを提供できていない。特に、精神科の診療体制は、摂食障害の患者に対して十分なサポートを提供できていない。

摂食障害は、身体的健康だけでなく、精神的健康にも大きな影響を与える。しかし、日本の医療体制は、摂食障害の患者に対して十分なサポートを提供できていない。特に、精神科の診療体制は、摂食障害の患者に対して十分なサポートを提供できていない。特に、精神科の診療体制は、摂食障害の患者に対して十分なサポートを提供できていない。

コロナ禍 強まる悩みと不安

大きな不安

◆朝日新聞デジタル

医療サイト 朝日新聞アピタル

摂食障害、コロナ禍で支え合い 「Zoom集会以勇気」

有料会員記事 新型コロナウイルス
佐藤啓介 2020年10月6日 10時50分

シェア ツイート ブックマーク



日本摂食障害協会のホームページ



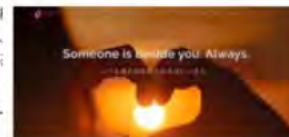
体重や体形を気にしたり、逆に食べ過ぎに異常が出る摂食障害の生活への影響の悪化を訴えている。一方で、ご含みのあり方も、広がってきてい

摂食障害、コロナや孤独感が影響

摂食障害、コロナ禍で悪化 「生活変化や孤独感が影響」

有料会員記事 新型コロナウイルス
佐藤啓介 2020年10月6日 10時00分

シェア ツイート ブックマーク



日本摂食障害協会のホームページのトップ画面



新型コロナウイルスによる自粛生活で摂食障害の症状が悪化した。日本摂食障害協会がインターネットで行ったアンケートに、当事者からそんな訴えが多く寄せられている。研究者は「コロナ禍での生活リズムの変化や孤独感の強まりなどが、食行動に影響しているおそれがある」と指摘している。

同協会は4～5月と8～9月の2回、協会ホームページを通じてアンケートを実施した。1回目は278人、2回目は193人が回答。両方回答したのは102人だった。いずれも20～30代の女性の回答が最も多かつ

◆公明新聞



制作物

◆チームで取り組む 摂食障害治療・支援ガイドブック 第2版



◆日本財団2019年度支援事業 コロナ調査レポート



Supported by 日本 THE NIPPON 財団 FOUNDATION

日本摂食障害協会 活動報告 2021

～ご報告資料～（～2022/3/31まで）

一般社団法人日本摂食障害協会

2022.3.31_Ver1.1



組織体制の変更

【理事長】

鈴木 眞理：跡見学園女子大学 心理学部 臨床心理学科 特任教授

【副理事長】

山岡 昌之：元国家公務員共済組合連合会 九段坂病院副院長 日本摂食障害治療研究所 所長 心療内科医

【理事】

大津 光寛：日本歯科大学附属病院 心療歯科診療センター 准教授

木村 記子：なにわ生野病院 心療内科部長 大阪メンタルヘルス総合センター 副センター長 児童精神科医

作田 亮一：獨協医科大学埼玉医療センター 子どものこころ診療センター長 教授 小児科

末松 弘行：名古屋学芸大学 名誉教授 心療内科医

鈴木 眞理：政策研究大学院大学 教授 内科医

西園マーハ文：明治学院大学 心理学部心理学科 教授 精神科医

林 公輔：学習院大学文学部 心理学科准教授 精神科医

山岡 昌之：元国家公務員共済組合連合会 九段坂病院副院長 日本摂食障害治療研究所 所長 心療内科医

【監事】

武久 千夏：社会医療法人弘道会 なにわ生野病院 心療内科

大阪メンタルヘルス総合センター ストレス疾患治療研究所 臨床心理士

世界摂食障害アクションデイ -World Eating Disorders Action Day-とは？

2016年6月2日から始まり、世界全体での取り組みとなった

「世界摂食障害アクションデイ -World Eating Disorders Action Day-」が開催されました。

この取り組みは、摂食障害で苦しむ方やその家族、専門家や研究者、サポーターらが国境を越えて団結し、摂食障害の啓発と支援活動を世界中で同時に行う活動で、全世界で摂食障害に対する意識を高めることを目指します。昨年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になり、2021年の開催はオンラインでの開催となりました。

当協会としては、日本独自の取り組みとして、今年は摂食障害全国支援センターとの共催によりオンラインで開催され、治療と支援について関連機関、関連協会、専門家、当事者それぞれの立場から発表を行いました。また、昨年協会で実施しました「新型コロナウイルス感染症が摂食障害の方々にどのような影響を及ぼしているかについてアンケート調査」の結果を報告しました。

【世界摂食障害の日 -World Eating Disorders Action Day-】

<http://www.worldeatingdisordersday.org/>

SNSなどで是非イベントの告知、啓発には当協会では下記のハッシュタグを推奨しています。

#世界摂食障害アクションデイ2021

#摂食イベント2021

※（デイの「イ」は大文字です）

※「#摂食イベント2021」



世界摂食障害アクションデイ 開催概要

世界摂食障害アクションデイ2021 ～摂食障害治療と支援のイノベーション（新時代）～

日時：2021年6月6日（日）13:30～15:45 オンライン（Zoom）

参加費：無料

入場者：307名（内訳：当事者、ご家族、専門家〔医療職、心理職、栄養士・管理栄養士、学校関係者〕、友人・知人、メディア・報道関係者、選手・アスリート、トレーナー・部活顧問など）

主催：一般社団法人日本摂食障害協会、摂食障害全国支援センター

後援：厚生労働省、文部科学省、法務省、東京都、大阪府教育委員会、公益財団法人日本医師会、公益社団法人日本栄養士会、公益社団法人日本産婦人科医会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益社団法人日本精神神経学会、公益社団法人日本女医会、公益社団法人日本小児科学会、公益社団法人日本栄養・食糧学会、公益社団法人日本歯科医師会、一般財団法人日本ヘルスケア協会、一般社団法人日本内分泌学会、一般社団法人日本心理臨床学会、一般社団法人日本社会精神医学会、一般社団法人日本女性心身医学会、一般社団法人日本心身医学会、一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人スローカロリー研究会、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会、一般社団法人日本体力医学会、一般社団法人日本臨床栄養学会、一般社団法人女性アスリート健康支援委員会、一般社団法人パーソナルトレーナー協会、一般社団法人美容サロン協議会、特定非営利活動法人日本栄養改善学会、特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会、特定非営利活動法人日本心療内科学会、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会、日本摂食障害学会、日本スポーツ精神医学会、ランニング学会、女性スポーツ医学研究会（順不同）

プログラム

【第1部】

※敬称略

1) 開会ご挨拶

- 一般社団法人日本摂食障害協会理事長 鈴木真理
- 中村学園大学学長／国立大学法人九州大学前総長／
認定特定非営利活動法人日本心療内科学会理事長／
一般社団法人日本摂食障害協会特別顧問 久保千春
- 日本摂食障害学会理事長 永田利彦
- 参議院議員 熊野正士
- 一般社団法人日本摂食障害協会アンバサダー 原裕美子

2) コロナレポート

- 一般社団法人日本摂食障害協会理事 西園マーハ文

3) 当事者の経験談「ご自身の体験と就労について」

- VALT JAPAN株式会社代表取締役 小野貴也

4) 質疑応答



久保千春先生



熊野正士先生



永田利彦先生



原裕美子さん



小野貴也さん

プログラム

※敬称略

【第2部】

1) 開会ご挨拶（摂食障害治療支援センター設置運営事業の紹介）

- 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 田中裕記
- 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所所長 金吉晴



田中裕記様



金吉晴先生

2) 市民公開講座「治療と支援の充実を目指して」

「摂食障害治療のすそ野を広げる取り組み」

- 福岡県摂食障害支援拠点病院 高倉修
- 「摂食障害の治療施設を増やす取り組み」
- 静岡県摂食障害支援拠点病院 竹林淳和



高倉修先生



竹林淳和先生

3) 総合討論

「摂食障害からのリカバリーのために、何が欲しいか、何が足りないか、何ができるか」

- 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
中川良昭／松井佑樹／田中裕記／
- 一般社団法人日本摂食障害協会理事長 鈴木真理
- 千葉県摂食障害支援拠点病院 田村奈穂
- 宮城県摂食障害支援拠点病院 佐藤康弘
- 福岡県摂食障害支援拠点病院 高倉修
- 静岡県摂食障害支援拠点病院 竹林淳和
- 摂食障害全国支援センター 小原千郷



世界摂食障害アクションディ特別企画 ～私たちの主張2021～

【特別企画】

私たちの主張2021

～摂食障害のリカバリーのために何が欲しいのか、何が足りないのか、何ができるか～

サポーター・当事者・家族・治療支援者向け
2021年6月6日（日）10:00～12:00

同日午前に「私たちの主張2021」を開催。摂食障害を経験された8名の方が、リカバリーのために何が欲しいのか、何が足りないのか、何ができるかを発表されました。回復のためには当事者同士の支え合いが力になります。また、社会を変えるためには当事者の声を広く届けていかなければなりません。当事者の皆様の声を大切にし、協力しながら活動を継続してまいります。



エントリーNo.1 かずこ様



エントリーNo.2 サキ様



エントリーNo.3 かなこ様



エントリーNo.4 るか様



エントリーNo.5 きなこ様



エントリーNo.6 あおい



エントリーNo.7 りんりん様

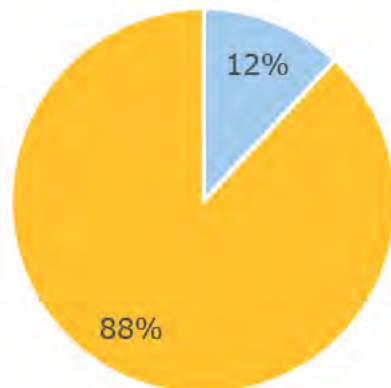


エントリーNo.8 山崎彩恵様

参加者アンケート①

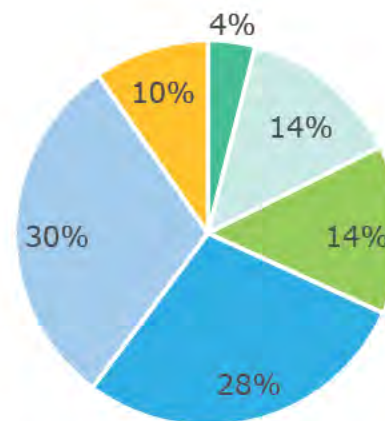
N = 176

性別



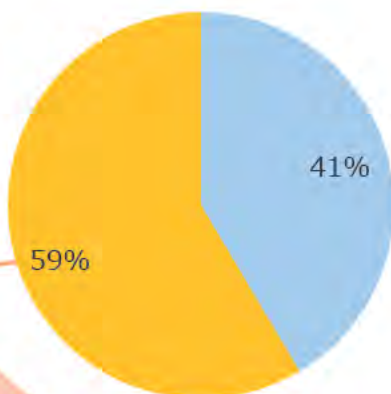
■ 男性
■ 女性

年代



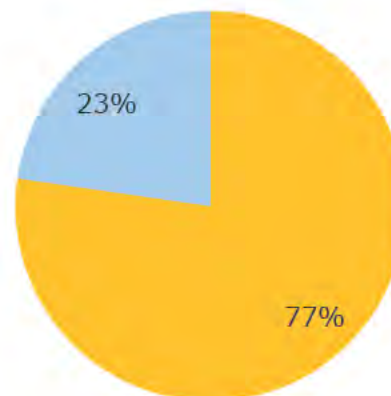
■ 10代
■ 20代
■ 30代
■ 40代
■ 50代
■ 60代以上

世界摂食障害アクションデイはご存知でしたか？



■ 知っていた
■ 知らなかった

日本摂食障害協会のイベントへのご参加は初めてですか？

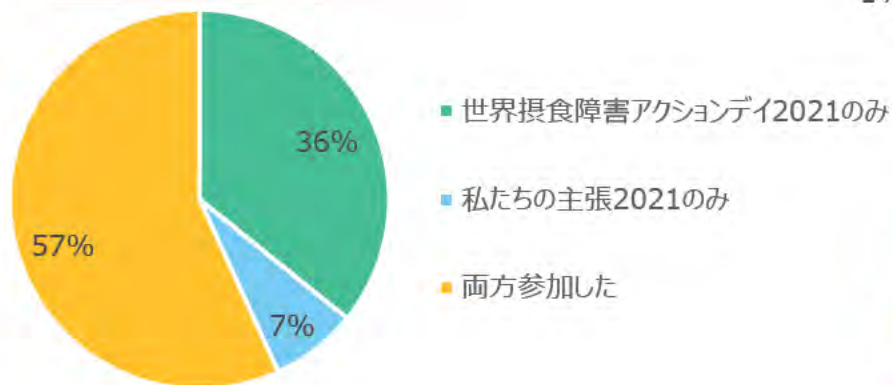


■ はい
■ いいえ

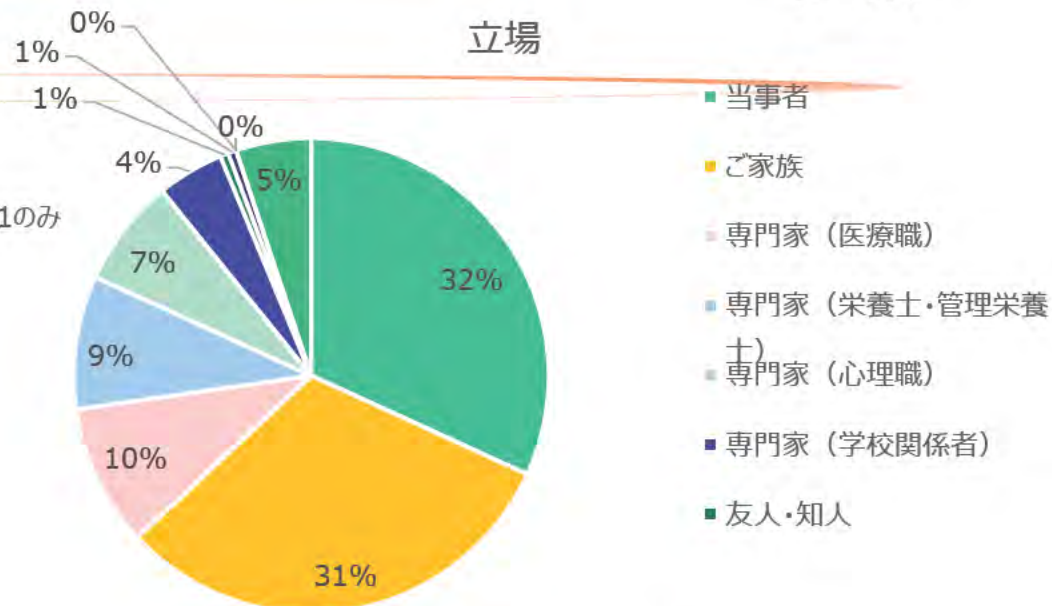
参加者アンケート②

N = 176

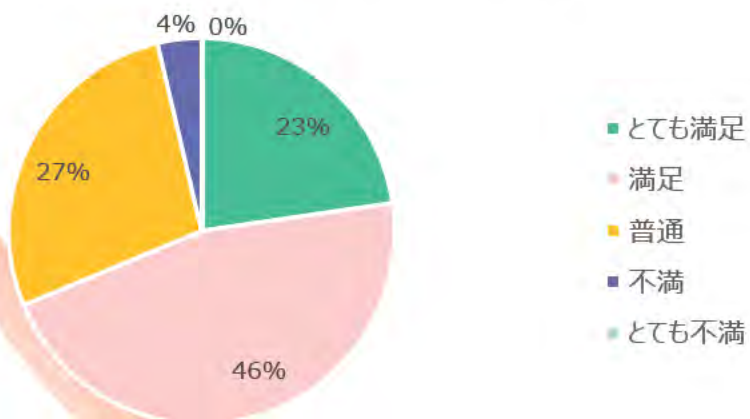
ご参加されたイベント



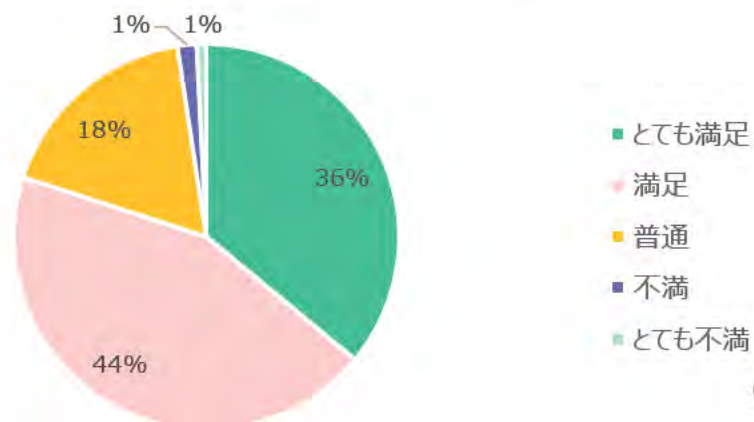
立場



世界摂食障害アクションデイ2021はいかがでしたか



私たちの主張2021はいかがでしたか



有料・オンライン講習会 「摂食障害の心理支援講座～第1期～」

第1期の講習会として、行動の『制限』の意味、症状を手放すことをテーマに講習会を開催。摂食障害、特に神経性やせ症の治療というと「もっと食べさせる」ことに目が向きがちですが、過剰なエネルギー消費を止めることは、治療の有効なツールの一つです。自分で止められない症状行動に対して、適切な量、タイミングの制限に直面することは、心理面を振り返るきっかけにもなり得ます。第1期は、これらの問題について多面的に考えました。

- 第1回：令和3年2月10日（水）0:00～2月21日（日）9:59
【プログラム ＊講義1と2を録画したものを配信（各講義2時間）】
一般社団法人日本摂食障害協会のご紹介とご挨拶
鈴木眞理先生（一般社団法人日本摂食障害協会 理事長）
講義1：外来治療の中での「小さい制限」の在り方
講師：西園マーハ文先生
（明治学院大学 心理学部心理学科 教授、一般社団法人日本摂食障害協会 理事）
講義2：症状を手放すこと～入院治療の場合～
講師：林公輔先生
（学習院大学 文学部心理学科 准教授、一般社団法人日本摂食障害協会 理事）

- 第2回：令和3年2月21日（日）10:00～12:00
【プログラム ＊ライブ配信講演会】
講義1・2のポイント解説と質疑応答（事前質問含む）
講師：西園マーハ文先生、林公輔先生

●対象
摂食障害の診療、治療、相談に携わる職種の方

- 定員 先着80名
- 参加費 一般10,000円（学生4,000円）

JAED 摂食障害の心理支援講座
第1期：行動の『制限』の意味、症状を手放すこと

摂食障害、特に神経性やせ症の治療というと「もっと食べさせる」ことに目が向きがちですが、過剰なエネルギー消費を止めることは、治療の有効なツールの一つです。「制限行動を制限する」「エネルギー消費を止める」などさまざまな「制限」を必要とする場面は少なくありません。全く制限なしの「無制限」では、ほとんどの場合、状況は悪化する一方となります。制限は、適切な方法で行われれば、治療に対する効果と期待感を生み出すだけでなく、人権上の問題が生じる危険性もあります。自分で止められない症状行動に対して、適切な量、タイミングの制限に直面することは、心理面を振り返るきっかけにもなり得ます。第1期は、これらの問題について多面的に考えたいと思います。

【1】	【2】
外来治療の中での「小さい制限」の在り方	症状を手放すこと～入院治療の場合～
講師：西園マーハ文先生 明治学院大学 心理学部心理学科 教授 一般社団法人日本摂食障害協会 理事	講師：林公輔先生 学習院大学 文学部心理学科 准教授 一般社団法人日本摂食障害協会 理事
第1回：令和3年 2月 10日（水）0:00～2月21日（日）9:59 講義1と2を録画したものを配信いたします。	第2回：令和3年 2月 21日（日）10:00～12:00 ライブ配信で講義1と2のポイント解説と質疑応答を行います。
【対象】	摂食障害の診療、治療、相談に携わる職種の方 ※資格取得のために勉強中の学生、大学院生の方 ※上記にあてはまらない当事者やご家族は対象としていません。 ※臨床心理士資格取得のためのポイントも申請可能です（2日間のみ参加が対象）。
【定員】	先着 80名（学生、大学院生は先着10名）
【参加費】	10,000円（学生、大学院生は4,000円）
【会場】	Zoomを使用したオンラインセミナー
【申込】	URLあるいはQRコードよりお申し込みください。 https://jaedseminar1.posits.com
【締切】	令和3年 2月 8日（月）18:00
【お問い合わせ先】	一般社団法人 日本摂食障害協会 〒102-0094 東京都千代田区肥後3-33-2 2階 MAIL: seminar@jaed.jp

有料・オンライン講習会 「摂食障害の心理支援講座～第2期～」

第1期につづき、第2期の講習会として、子どもの摂食障害の特徴と治療～未来ある子どもと家族に寄り添い身体を守る～をテーマに講習会を開催しました。第1期、第2期とも満員にて開催できました。

●第1回：令和3年8月11日（水）0:00～8月22日（日）12:00
【プログラム ＊講義1と2を録画したものを配信（各講義2時間）】

＜オンデマンド講義＞

講義1「小児摂食障害の特徴と対応」

講師 作田亮一先生（獨協医科大学埼玉医療センター
子どものこころ診療センター長）

講義2「小児摂食障害の家族療法（FBT）」

講師 荻原かおり先生
東京インターナショナルサイコセラピー・二子玉川オフィス
日本摂食障害協会フェロー）

●第2回：令和3年8月22日（日）13:30～15:30

【プログラム ＊ライブ配信講演会】

講義3「症例から学ぶ小児摂食障害の入院治療」

講師 大谷良子先生（獨協医科大学埼玉医療センター
子どものこころ診療センター）

講義1・2のポイント解説と質疑応答（事前質問含む）

講師：作田亮一先生・荻原かおり先生・大谷良子先生

●対象

摂食障害の診療、治療、相談に携わる職種の方

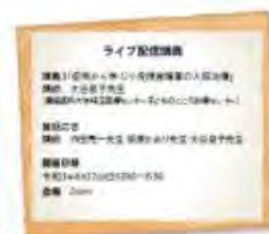
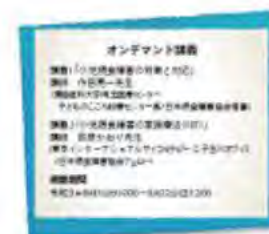
●定員 先着80名

●参加費 一般10,000円（学生4000円）

JAFD 摂食障害の心理支援講座

第2期：子どもの摂食障害の特徴と治療

～未来ある子どもと家族に寄り添い身体を守る～



目 録 摂食障害の診療・治療に携わる職種の方
※資格取得のために勉強中の学生、大学医学生も参加できます。
※上記に当てはまらない事業者や受講はできません。
※臨床と理論の両方のためのポイントも準備予定です。
※ポイント制のため、全ての講義への参加が必須となります。

定 員 一般 80名（学生・大学医学生 400名）

参加費 一般 10,000円（学生・大学医学生 4,000円）

申 込 2/25(水)あるいは3/5(火)まで
お申し込みください。
<https://pedisummer1.jp/online/>

講 師 荻原かおり先生（独協医科大学）

お問い合わせ
一般社団法人日本摂食障害協会
〒100-0004
東京都千代田区有明3-1-1
TEL 03-5561-5561



大学出張 講習会

2017年度から名古屋学芸大学主催の管理栄養士特講（エキサイティング）枠で講義枠をもたせていただいております。今年で5年目の実施になります。管理栄養士を目指す学生たちは授業の中で摂食障害を学ぶ授業はないので、摂食障害の概論、管理栄養士の仕事という2つのテーマで啓発を目的とした講義を今年はオンラインにて行いました。

<2021年度>

★講義 1

<日時>2021年12月3日（金） 13：50～15：20@ZOOM

<会場>名古屋学芸大学 管理栄養士学科

<対象> 1年生 176名

<テーマ>

摂食障害を考える

一般社団法人日本摂食障害協会理事

林公輔先生

★講義 2

<日時>2021年12月10日（金） 13：50～15：20@ZOOM

<対象> 1年生 176名

<テーマ>

摂食障害治療管理栄養士の関り精神科病院における実践症例

一般社団法人日本摂食障害協会参与

佐藤安貴先生

- ・食べ物：栄養のあるもの、生きる上で必須のもの
- ・生きる上で必須のもの：愛情、情緒
 - ・対象希求性
- ・他者との関係性、気持ちのやりとりが大切
- ・摂食障害患者はこれらを上手に受け取ることができない
- ・カオナシ
 - ・食べても食べても足りない
 - ・本当に欲しいものは？



良く使う食品サンプル



スライド抜粋

有料・オンライン講習会 「ご家族向けオンライン講習会」

摂食障害は、専門家の支援、周りの方サポートを受けることは回復にはとても有益とされています。摂食障害に関する知識や理解を深め、より上手に患者さんをサポートする方法を学びます。

本講習会は全4期のご家族向けの講習会で、オンデマンド講義（学習）＋ライブ配信講義がセットになっており、ライブ配信講義当日までに事前講義（学習）をしてもらい、ライブ配信講義当日は事前講義（学習）内容の補足やQ&Aなどを中心に行います。

●＜プログラム＞

第1期（基礎編）～摂食障害の体、心理、生活へのアドバイス～

I. オンデマンド講義（学習）

1. 摂食障害の心理と身体疑問に答える

鈴木真理（日本摂食障害協会理事長、跡見学園女子大学 心理学部 臨床心理学科 特任教授）

2. 見逃せない摂食障害と歯の問題

大津 光寛（日本摂食障害協会参与、日本歯科大学附属病院 心療歯科 診療センター 准教授）

3. 摂食障害を抱えながらの就学・進学、就労、結婚・出産・子育て、カミングアウトの注意点（就労調査から）

西園マーハ文（日本摂食障害協会理事、明治学院大学 心理学部心理学科教授）

【オンデマンド（学習）動画視聴期間】

2021年10月26日（火）～2022年1月31日（月）

II. ライブ配信講義 オンラインQ&A 11月7日（日）10：30～12：00

参加者：鈴木真理、大津光寛

＜内容＞

- ・オンデマンド講習会の補足説明
- ・参加者からのご質問

【対象】ご家族対象

【参加者】66名

【費用】5500円（1家族）

（C）一般社団法人 日本摂食障害協会（Japan Association for Eating Disorders）

有料・オンライン講習会 「ご家族向けオンライン講習会」

●＜プログラム＞

第2期（医療編）～医療は何を提供できるのか～

I. オンデマンド講義（学習）

1. 身体的治療 身体科では何ができるのか？

鈴木真理（日本摂食障害協会理事長、跡見学園女子大学 心理学部 臨床心理学科 特任教授）

2. 精神科的治療 精神科では何ができるのか？

林公輔（日本摂食障害協会理事、学習院大学文学部 心理学科 准教授）

3. 管理栄養士は何ができるのか？

浮田千絵里（日本摂食障害協会参与、国際医療福祉大学 成田病院 栄養室長、一般社団法人スローカロリー研究会監事）

4. こころの問題への向き合い方 心理士は何ができるのか？

小島夕佳（日本摂食障害協会フェロー、国立研究開発法人
国立国際医療研究センター 国府台病院 心療内科）

【オンデマンド（学習）動画視聴期間】

2021年11月16日（火）～2022年1月31日（月）

II. ライブ配信講義 オンラインQ&A 11月28日（日）10：30～12：00

参加者：鈴木真理、林公輔、浮田千絵里、小島夕佳

＜内容＞

- ・オンデマンド講習会の補足説明
- ・参加者からのご質問

【対象】ご家族対象

【参加者】57名

【費用】5500円（1家族）

（C）一般社団法人 日本摂食障害協会（Japan Association for Eating Disorders）



専用動画サイト

有料・オンライン講習会 「ご家族向けオンライン講習会」

●＜プログラム＞

第3期（家族編） ～家族や支援者はどのように支援すればよいか～

I. オンデマンド講義（学習）

1. 家族の患者への接し方の基本

小原千郷（日本摂食障害協会フェロー、文教大学 人間科学部 臨床心理学科 特任専任講師）

2. 家族にできる食事支援

森野百合子（日本摂食障害協会参与、成増厚生病院 なります子どもの心ケアセンター準備室 室長）

3. ご家族ご自身のケアについて

菊池浩子（日本摂食障害協会参与、つくば国際大学 医療保健学部 保健栄養学科 講師）

【オンデマンド（学習）動画視聴期間】

2021年11月30日（火）～2022年1月31日（月）

II. ライブ配信講義 オンラインQ&A 12月19日（日）10：30～12：00

参加者：鈴木真理、小原千郷、菊池浩子

<内容>

- ・オンデマンド講習会の補足説明
- ・参加者からのご質問

【対象】ご家族対象

【参加者】82名

【費用】5500円（1家族）



家族にできる食事支援

専用動画サイト

有料・オンライン講習会 「ご家族向けオンライン講習会」

●＜プログラム＞

最後の第4期は、ライブ配信当日のみになります。

＜プログラム＞

第4期（パネルディスカッション） ～当事者と家族の声を聴く～

I. ライブ配信講義 2022年1月16日（日）10：00～12：00

＜内容＞

①当事者の声

- ・当事者の経験談と回復について
- ・家族にしてほしかったこと、してほしくなかったこと など

※上記テーマは変更になる場合がございます

②ディスカッション

- ・参加者からのご質問

参加者：鈴木真理、小原千郷

当事者：4名（男性1名、女性3名）

【対象】ご家族対象

【参加者】募集中

【費用】5500円（1家族）



メディア関連①

◆NHKニュース

摂食障害患者 過食など症状悪化訴え6割超 支援団体アンケート

2020年5月4日 5時58分

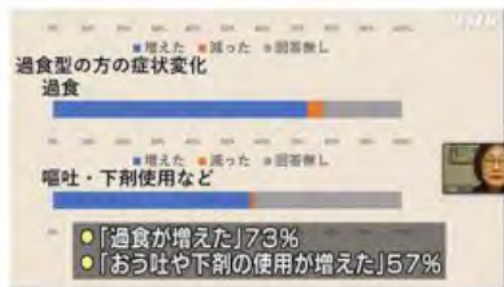
外出の自粛が呼びかけられる中、摂食障害の患者の症状の悪化が懸念されています。支援団体は実態をつかもうとインターネット通じたアンケートを行っています。これまでのところ6割以上の患者が過食や嘔吐の症状が悪化したと訴えていることが分かりました。

過食や嘔吐を繰り返す摂食障害の患者は不安やストレスを感じやすく、自宅にいる時間が長くなり食べ物が身近にある状況の中、症状の悪化が懸念されています。

専門家などで作る日本摂食障害協会では患者の実態をつかもうとインターネット上でアンケートを行っています。

アンケートでは、以前と比べて症状や生活リズム、それに家族との関係にどんな変化があったのかや、新しい状況を受け入れるアイデアなどを聞いていますが、これまでに寄せられたおよそ100人の回答からは「過食が増えた」や「おう吐や下剤の乱用が増えた」というケースが6割を超えているということです。

自由記述からは、感染の広がりや影響して診療やカウンセリングが受けにくくなったという声もあつた。摂食障害の患者は、不安やストレスを感じやすく、自宅にいる時間が長くなり、食べ物が身近にある状況の中、症状の悪化が懸念されています。



「過食が増えた」7割超 摂食障害悪化懸念 外出自粛など影響

2020年6月8日 8時52分

外出自粛などの影響で、摂食障害の患者の症状の悪化が懸念されています。患者など200人以上が参加するオンラインのディスカッションが7日開かれ、過食が増えたというケースが7割を超えたという調査結果が報告されました。

過食や嘔吐を繰り返す摂食障害は、不安やストレスを感じやすく、自宅にいる時間が長くなり、食べ物が身近にある状況の中、症状の悪化が懸念されています。

◆読売新聞

思春期ダイエットで不調

「やせ願望」の背景の悩み聞いて

■子どもの「やせ願望」に親が対応する際の注意点
・ダイエットを強要しない
・無理には強要しない
・子どもの「やせ願望」を察知し、必要に応じて適切な対応をする
・摂食障害の発症につながる危険性を理解する
・摂食障害を予防するための対応策を講ずる

◆朝日新聞デジタル

医療サイト 朝日新聞アピタル

摂食障害、コロナ禍で支え合い 「Zoom集会以勇気」

有料会員記事 新型コロナウイルス

佐藤 浩介 2020年10月6日 16時50分

Facebook Twitter LINE アップルニュース



日本摂食障害協会のホームページ

体重や体形を気にして、食べられなくなったり、逆に食べ過ぎて吐いたりと食行動に変化が出る摂食障害。新型コロナウイルスの生活への影響が長引くなか、その症状の悪化を訴える声が当事者から上がっている。一方で、これまでとは違った「支え合い」のあり方も、当事者や自助団体の間で広がってきている。

摂食障害、コロナ禍で悪化 「生活変化や孤独感が影響」

◆婦人公論.jp

元マラソン選手・原裕美子の告白「食べて吐くために万引きを…摂食障害と寄血症に苦しめ抜いた15年」

「食べて吐くために万引きを…」摂食障害と寄血症に苦しめ抜いた15年

【写真】北海道マラソンにて1位でゴールした原さん

◆朝日新聞

摂食障害 ネットで支え合う当事者たち

患者少なくとも21万人 遅れる日本の医療体制

「支え合い」のあり方も、当事者や自助団体の間で広がってきている。

メディア関連②

◆スッキリ



◆AbemaNews



◆クリスクぷらす



◆朝日新聞EduA



◆NHKニュース

コロナ禍で、子どもに摂食障害のリスク

この摂食障害。コロナ禍で子どもたちが、症状を持つリスクが高まっていると考え専門家はいます。

横浜医科大学埼玉医療センター子どものこころ診療センターの作田亮一教授です。



摂食障害で初診の子ども 患者数の推移

◆週刊女性



ご報告①

◆第55回「社会貢献者表彰」の受賞いたしました！

公益財団法人社会貢献支援財団（会長 安倍昭恵）は、財団設立の1971年以来、社会の各分野で顕著な功績を挙げられながら、社会的に報われる機会の少ない方を対象に、その貢献に感謝して労をねぎらうため、表彰を行っています。これまでの49年間の表彰件数累計は、12,538件に上っています。先駆性、独自性、模範性などを備えた活動により、社会に尽くされた功績として、協会の活動が認められました。今後も受賞に恥じないような活動を行って参りたいと思います。



授賞式

ご報告②

◆令和三年度の摂食障害に関する予算が5倍になりました！

令和三年度の摂食障害対策予算が12月21日（月）閣議決定予定されました。

厚生労働省はじめ、公明党摂食障害PTの議員の先生方のご尽力のおかげで、昨年よりもおよそ5倍の予算になりました。

摂食障害対策の推進にかかる 令和3年度予算案

＜令和2年度予算＞ 1,223万円 → ＜令和3年度予算案＞ 6,533万円
※関係経費を含めると（最大8,573万円）

摂食障害治療支援センター設置運営事業	1,223万円	→	1,945万円
摂食障害患者・家族の治療及び相談支援などを行う専門医療機関の体制整備を推進する。 全国拠点機関 1カ所（国立精神・神経医療研究センター） 摂食障害治療支援センター 4医療機関（令和2年度） → 6医療機関（令和3年度）			

地域における普及啓発の推進（※）	0万円	→	2,776万円
地域住民への普及啓発の推進のため、メンタルヘルス・ファーストエイド（MHFA）を活用した心のサポーター養成・普及啓発の取り組みを構築する。			

摂食障害に関する治療研究事業（※）	0万円	→	1,812万円
専門家ならびにプライマリ・ケア医による認知行動療法をはじめとした治療法のエビデンスを検証するほか、心理療法や栄養治療を含めた多職種による包括的アプローチ治療法の開発と検証を実施する。			

＜関係経費＞

こころの健康づくり対策事業（※）	1,426万円の内訳	→	2,040万円の内訳
地域において、精神科医療及び精神保健福祉業務に従事している者等を対象として専門的な養成研修を実施し、精神保健医療対策に関する資質の向上を図る。			

（※）再掲

冊子・制作物



摂食障害治療・支援ガイドブック第二版
1,000円（税込）



日本財団 2019 年度 支援事業

Supported by  日本財団 THE NIPPON FOUNDATION

※協会ホームページにて販売・ダウンロード可能 <https://www.jafed.jp/>

日本摂食障害協会 活動報告 2022

～ご報告資料～（～2023/3/31まで）

一般社団法人日本摂食障害協会

2023.3.27_Ver1.0



協会概要

【法人名】 一般社団法人 日本摂食障害協会（英語：Japan Association for Eating Disorders 略：JAED）

【設立】 2016年3月9日

【所在地】 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3番33号 プリンス通りビル2階

【理事長】

鈴木 眞理：跡見学園女子大学 心理学部 臨床心理学科 特任教授

【副理事長】

山岡 昌之：元国家公務員共済組合連合会 九段坂病院副院長 日本摂食障害治療研究所 所長 心療内科医

【理事】

大津 光寛：日本歯科大学附属病院 心療歯科診療センター 准教授

木村 記子：なにわ生野病院 心療内科部長 大阪メンタルヘルス総合センター 副センター長 児童精神科医

作田 亮一：獨協医科大学埼玉医療センター 子どものこころ診療センター長 教授 小児科

末松 弘行：名古屋学芸大学 名誉教授 心療内科医

鈴木 眞理：政策研究大学院大学 教授 内科医

西園マーハ文：明治学院大学 心理学部心理学科 教授 精神科医

林 公輔：学習院大学文学部 心理学科准教授 精神科医

山岡 昌之：元国家公務員共済組合連合会 九段坂病院副院長 日本摂食障害治療研究所 所長 心療内科医

【監事】

武久 千夏：社会医療法人弘道会 なにわ生野病院 心療内科

大阪メンタルヘルス総合センター ストレス疾患治療研究所 臨床心理士

【相談役】

石川 俊男：元国立国際医療研究センター国府台病院 心療内科特任診療部長 元日本摂食障害学会理事長

鈴木 裕也：元埼玉社会保険病院院長・名誉院長 山王メディカルセンター 予防医学センター 内科医

協会概要

【特別顧問】

江利川 毅：公益財団法人医療科学研究所理事長 ~~元人事院総裁~~ ~~元厚生労働事務次官~~ ~~元内閣府事務次官~~
公立大学法人埼玉県立大学 前理事長

鴨下 一郎：元衆議院議員 心療内科医

久保 千春：中村学園大学学長 国立大学法人九州大学前総長 特定非営利活動法人日本心療内科学会理事長

河野 一郎：公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副会長 筑波大学名誉教授

【参与】

石橋 孝勇：琉球大学大学院精神病態医学講座

上原 徹：高崎健康福祉大学社会福祉学科教授 大学院保健福祉学専攻長

大森 美湖：東京学芸大学 保健管理センター准教授

大森 佑貴：東京都健康長寿医療センター

岡田 あゆみ：岡山大学大学院医歯薬学総合研究科小児医学 准教授

岡本 百合：広島大学病院 保健管理センター教授

尾崎 紀夫：名古屋大学大学院医学系研究科 精神医学・親と子どもの心療学分野教授

賀古 勇輝：北海道大学大学院 医学研究院 神経病態学分野 精神医学教室講師

片井 みゆき：政策研究大学院大学 保健管理センター 教授

香山 雪彦：あづま脳神経外科病院 精神科

河合 啓介：国立研究開発法人国立国際医療研究センター国府台病院 心療内科診療科長

河邊 憲太郎：愛媛大学大学院医学系研究科 精神神経科学講座

菊池 浩子：元つくば国際大学 医療保健学部保健栄養学科 専任講師

北山 真次：姫路市総合福祉通園センタールネス花北 所長

小清水 孝子：大妻女子大学 家政学部食物学科教授

小牧 元：福岡国際医療福祉大学 医療学部教授 日本摂食障害学会前理事長

坂野 雄二：北海道医療大学名誉教授

佐藤 安貴：北海道立緑ヶ丘病院 主査 管理栄養士

志々田 一宏：横浜市民病院神経精神科 主任部長

柴崎 千絵里：国際医療福祉大学 成田病院 栄養室長 一般社団法人スローカロリー研究会監事

杉山 英子：長野県立大学 健康発達学部食健康学科教授

協会概要

【参与】

鈴木 志保子：神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部栄養学科教授
鈴木 朋子：大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部健康栄養学科教授
須藤 信行：九州大学病院教授
宗 未来：東京歯科大学市川総合病院精神科 部長 准教授
高木 洲一郎：自由が丘高木クリニック院長
高宮 静男：たかみやこころのクリニック院長
竹林 淳和：浜松医科大学 医学部医学科 精神医学講座講師
田中 聡：名古屋大学医学部附属病院精神科講師
中里 道子：千葉大学大学院医学研究院 精神医学特任教授 国際医療福祉大学医学部 精神医学主任教授
中村 このゆ：追手門学院大学 名誉教授
中村 丁次：神奈川県立保健福祉大学長 公益社団法人日本栄養士会代表理事長
能瀬 さやか：東京大学医学部附属病院 特任講師 一般社団法人女性アスリート健康支援委員会理事
福土 審：東北大学病院心療内科教授 一般社団法人日本心身医学会理事長
福永 幹彦：関西医科大学心療内科学講座教授
間部 裕代：医療法人美里みどり会 間部病院 小児科
丸山 史：諏訪赤十字病院長補佐 精神科部長
三井 知代：神戸親和女子大学学長
三井 信幸：北海道大学大学院医学研究科 神経病態学分野精神医学教室 北海道大学保健センター助教
百枝 幹雄：聖路加国際病院副院長 女性総合診療部部長 一般社団法人女性アスリート健康支援委員会理事
森野 百合子：成増厚生病院 なります子どもの心ケアセンター準備室 室長
山本 浩貴：帯広協会病院 精神科・心療内科 部長
横山 伸：長野赤十字病院 精神科部長

【アンバサダー】

原 裕美子：元女子マラソン日本代表

【エキスパートアドバイザー】

丹羽 真清：一般社団法人食と農の生命科学研究会 代表理事
元デリカフーズホールディングス株式会社 取締役(未来開発最高役員) 管理栄養士
(C) 一般社団法人日本摂食障害協会 (Japan Association for Eating Disorders)

協会概要

【フェロー】

荻原 かおり：東京インターナショナルサイコセラピー・二子玉川オフィス 臨床心理士
小原 千郷：文教大学 人間科学部 臨床心理学科 特任専任講師 臨床心理士
河野 佐代子：慶應義塾大学病院 看護部 主務
河上 純子：東京都公立学校スクールカウンセラー 臨床心理士
小島 夕佳：国立研究開発法人国立国際医療研究センター 国府台病院 心療内科 臨床心理士
菅原 彩子：国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 行動医学研究部 臨床心理士
鈴木 高男：摂食障害家族の会ポコ・ア・ポコ 代表
染原 風生：DDD Centre for Recovery 代表 ダンサー・摂食障害専門管理栄養士
竹田 剛：神戸学院大学心理学部 准教授 臨床心理士
西澤 佳菜子：ヨガ講師 アーユルヴェーダセラピスト 公認心理師
林 利香：EAT119 代表
望月 洋介：浜松医科大学 医学部附属病院精神科神経科 臨床心理士
山本 ゆりえ：国立研究開発法人国立国際医療研究センター 国府台病院 薬剤部

理事8名 参与43名 フェロー13名
(2023年1月1日現在)

世界摂食障害アクションデイ -World Eating Disorders Action Day-とは？

2016年6月2日から始まり、世界全体での取り組みとなった

「世界摂食障害アクションデイ-World Eating Disorders Action Day-」が開催されました。

この取り組みは、摂食障害で苦しむ方やその家族、専門家や研究者、サポーターらが国境を越えて団結し、摂食障害の啓発と支援活動を世界中で同時に行う活動で、全世界で摂食障害に対する意識を高めることを目指します。去年は新型コロナウイルス感染症の影響で中止になり、2022年の開催はオンラインでの開催となりました。

当協会としては、日本独自の取り組みとして、昨年につき、摂食障害全国支援センターとの共催によりオンラインで開催され、摂食障害の早期発見と早期支援に向けた取り組みや支援について、関連機関、関連協会、専門家、当事者それぞれの立場から発表を行いました。また、今回はコロナ（禍）が10代の摂食障害に与える影響についてのパイロットスタディの結果を報告しました。調査結果を受け、今年度には学校現場で摂食障害の実態は大規模調査を実施します。

【世界摂食障害の日 -World Eating Disorders Action Day-】

<http://www.worldeatingdisordersday.org/>

SNSなどで是非イベントの告知、啓発には当協会では下記のハッシュタグを推奨しています。

#世界摂食障害アクションデイ2022

#摂食イベント2022

※（デイの「イ」は大文字です）

※「#摂食イベント2022」



世界摂食障害アクションデイ 開催概要

世界摂食障害アクションデイ2022 ～～摂食障害の早期発見・早期支援に向けて～

日時：2022年6月5日（日）13:00～16:00 オンライン（Zoom）

参加費：無料

入場者：309名（内訳：当事者、ご家族、専門家〔医療職、心理職、栄養士・管理栄養士、学校関係者〕、友人・知人、メディア・報道関係者など）

主催：一般社団法人日本摂食障害協会、摂食障害全国支援センター



摂食障害治療支援センター設置運営事業
摂食障害全国支援センター
Center for Eating Disorder Research and Information

後援：

厚生労働省、文部科学省、法務省、東京都、大阪府教育委員会、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本栄養士会、公益社団法人日本産婦人科医会、公益社団法人日本産科婦人科学会、公益社団法人日本精神神経学会、公益社団法人日本小児科学会、公益社団法人日本栄養・食糧学会、公益社団法人日本歯科医師会、一般財団法人日本ヘルスケア協会、一般社団法人日本内分泌学会、一般社団法人日本心理臨床学会、一般社団法人日本社会精神医学会、一般社団法人日本女性心身医学会、一般社団法人日本心身医学会、一般社団法人日本臨床心理士会、一般社団法人スローカロリー研究会、一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会、一般社団法人日本体力医学会、一般社団法人日本臨床栄養学会、一般社団法人パーソナルトレーナー協会、一般社団法人美容サロン協議会、特定非営利活動法人日本栄養改善学会、特定非営利活動法人日本トレーニング指導者協会、特定非営利活動法人日本心療内科学会、特定非営利活動法人日本スポーツ栄養学会、日本摂食障害学会、日本スポーツ精神医学会、ランニング学会、女性スポーツ医学研究会（順不同）

プログラム

【第1部】コロナ禍と思春期

1) 開会ご挨拶

※敬称略

- 一般社団法人日本摂食障害協会 理事長 鈴木真理
- 一般社団法人日本摂食障害協会 特別顧問／元衆議院議員／心療内科医 鴨下一郎
- 公明党 摂食障害プロジェクトチーム 座長 熊野せいし
- 公明党 衆議院議員 文部科学大臣政務官 鰐淵洋子

2) 調査レポート「養護教諭を調査対象とした、コロナ禍での10代摂食障害の影響調査」

- 一般社団法人日本摂食障害協会 理事 作田亮一



鴨下一郎先生



熊野せいし先生

3) 高校の保健体育カリキュラムの改訂

- 一般社団法人日本摂食障害協会 理事 西園マーハ文

4) 当事者の話

- 2022ミス日本グランプリ／国際基督教大学4年 河野瑞夏



鰐淵洋子先生



河野瑞夏さん

5) 登壇者による意見交換

- 一般社団法人日本摂食障害協会 理事長 鈴木真理
- 2022ミス日本グランプリ／国際基督教大学4年 河野瑞夏

6) 2022年度の活動計画ご紹介と閉会挨拶

- 一般社団法人日本摂食障害協会 理事 大津光寛

プログラム

【第2部】全国に広げる相談支援体制～早期発見・早期支援へ向けて～

※敬称略

1) 開会ご挨拶（摂食障害治療支援センター設置運営事業の紹介）

- 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 心の健康支援室 室長 竹之内秀吉
- 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 所長 金吉晴

2) 「摂食障害相談ほっとライン」のご紹介

- 千葉県摂食障害支援拠点病院 河合啓介
- 千葉県摂食障害支援拠点病院 廣方美沙

3) 摂食障害治療・支援体制拡充への取り組み

- 摂食障害全国支援センター長 関口敦

4) 総合討論

- 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 松井佑樹 / 田中裕記 / 中川良昭
- 摂食障害全国支援センター長 関口敦
- 一般社団法人日本摂食障害協会 理事長 鈴木真理
- 日本摂食障害学会 理事長 永田利彦
- 摂食障害支援拠点病院職員



<2022年意見交換会風景>

世界摂食障害アクションディ特別企画 ～私たちの主張2022～

今年も「世界摂食障害アクションディ2022」の同日午前に、当協会自主フェロー会が「私たちの主張2022」を開催しました。オンラインならではの、新たな試みとしてZoomのブレイクアウトセッション機能を利用して3つの小部屋に分かれ、関心に沿った語り合いを行いました。

小部屋①「摂食障害からの“回復”について語ろう
～何を、どうすること？どうなっていくこと？～」

摂食障害のカタチが人によって違うように摂食障害からの“回復”も人によって様々。
それぞれの体験から学んだこと、感じたことなど
色々な想いを共有しました。。



日本摂食障害協会フェロー／公認心理師
竹田剛

小部屋①発表者



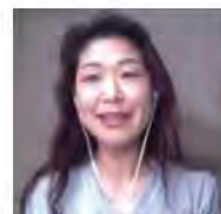
aki 様



春野真理様



川村とも子様



横山よしこ様

世界摂食障害アクションディ特別企画 ～私たちの主張2022～

小部屋②「わたしたちはひとりじゃない
～ゆるやかにつながろう～」

発表者の体験談を聞き、共に回復をめざす仲間と
「病気の体験の先にこんな自分がいたらいい
なあ」という回復への想いを共有。「離れていて
も、見えなくても、みんな繋がっているよ」とい
う温かなメッセージを贈り合うことができました。



日本摂食障害協会監事・フェロー／公認心理師
武久千夏

小部屋②発表者



KANAKO 様



林恵美様



ゆきひこ様

世界摂食障害アクションディ特別企画 ～私たちの主張2022～

小部屋③「親子でどのように摂食障害と関わってきたかを語ろう」

摂食障害の当事者を支えるために家族も病気を理解することが必要になります。当事者が辛いのはもちろんですが、家族も病気に振り回され混乱し精神的にも身体的にも負担が大きくなることはわかっています。

二組の親子がどのように摂食障害と関わってきたかを発表。症状がつらい時にそれぞれの立場で相手に感じていたこと・して欲しかったこと、回復に至るまでの心境の変化、気持ちの伝え方などを教えていただく貴重な機会となりました。



日本摂食障害協会フェロー／家族会代表
鈴木高男

小部屋③発表者



くろまめ様



ひらこ様



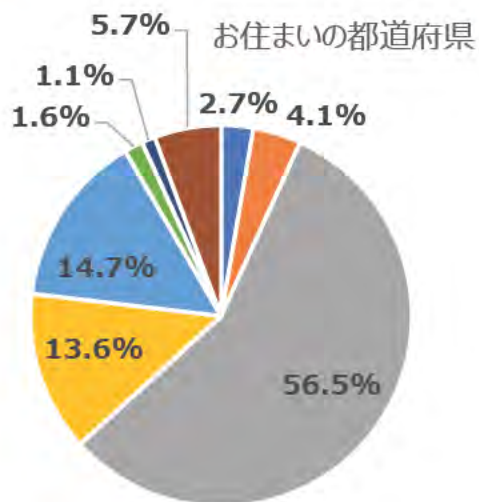
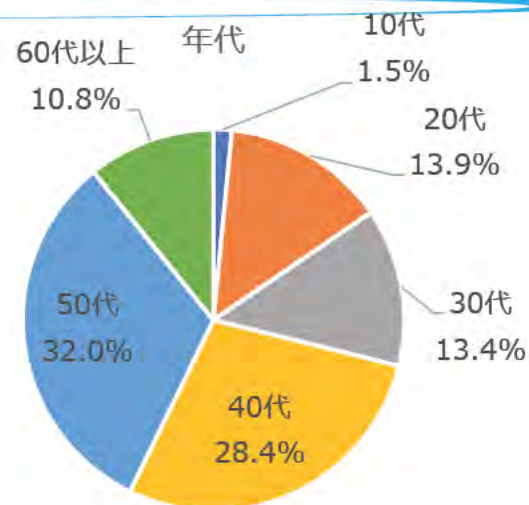
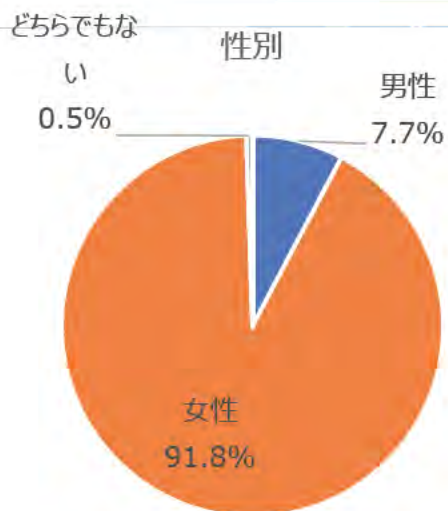
Yuu 様



トミエ様

参加者アンケート①

N=194

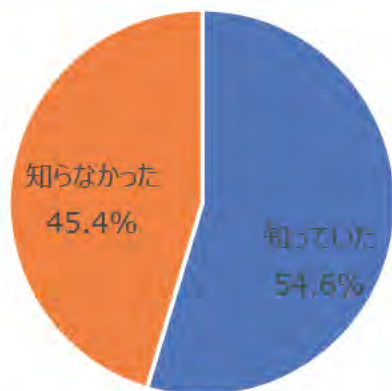


- 北海道地方
- 東北地方
- 関東地方
- 中部地方
- 近畿地方
- 中国地方
- 四国地方
- 九州・沖縄地方

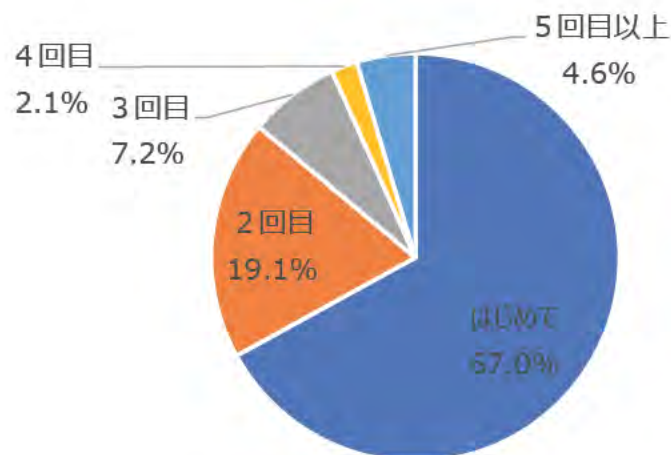
参加者アンケート②

N = 194

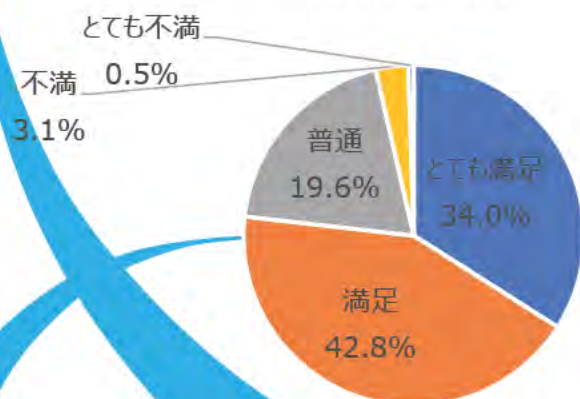
世界摂食障害アクションデイを知っていましたか？



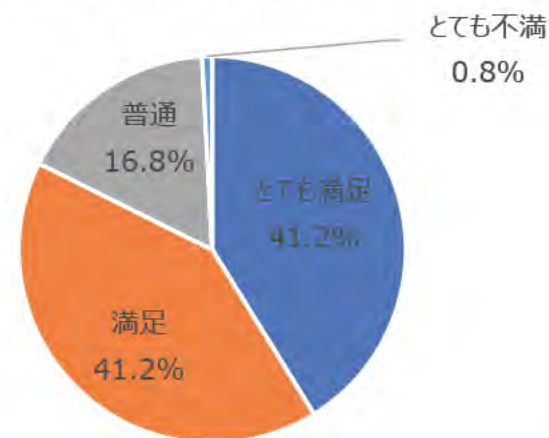
世界摂食障害アクションデイに参加したことはありますか？



世界摂食障害アクションデイ2022の内容は
いかがでしたか？



私たちの主張2022の内容はいかがでしたか？



世界メンタルヘルスデーとは？

毎年10月10日は「世界メンタルヘルスデー」です。世界メンタルヘルスデーは、世界精神保健連盟が、1992年よりメンタルヘルス問題に関する世間の意識を高め、偏見をなくし、正しい知識を普及することを目的として、10月10日を「世界メンタルヘルスデー」と定めました。その後、世界保健機関（WHO）も協賛し、正式な国際デー（国際記念日）とされています。

★世界メンタルヘルスデー

https://www.mhlw.go.jp/kokoro/mental_health_day/



世界メンタルヘルスデー 2022
～つながる、どこでも、だれにでも～

日本摂食障害協会では、今年の「世界メンタルヘルスデー2022」にあわせて、協会としてははじめて、講習会を開催し、協会初の夜開催でオンラインにて開催をしました。

協会ではSNS利用について、「SNSやインターネットなどの利用に関して調査」を行い、プラットフォーム事業者への注意喚起やポリシーの改訂などを行っております。本年度は、実施したアンケート調査の発表や日本摂食障害学会 永田利彦理事長をゲストにお招きして、SNSやインターネットを利用するメリット、デメリット、注意点などを専門家と実際にSNSなどから影響を受けた当事者を交えて、意見交換、お話をしました。

協会としても、世界摂食障害アクションディに続く、国際的な啓発イベントとして、大変重要なキャンペーン、イベントと考えており、継続的な開催をしていきたいと考えております。

世界メンタルヘルスデー 開催概要

世界メンタルヘルスデー2022連動企画 オンライン講習会
～SNSやインターネットの利用について～

日時：2022年10月8日（土）19:30～21:00

参加費：無料

参加者：66名（内訳：当事者、ご家族、医療従事者など）

主催：一般社団法人日本摂食障害協会



プログラム：

1) 開会ご挨拶

●一般社団法人日本摂食障害協会 理事長 鈴木真理

2) 調査レポート「SNSやインターネットの利用に関するアンケートについて」

●一般社団法人日本摂食障害協会 フェロー 菅原彩子

3) ミニ講義① ～調査レポートを受けて～

●一般社団法人日本摂食障害協会 理事 西園マーハ文

4) ミニ講義② ～調査レポートを受けて～

●日本摂食障害学会 理事長 永田利彦

5) 総合討論

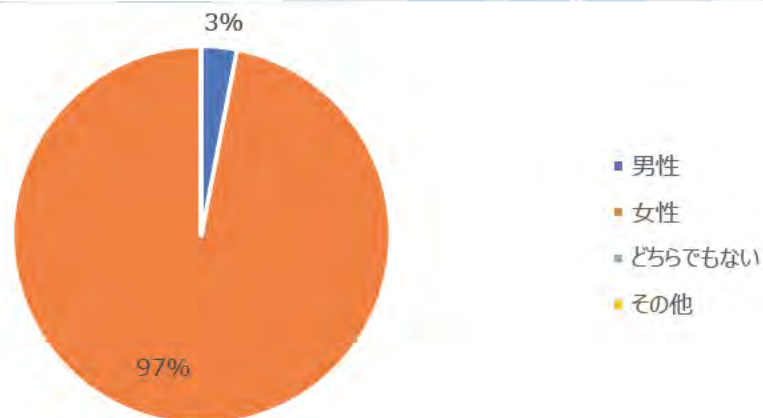
●当事者代表 稲岡加那子 中泉祐香



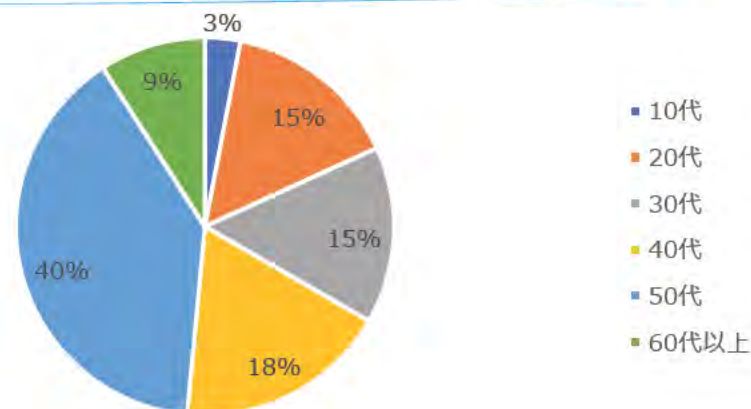
参加者アンケート①

N = 33

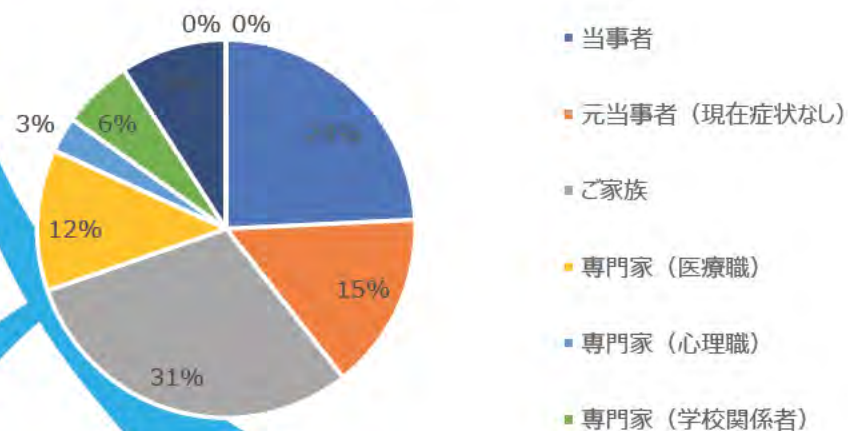
性別



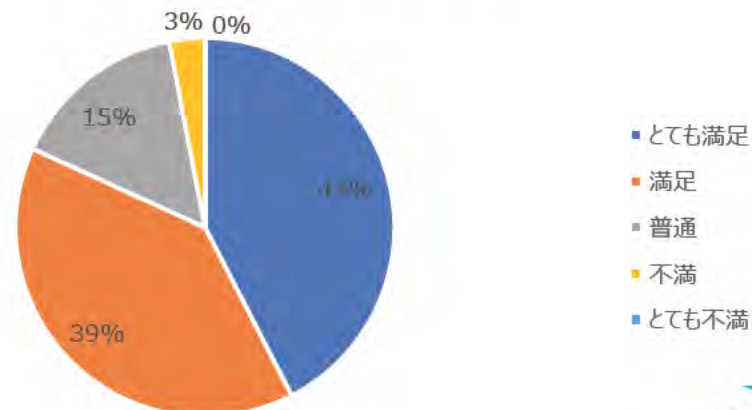
年代



立場



講習会の内容はいかがでしたか？



有料・オンライン講習会 「栄養士が知っておきたい摂食障害 第1期」

2021年には心理士向けの講習会を開催しましたが、今年度は「栄養士に知っていて欲しい！」をテーマに、心理、病態、指導の視点に分け3つの視点から摂食障害を学ぶ3回シリーズで企画、実施をしました。摂食障害を指導できる先生方は、まだまだ少ないのが現状です。今後オンライン栄養相談なども見据え、スーパービジョンなども入れた、中級～上級者などの講習会も企画しております。開催方法はオンデマンド講義（学習）＋ライブ配信講義がセットになっており、ライブ配信講義当日までに事前講義＋ライブ配信講義当日は事前講義内容の補足やQ&A、事例紹介などを中心に実施しました。

<プログラム>

第1期 「栄養士が理解しておくべき摂食障害（患）者の心理」

【オンデマンド学習】

配信期間：2022年7月12日（火）～2022年7月30日（土）

【ライブ配信講座（質疑応答）】

日時：2022年7月31日（日）10：00～12：00@ZOOM

登壇者：西園先生、林先生、武久先生



* 講義内容 *

<講義1> 摂食障害の精神医学的理解とそのための面接の基本：40分

西園マール 文（明治学院大学 心理学部心理学科 教授／日本摂食障害協会 理事）

<講義2> 摂食障害の心理と精神療法的アプローチ：40分

林 公輔（学習院大学文学部 心理学科 准教授／日本摂食障害協会 理事）

<講義3> 栄養指導で使えるカウンセリングマインド：40分

武久 千夏（社会医療法人弘道会 なにわ生野病院 心療内科

／日本摂食障害協会 監事・フェロー）

●対象 栄養士・管理栄養士・その他専門家

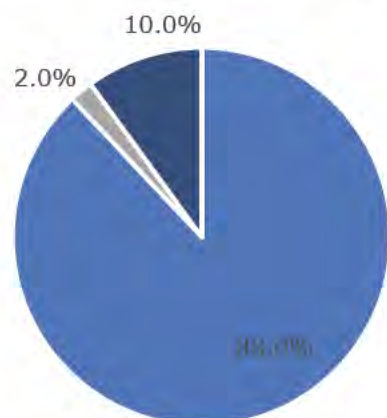
●参加 73名

●参加費 一般：8000円（税抜） 学生：5000円（税抜）

「栄養士が知っておきたい摂食障害 第1期 」 アンケート

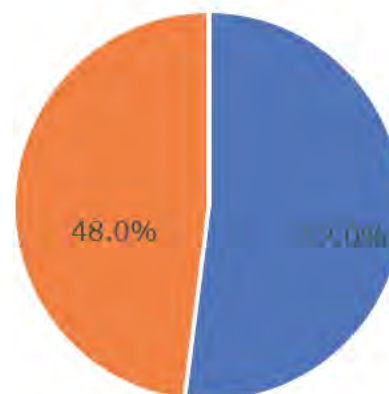
N=80

職種



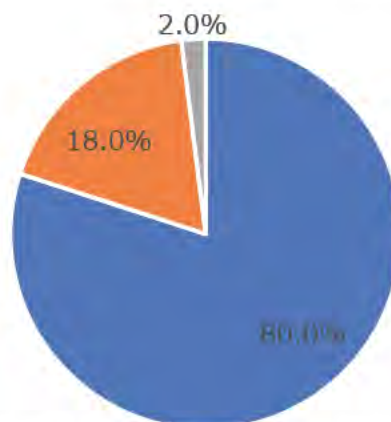
- 管理栄養士・栄養士
- 医師
- 看護師・保健師
- 公認心理師・臨床心理士
- 養護教諭
- 大学生・大学院生
- その他

ライブ配信講義はいかがでしたか



- 新しいことをたくさん学べた
- 新しいことを少し学べた
- すでに知っていることがほとんどだった
- わからない

第2期に参加したいと思いますか？



- 参加したい
- わからない
- 参加したくない

有料・オンライン講習会 「栄養士が知っておきたい摂食障害 第2期」

<プログラム>

第2期 「栄養士が知っておきたい摂食障害の病態」

【オンデマンド学習】

配信期間：2022年8月2日（火）～ 2022年8月20日（土）

【ライブ配信講座（質疑応答）】

日時：2022年8月21日（日）10：00～12：00

登壇者：鈴木先生、大津先生、杉浦先生

* 講義内容 *

<講義1> 症状と臨床検査の見方、主治医から栄養士へ期待すること：30分

鈴木 眞理（跡見学園女子大学 心理学部 臨床心理学科 特任教授
／日本摂食障害協会 理事長）

<講義2> 摂食障害と歯の問題 ～栄養士さんに相談したいこと～：30分

大津 光寛（日本歯科大学附属病院 心療歯科診療センター 准教授
／日本摂食障害協会 理事）

<講義3> わかるスポーツ栄養学：60分

杉浦 克己（立教大学 コミュニティ福祉学部 スポーツウエルネス学科 教授）

●対象 栄養士・管理栄養士・その他専門家

●参加 44名

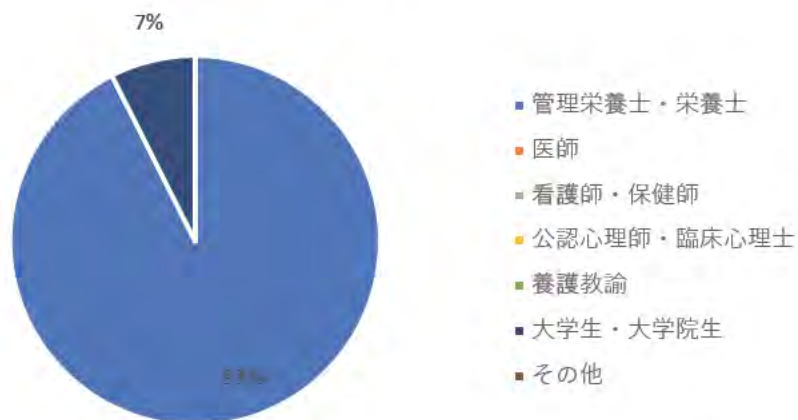
●参加費 一般：8000円（税抜） 学生：5000円（税抜）



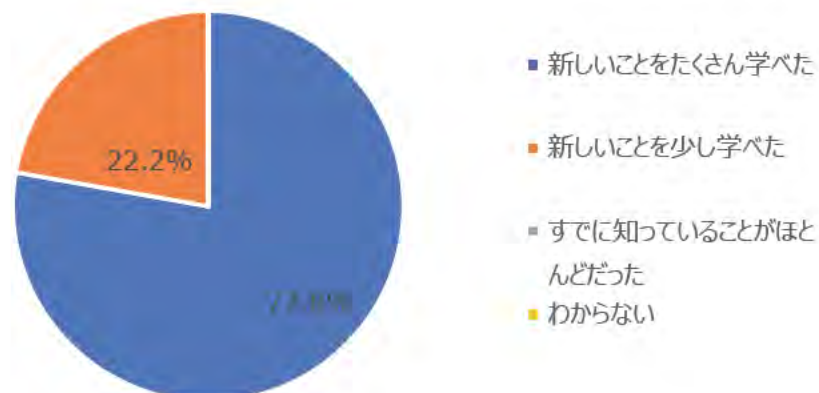
「栄養士が知っておきたい摂食障害 第2期」 アンケート

N=27

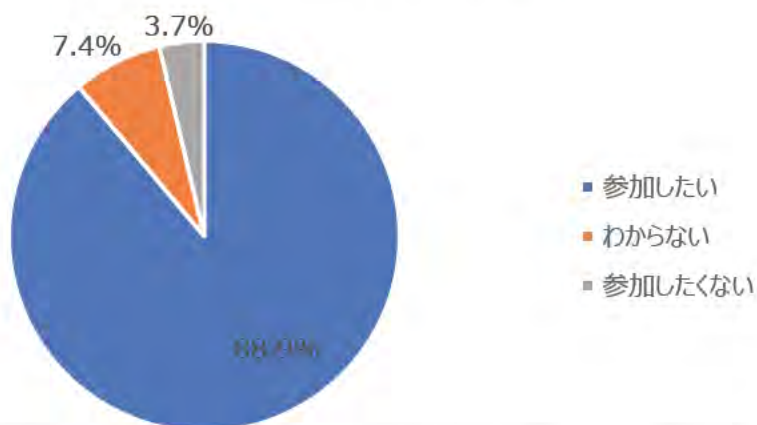
職種



ライブ配信講義はいかがでしたか



第3期に参加したいと思いますか？



有料・オンライン講習会 「栄養士が知っておきたい摂食障害 第3期」

<プログラム>

第3期 「摂食障害の栄養指導à la carte」

【オンデマンド学習】

配信期間：2022年8月23日（火）～2022年9月10日（土）

【ライブ配信講座（質疑応答）】

日時：2022年9月11日（日）10：00～12：00

登壇者：浮田先生、佐藤先生、菊池先生

* 講義内容 *

<講義1> 外来栄養指導の実際：40分

浮田 千絵里（一般社団法人スローカロリー研究会 監事／日本摂食障害協会 参与）

<講義2> 発達障害・依存症など合併症例の栄養指導：40分

佐藤 安貴（北海道立緑ヶ丘病院 主査 管理栄養士／日本摂食障害協会 参与）

<講義3> リカバリーに向けた栄養士の専門性と多職種連携：40分

菊池 浩子（元つくば国際大学 医療保健学部 保健栄養学科 専任講師／日本摂食障害協会 参与）

●対象 栄養士・管理栄養士・その他専門家

●参加 41名

●参加費 一般：8000円（税抜） 学生：5000円（税抜）

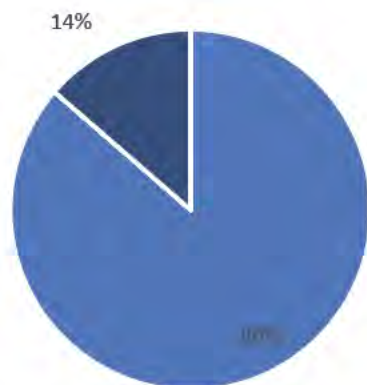


「栄養士が知っておきたい摂食障害 第3期」 アンケート

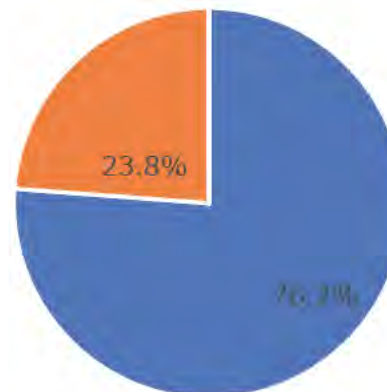
N=21

職種

ライブ配信講義はいかがでしたか

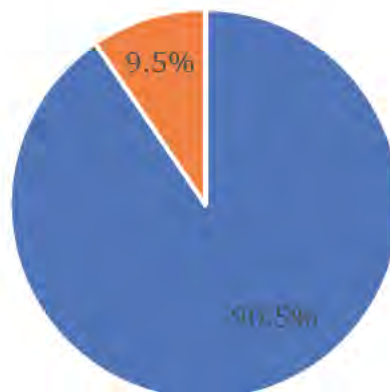


- 管理栄養士・栄養士
- 医師
- 看護師・保健師
- 公認心理師・臨床心理士
- 養護教諭
- 大学生・大学院生



- 新しいことをたくさん学べた
- 新しいことを少し学べた
- すでに知っていることがほとんどだった
- わからない

次回以降参加したいと思いますか？



- 参加したい
- わからない
- 参加したくない

有料・オンライン講習会 「ご家族向けオンライン講習会 第5期」

昨年第1～4期まで開催をさせていただきましたご家族向けの講習会ですが、このまま終わらずに続編を！というお声、お問い合わせを多数いただきましたので、今年度は「摂食障害症状の背景要因」というテーマで第5期、第6期を企画しました。

摂食障害治療では、症状を正しく理解し対応することが大変重要です。表面に見えている症状だけに対処しようとしてもうまくいかなかったり、行き詰ったりすることがよくあります。そんな時、背景にある様々な心理的な要因に目を向けることで、ご本人が抱えておられる症状の意味合いがより理解しやすくなり、今後の治療の方向性を決める大きなヒントが見えてくることがあります。そこで、第5期・第6期のご家族向け講習会では、それぞれ「不安」と「生きづらさ」の2つの背景要因に焦点をあててお話したいと思います。第5期では「不安」については、体型への懸念、自立・将来への不安、人間関係・周囲からの評価への不安などを主に取り上げました。

<プログラム>

第5期：摂食障害の背景にある「不安」について(背景要因・不安編)

<講師>

竹田 剛 神戸学院大学心理学部 准教授 / 一般社団法人日本摂食障害協会フェロー
武久千夏 社会医療法人 なにわ生野病院 心療内科 / 一般社団法人日本摂食障害協会フェロー

【オンデマンド（学習）動画視聴期間】

2022年10月中旬 ～ 2022年11月19日（土）

【ライブ配信講義】

2022年11月20日（日）10：00～11：30

竹田剛 （神戸学院大学心理学部・公認心理師）
木村記子（社会医療法人 なにわ生野病院心療内科・医師）
鈴木朋子（大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部・管理栄養士）
武久千夏（社会医療法人 なにわ生野病院心療内科・公認心理師）



【対象】ご家族対象

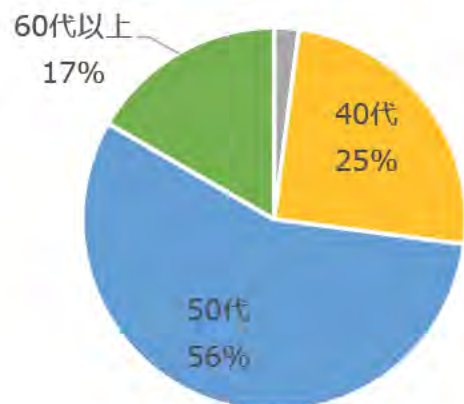
【参加者】69名

【費用】5500円（1家族）

「ご家族向けオンライン講習会 第5期」アンケート

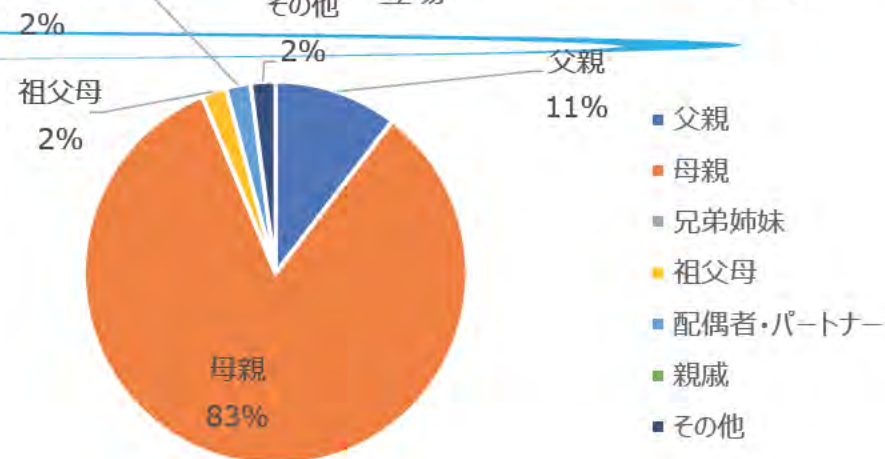
N=48

年代



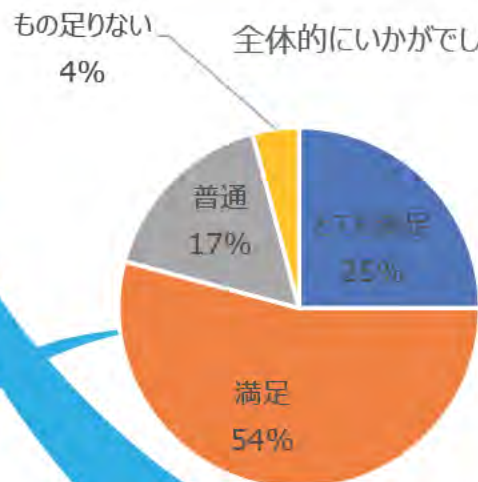
- 10代
- 20代
- 30代
- 40代
- 50代
- 60代以上

立場



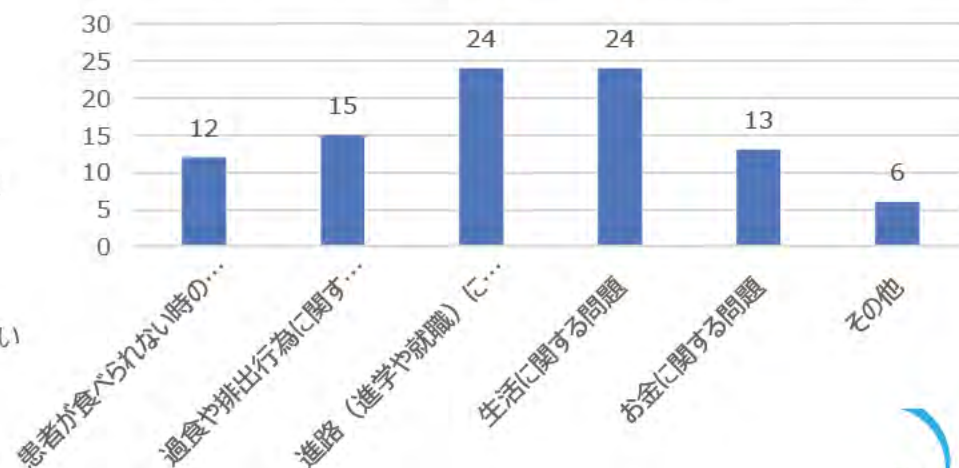
- 父親
- 母親
- 兄弟姉妹
- 祖父母
- 配偶者・パートナー
- 親戚
- その他

全体的にいかがでしたか？



- とても満足
- 満足
- 普通
- もの足りない

今回の講義でもっと詳しく取り上げてほしい内容がありますか (MA)



有料・オンライン講習会 「ご家族向けオンライン講習会 第6期」

第6期は背景要因『生きづらさ編』をテーマに、摂食障害の方にみられやすい生きづらさ、そして最近摂食障害との関連性が指摘されている『神経発達症（発達障害）』（自閉スペクトラム症 ASD、注意欠如多動症 ADHD）の特性がある方の生きづらさについても解説します。背景にどんな生きづらさがあっても、摂食障害が回復に向かえるためのアプローチの在り方について参加者の方と一緒に考えました。

また、第5期、第6期を通して、ZOOMの投票機能を利用しながら、参加されているご家族がどのように考えているか、どのような環境（状態）なのか、などを確認しながら講義を進めました。参加者アンケートからも参加感があって良かった、自分たちだけでなかったのが安心しました。など大変好意的なご意見がありました。協会のひとつの講習会の形として利用をしていきたいと思えます。

<プログラム>

第6期 摂食障害の背景にある「生きづらさ」（背景要因・生きづらさ編）

【オンデマンド（学習）動画視聴期間】

2022年12月上旬 ～ 2023年1月21日（土）

第1部 いろいろな生き辛さと摂食障害 ～ 神経発達症との関連性 ～

第2部 摂食障害の回復に必要なもの

第3部 生き辛さへのアプローチ

<講師>

木村 記子 社会医療法人弘道会 なにわ生野病院 心療内科 部長 / 日本摂食障害協会 理事

【ライブ配信講義】

2023年1月22日（日）10：00～11：30

竹田剛（神戸学院大学心理学部・公認心理師）

木村記子（社会医療法人 なにわ生野病院心療内科・医師）

鈴木朋子（大阪樟蔭女子大学 健康栄養学部・管理栄養士）

武久千夏（社会医療法人 なにわ生野病院心療内科・公認心理師）

【対象】ご家族対象

【参加者】55名

【費用】5500円（1家族）

投票①

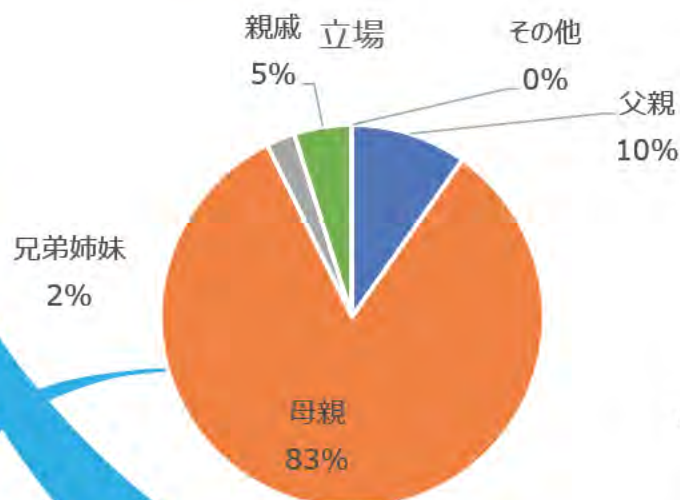
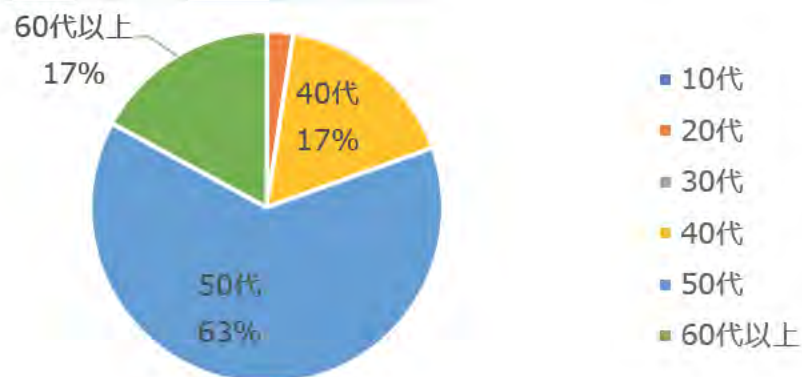
Q) 家族として「つい黙っていらなくなる」「つい放っておけなくなる」本人の言動はどんなものですか？

1. 家族を責めるような言動（＝本人の怒り）
2. 自分自身を責めるような言動（＝本人の落ち込み）
3. 細かなことに執着しすぎて苦しそうに見える言動（＝本人のこだわり）
4. 目先の成果だけを妄信しリスクを無視しているように見える言動（＝本人の万能感）
5. その他

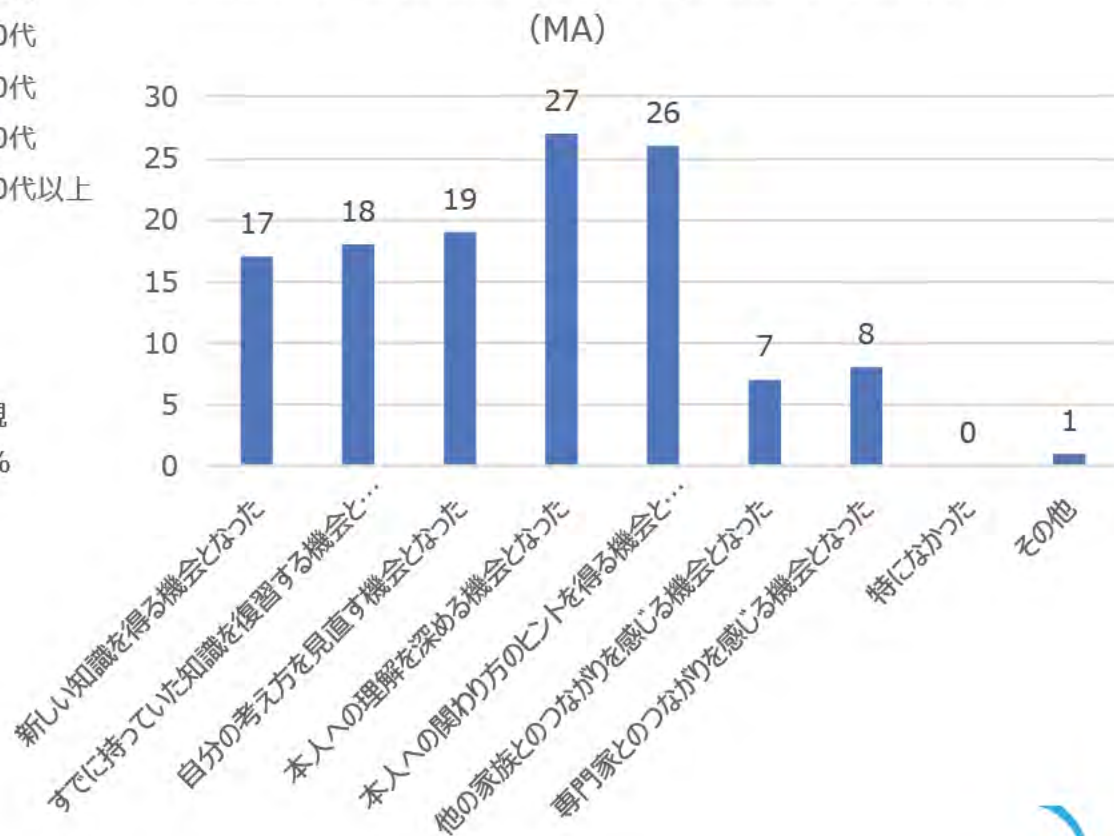
「ご家族向けオンライン講習会 第6期」アンケート

N=41

年代



今回のセミナーはあなたにとってどのような機会になりましたか。



大学出張 講習会

2017年度から名古屋学芸大学主催の管理栄養士特講（エキサイティング）枠で講義枠をもたせていただいております。今年で6年目の実施になります。管理栄養士を目指す学生たちは授業の中で摂食障害を学ぶ授業はないので、摂食障害の概論として啓発を目的とした講義を今年もオンラインにて行いました。

<日時>2023年1月6日（金） 13：50～15：20@ZOOM

<会場>名古屋学芸大学 管理栄養士学科

<対象>1年生 176名

<講義テーマ>

摂食障害を学ぶ

一般社団法人日本摂食障害協会 理事長

跡見学園女子大学 心理学部 臨床心理学科 特任教授

鈴木 真理



スライド抜粋

アンケート調査①

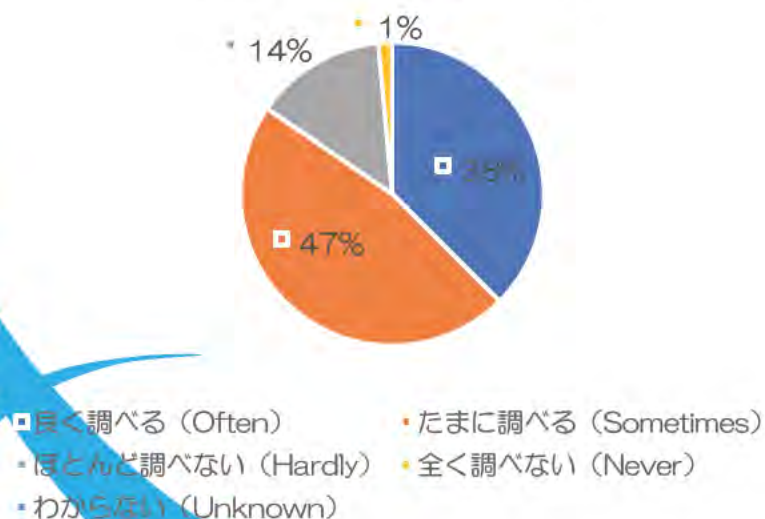
当協会では、若年層のインターネットやSNSなどの利用について、SNSなどのプラットフォーム事業者への注意喚起や意見交換などを行っております。そこで、経験者の方々がどのようにインターネットやSNSを使っているかの調査を行いました。調査結果の分析、発表は世界摂食障害アクションディ2023（2023年6月4日）で発表予定です。

<日時> 2022年8月17日～ 2022年8月31日

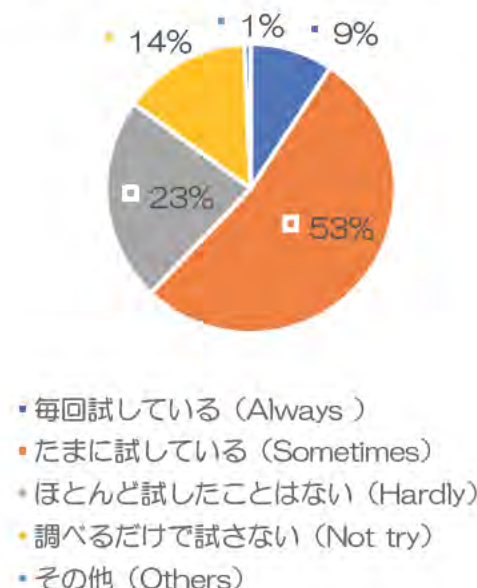
<回答数> 140

<調査方法> インターネット

摂食障害についてインターネットやSNSを使ってよく情報収集をしますか？



調べた情報を参考にして、実際に自分で試してみたり、行動に移したことはありますか？



アンケート調査②

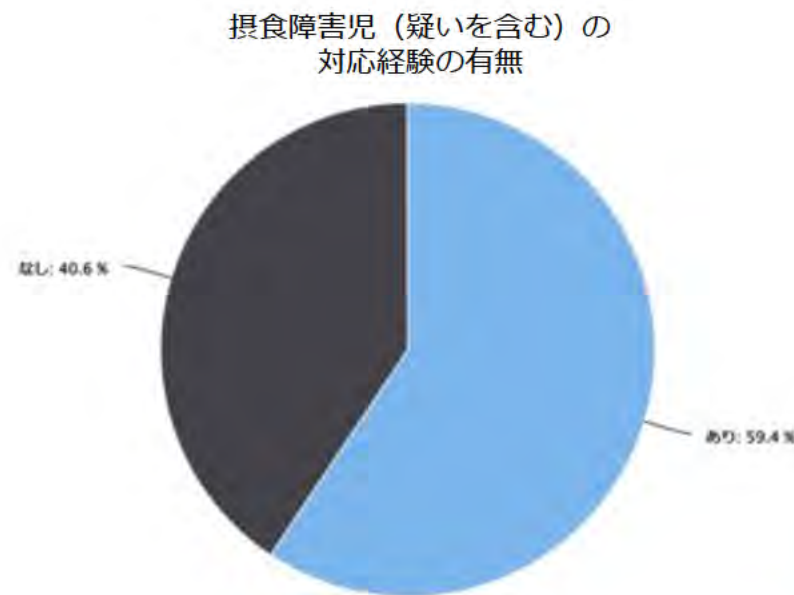
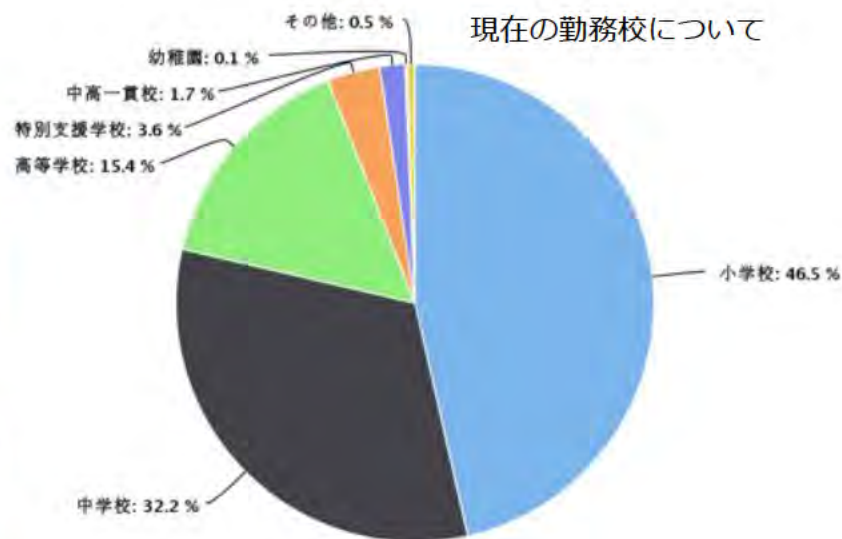
長期にわたるコロナ禍における社会の変化は10代の摂食障害患者の新規発症や症状の悪化など様々な影響がみられることが世界的に報告されつつあります。そこで、コロナ禍が10代摂食障害患者に与える影響を明らかにする目的で、養護教諭の皆様を対象に調査を行いました。普段児童生徒と接することが多い養護教諭の皆様の立場から、10代の摂食障害の現状や課題をご教示いただき、その結果を分析し、今後、10代摂食障害の早期発見や予防、有効な対応（学校と医療のより実効性のある連携など）に繋げていきたいと実施しました。調査結果の分析、発表は世界摂食障害アクションディ2023（2023年6月4日）で発表予定です。

<日時>2022年7月15日～2022年 12月31日

<回答数>1362

<対象>養護教諭

<調査方法>インターネット



要望書の提出

佐藤英道厚生労働副大臣【左写真・中央】（当時）に「摂食障害当事者と家族支援の環境整備に関する要望書」をお渡しさせていただき、摂食障害治療の現状、当事者、家族の声を届けることができました。また、鰐淵洋子文部科学大臣政務官【右写真・右から2人目】（当時）には「学校関係者への摂食障害の啓発に関する要望書」をお渡しし、学校関係者との協力や、部活顧問やアスリート指導者への研修などの機会創出などをお願いしました。



メディア関連①

◆ withnews (朝日新聞)

IT・科学

コロナ禍の「からだ」との向き合い方 コントロールできるって本当？

摂食障害の悪化が急増…その理由は



身体は弱るどころか「強くなる」(からだ) 身体が動かなくて、肥満は「からだのせい」もあるのでは？

連載

若くして

深夜のコンビニ、駆けつけた警察官は言った「あなた有名人だよ」



深夜のコンビニ、駆けつけた警察官は言った「あなた有名人だよ」

withnews

◆ AERAdot. (朝日新聞社)

やせているのにダイエット続ける危険 摂食障害女性に発症しやすい「摂食障害」とは？

動画

健康・病気のこ



摂食障害とは、身体的健康に支障をきたすだけでなく、精神的な苦痛や不安、身体的な苦痛や不安を伴う病気です。

摂食障害は、身体的健康に支障をきたすだけでなく、精神的な苦痛や不安、身体的な苦痛や不安を伴う病気です。

◆ DIAMONDonline

学校不適応の子どもが増えている

—— 先生の診察室にやってくる子どもたちは、どんな症状を抱えていますか？

森野先生(以下、森野) 摂食障害や摂食行動など、さまざまです。

傾向としては、学校不適応の子どもたちが、ものすごく多いです。子どもには、「大人になって、40人が同じ環境で、一方向に同じことをやらされるなんてことは、まずない。今の状況がどちらかというと特殊だから、学校に合わない自分がおかしいんだと思わなくていいよ」と伝えていきます。

ただ、今の学校のシステムに合わない子どもが増えているのは確かです。これによって失われてしまうかもしれない能力や可能性が本当にもったいない。わたしたち大人が、新しい仕組みを考えていく必要があると思います。

私は元々大人の精神科医をしていたのですが、大人の精神科と児童精神科の大きな違いは、診断がつかないことなん



森野先生(以下、森野) 摂食障害や摂食行動など、さまざまです。

◆ 日本テレビ

ライブ | 2022年3月11日 18:56

「骨が見えるのも美しい」ミス日本グランプリ獲得の裏に「摂食障害」 誰にでも起こる可能性…経験したからこそ伝えたい思い



◆ ゴクラボ (Awarefy)

心療内科専門オンライン

真摯に生きているからこそなりやすい摂食障害。その症状や治療と予防、寄り添い方。—— 日本摂食障害協会 鈴木真理氏

動画

2023.04.20



メディア関連②

◆ETV特集 (NHK)



◆ハフポスト



◆アピタル (朝日新聞社)



◆毎日放送 (MBS)



◆その他

- ・毎日新聞
- ・読売新聞
- ・クローズアップ現代 (NHK)
- ・NHKラジオ
- ・NHKジャーナル (ラジオ)

など

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	一般社団法人	資金分配団体
団体名		日本摂食障害協会	
郵便番号		102-0094	
都道府県		東京都	
市区町村		千代田区紀尾井町	
番地等		3-33 プリンス通りビル2階	
電話番号		03-5226-1084	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.jafed.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://twitter.com/info43412297	
		https://www.facebook.com/jafed.jp/	
		https://www.instagram.com/official_jaed/	
設立年月日		2016/03/09	
法人格取得年月日		2016/03/09	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	スズキマリ
	氏名	鈴木眞理
	役職	理事長
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]		9
	理事・取締役数 [人]	8
	評議員 [人]	0
	監事/監査役・会計参与数 [人]	1
	上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]		7
	常勤職員・従業員数 [人]	0
	有給 [人]	0
		無給 [人]
	非常勤職員・従業員数 [人]	7
	有給 [人]	1
		無給 [人]
事務局体制の備考		事務局が株式会社ワンメディカル社へ業務委託。

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	0
団体会員	
団体正会員〔団体数〕	
団体その他会員〔団体数〕	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	
個人正会員〔人〕	
個人その他会員〔人〕	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数〔件〕	
申請前年度の助成総額〔円〕	
助成した事業の実績内容	

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	1) 三菱財団 2017年 2,000,000円 2) 日本財団 2017年 6,330,000円 日本財団 2018年 6,490,000円 日本財団 2019年 6,000,000円

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

役員名簿

必須入力セル

任意入力セル

(入力方法)
□役員名簿には、貴団体に所属する役員すべてを記載してください。
□役員名簿の枠が足りない場合は、適宜追加してください。
□備考欄には、他の団体等との兼職関係(兼職先名称、兼職先での役割等)、申請団体における役員としての、今回申請する事業の実施に影響すると考えられる情報を記載ください。
□氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)
□氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)
□生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)
□性別(半角で男性はM、女性にはF)、会社名及び役職名をセルごとに入力してください。
□入力確認欄にcheck!が表示されているときは、和暦と生年月日の組み合わせをもう一度確認してください。
□黄色いセルは文字を入力すると白くなります。記入漏れがないようにすべての項目の入力をお願いします。
(留意事項)
※記載例は、消して使用してください。
※外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力してください。
※提出の際は、本エクセルにてご提出ください(PDF等に変換はしないでください)。
※上記の要件を満たしていない場合は、再提出を求める場合がございます。
※役職名は必ず役職を入れてください。
※明治45年は7月30日まで、大正15年は12月25日まで、昭和64年は1月7日までです。

番号	入力確認欄	シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	団体名	役職名	郵便番号	住所	備考
1	OK	ｽｽﾞｷﾏﾁ	鈴木真理						一般財団法人 日本摂食障害協会	理事長			
2	OK	ﾔﾏﾓﾄﾔｼｷ	山岡昌之						一般財団法人 日本摂食障害協会	副理事長			
3	OK	ｽｽﾞﾏﾂﾛｳｷ	末松 弘行						一般財団法人 日本摂食障害協会	理事			
4	OK	ﾊﾋｼﾅｸﾏ	林 公輔						一般財団法人 日本摂食障害協会	理事			
5	OK	ｻｻｷﾔｳｲﾁ	作田 亮一						一般財団法人 日本摂食障害協会	理事			
6	OK	ｼﾞ ﾖ ﾅﾏﾏﾃﾔ	西園マールハ文						一般財団法人 日本摂食障害協会	理事			
7	OK	ｷｵｼﾉﾛ	木村 紀子						一般財団法人 日本摂食障害協会	理事			
8	OK	ﾁﾅｽﾏﾂ	大津光寛						一般財団法人 日本摂食障害協会	理事			
9	OK	ﾀﾜﾔﾅﾁ	武久 千夏						一般財団法人 日本摂食障害協会	監事			

規程類必須項目確認書(社団・財団・NPO法人等)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	見過ごされる「摂食障害」60万人・支援モデル形成事業
団体名:	一般社団法人日本摂食障害協会
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。

過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)

◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html

◎申請時までには整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。

◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。

◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。

記入完了	確認が必要です。F列に未記入があるか、提出時期と整合していません(E列が「内定後提出」の場合は空欄にしてください)	記入完了
------	---	------

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	14条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	15条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	15条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	15条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	13条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	19条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		内定後1週間以内に提出	評議員会の設置がなく、該当する書類、項目がありません。どのように対応すればよいかが相談させてください。	
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会規程	4条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程	4条
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	理事会規程	6条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	31条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	31条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	31条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	30条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	33条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	35条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程	11条
●理事の職務権限				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事会規程	7条
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監事監査規程	6条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	謝金支払規程	3条・4条・5条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	謝金支払規程	10条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	倫理規程	12条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	5条・13条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	11条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	10条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	10条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	8条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	9条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)～1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出	現状は申請前提の規程になっていないので採択後に倫理規定に追記をさせていただきます。	
(1)～2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	10条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	10条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	9条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	7条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	10条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	公益通報者保護規程	5条・6条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	公益通報者保護規程	12条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	2条
(2)職制		公募申請時に提出	事務局規程	3条
(3)職責		公募申請時に提出	事務局規程	4条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	8条・9条・10条
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	謝金支払規程	5条
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	謝金支払規程	5条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	9条
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	7条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	4条
● 情報公開に関する規程				
以下の1～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	6条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	6条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	12条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	11条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	13条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	6条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	5条、15条、16条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	8条、9条
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	18条
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	12条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	25条、26条

一般社団法人日本摂食障害協会
定款

一般社団法人日本摂食障害協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本摂食障害協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、摂食障害に関する知識の普及啓発、予防、治療の充実に向けての支援、などに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 摂食障害患者及び患者家族の支援
- (2) 摂食障害に関する啓発活動及び予防活動
- (3) 摂食障害関係者に対する情報提供
- (4) 摂食障害の治療機関及び相談機関への支援
- (5) 摂食障害の治療者及び治療等に関わる人材の育成支援
- (6) 摂食障害に関する調査研究
- (7) 摂食障害に関する海外関係団体との連携
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の社員は、次の1種とする。

(1) 正社員：摂食障害の予防、診断及び治療に関する知識又は経験を有する医師、歯科医師、研究者及び摂食障害に関する相当の知識を有する個人

3 社員として入会しようとする者は、別に定める手続きに従って、理事長に申請し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において定める役員報酬支給基準に従って、報酬等を支給することができる。

(取引の制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限

度として、理事会の決議により、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

(残余財産の帰属)

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第44条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成28年6月30日までとする。

(設立時の役員)

第45条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	生野 照子、石川 俊男、鈴木 裕也、末松 弘行
	山岡 昌之、鈴木 眞理、西園 文
設立時監事	田中 建

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第46条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
生野 照子	
鈴木 眞理	
山本 隆太郎	

(法令の準拠)

第47条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本摂食障害協会の設立のため、設立時社員 生野 照子、鈴木 眞理、山本 隆太郎の定款作成代理人 田村 桂一は本定款を作成し、これに記名押印する。

平成28年2月11日

定款作成代理人 田村 桂一

履歴事項全部証明書

東京都千代田区紀尾井町3番33号
一般社団法人日本摂食障害協会

会社法人等番号	0100-05-025079	
名 称	一般社団法人日本摂食障害協会	
主たる事務所	東京都千代田区紀尾井町3番33号	
法人の公告方法	官報に掲載する方法により行う。	
法人成立の年月日	平成28年3月9日	
目的等	目的 当法人は、摂食障害に関する知識の普及啓発、予防、治療の充実に向けての支援、などに寄与することを目的とするとともに、その目的を達成するために、次の事業を行う。 1 摂食障害患者及び患者家族の支援 2 摂食障害に関する啓発活動及び予防活動 3 摂食障害関係者に対する情報提供 4 摂食障害の治療機関及び相談機関への支援 5 摂食障害の治療者及び治療等に関わる人材の育成支援 6 摂食障害に関する調査研究 7 摂食障害に関する海外関係団体との連携 8 その他目的を達成するために必要な事業	
役員に関する事項	代表理事 鈴木 眞 理	令和 1年 9月21日重任
		令和 1年12月 2日登記
	代表理事 鈴木 眞 理	令和 3年 9月30日重任
		令和 3年12月27日登記
	理事 鈴木 裕 也	令和 1年 9月21日重任
		令和 1年12月 2日登記
		令和 3年 9月30日退任
		令和 3年12月27日登記

	<u>理事</u>	<u>末 松 弘 行</u>	令和 1 年 9 月 2 1 日重任
			令和 1 年 1 2 月 2 日登記
	理事	末 松 弘 行	令和 3 年 9 月 3 0 日重任
			令和 3 年 1 2 月 2 7 日登記
	<u>理事</u>	<u>山 岡 昌 之</u>	令和 1 年 9 月 2 1 日重任
			令和 1 年 1 2 月 2 日登記
	理事	山 岡 昌 之	令和 3 年 9 月 3 0 日重任
			令和 3 年 1 2 月 2 7 日登記
	<u>理事</u>	<u>鈴 木 眞 理</u>	令和 1 年 9 月 2 1 日重任
			令和 1 年 1 2 月 2 日登記
	理事	鈴 木 眞 理	令和 3 年 9 月 3 0 日重任
			令和 3 年 1 2 月 2 7 日登記
	<u>理事</u>	<u>西 園 文</u>	令和 1 年 9 月 2 1 日重任
			令和 1 年 1 2 月 2 日登記
	理事	西 園 文	令和 3 年 9 月 3 0 日重任
			令和 3 年 1 2 月 2 7 日登記
	<u>理事</u>	<u>木 村 記 子</u>	令和 1 年 1 1 月 2 5 日就任
			令和 2 年 1 月 7 日登記
	理事	木 村 記 子	令和 3 年 9 月 3 0 日重任
			令和 3 年 1 2 月 2 7 日登記
	<u>理事</u>	<u>作 田 亮 一</u>	令和 1 年 1 2 月 5 日就任
			令和 2 年 1 月 7 日登記
	理事	作 田 亮 一	令和 3 年 9 月 3 0 日重任
			令和 3 年 1 2 月 2 7 日登記

	<u>理事</u> <u>林 公 輔</u>	令和 1年11月25日就任
		令和 2年 1月 7日登記
	<u>理事</u> 林 公 輔	令和 3年 9月30日重任
		令和 3年12月27日登記
	<u>理事</u> 大 津 光 寛	令和 3年 9月30日就任
		令和 3年12月27日登記
	<u>監事</u> <u>石 川 俊 男</u>	令和 1年 9月21日就任
		令和 1年12月 2日登記
		令和 3年 9月30日辞任
		令和 3年12月27日登記
	<u>監事</u> 武 久 千 夏	令和 3年 9月30日就任
		令和 3年12月27日登記
役員等の法人に対する責任の免除に関する規定	当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。	
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人	
監事設置法人に関する事項	監事設置法人	
登記記録に関する事項	設立 平成28年 3月 9日登記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。
(東京法務局管轄)

令和 5年 5月26日
東京法務局世田谷出張所
登記官

松 島 晋



コンプライアンス規程

第1章 総 則

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本摂食障害協会（以下「当法人」という。）の倫理規程の理念に則り、当法人に適用又は適用の可能性のある法令、定款又は内部規程の遵守（以下、「コンプライアンス」という。）上の問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

（職員の定義）

第2条 本規程における職員とは、理事、参与、フェロー、学生、アルバイトなど雇用条件にかかわらず、当法人の業務及び活動に関わるすべてのものをいう。

（基本方針）

第3条 当法人の職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

第2章 コンプライアンス体制

（コンプライアンス統括管理者）

第4条 当法人に、コンプライアンス統括管理者1名を置き、代表理事をもって充てる。

2 コンプライアンス統括管理者は、当法人におけるコンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス担当者を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス統括管理者は、理事会に対し定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

（コンプライアンス担当者）

第5条 当法人にコンプライアンス担当者1名を置き、事務局長をもって充てる。

2 統括管理者の指揮、監督の下でコンプライアンス統括管理者と連携を取り、

コンプライアンス施策の実施、維持および充実に努める。

第3章 コンプライアンス委員会

（委員会の構成）

第7条 コンプライアンス委員会は、代表理事を委員長とし、理事、事務局長を委員として構成する。

- 2 委員長は、必要に応じて外部有識者を委員とすることができる。
- 3 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。
 1. コンプライアンス施策の検討及び実施
 2. コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
 3. コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 4. コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
 5. 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
 6. その他コンプライアンス委員長が指示した事項

（コンプライアンス委員会の開催）

第8条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、理事会開催時に開催する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

（コンプライアンス統括部門）

第9条 当法人の事務局をコンプライアンス統括部門とする。

- 2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管する。
- 3 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス統括管理者に必要な応じて報告する。

（報告、連絡及び相談ルート）

第10条 職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見し

た場合は、速やかにコンプライアンス統括部門に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

- 2 事務局長は、前項の報告でコンプライアンス違反行為又はそのおそれがある事象を知ったときは、直ちにその旨をコンプライアンス統括管理者に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応方針を検討し、コンプライアンス統括管理者の承認を受けて当該事象への対応を実施、公表する。
- 3 職員は、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部門を経由することができないときは、第1項にかかわらず、コンプライアンス統括管理者に直接、同項の報告をすることができる。

(職員のコンプライアンス教育)

- 第11条 当法人は、職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、職員は当法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(懲戒等)

- 第12条 職員が第10条第1項から第3項に定める報告を適切に行わなかった場合には、事実関係の調査及び意見聴取を目的として関係者を招集し、情状によりそれらの者を処分に処する。

(改変)

- 第13条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

リスク管理規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本摂食障害協会（以下「当法人」という。）におけるリスク管理に関して必要な事項を定め、もってリスクの防止及び当法人の損失の最小化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程における職員とは、理事、参与、フェロー、学生、アルバイトなど雇用条件にかかわらず、当法人の業務及び活動に関わるすべてのものをいう。当法人の職員に適用されるものとする。

(定 義)

第3条 本規程において「リスク」とは、当法人に物理的、経済的若しくは信用上の損失又は 不利益を生じさせるすべての可能性をいい、「具体的リスク」とは、不祥事の発生、当法人に関する誤った情報の流布、財政の悪化、法人内部の係争、外部からの侵害、自然災害の発生その他の要因又は原因の如何を問わず、上記の損失又は不利益の発生の具体的可能性を伴うすべての事象をいう。

第2章 職員の責務

(基本的責務)

第4条 職員は、業務の遂行に当たって、法令、定款、規程等、当法人の定めるリスク管理に関するルールを遵守しなければならない。

(具体的リスクの回避等の措置)

第5条 職員は、その職務を遂行するに際し、具体的リスクの発生を積極的に予見し、その内容 及び程度を適切に評価するとともに、当法人にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、その回避、軽減及び移転その他必要な措置（以下「回避等措置」という。）を事前に講じなければならない。

2 職員は、上位者を含む他の職員に対し、業務に関する指示を仰ぐ場合又は意見を求める場合には、当該業務において予見される具体的リスクを自発的に明ら

かにするとともに、当該具体的リスクに係る回避等措置について具申しなければならない。

（具体的リスク発生時の対応）

第6条 職員は、具体的リスクの発生を認知した場合には、これに伴い生じる当法人の物理的、経済的又は信用上の損失又は不利益を最小化するため、必要と認められる範囲内で、十分な注意をもって初期対応を行う。この場合において職員は、当該具体的リスクに起因する別の具体的リスクの有無も検討した上、必要に応じ、その回避等措置も併せて講ずる。

- 2 職員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに適切な上位者に必要な報告をするとともに、その後の処理については事務局と協議を行い、上位者の指示に従う。
- 3 役員は、具体的リスクの発生を認知した後、速やかに事務局に必要な連絡及び指示をするとともに、その後の処理について協議を行い、適切にこれを処理する。
- 4 前各項の規定にかかわらず、職員は、具体的リスクの認識の端緒がヘルプラインである場合には、当該具体的リスクに対する対応については、内部通報（ヘルプライン）規程に基づく対応を優先する。

（具体的リスクの処理後の報告）

第7条 職員は、具体的リスクの処理が完了した場合には、処理の経過及び結果について記録を作成し、理事長に報告しなければならない。

（クレームなどへの対応）

第8条 職員は、口頭又は文書により実行団体、民間公益活動を行う団体その他の利害関係者からクレーム、異議等を受けた場合には、それらが重大な具体的リスクにつながるおそれがあることに鑑み、直ちに上位者に報告し、指示を受ける。

- 2 前項の報告を受けた上位者は、クレーム、異議等の重要度を判断し、事務局と協議の上、適切に対応しなければならない。

（対外文書の作成）

第9条 職員は、当法人の外部に発信する文書（以下「対外文書」という。）の作成に当たっては常にリスク管理を意識し、その内容が具体的リスクの発生を招くものでないことを確認しなければならない。

- 2 職員は、対外文書の作成に当たり、上位者の指示に従わなければならない。

(守秘義務)

第10条 職員は、本規程に基づくリスク管理に関する計画、システム、措置等を立案又は実施する過程において取得した当法人及び当法人の関係者に関する情報に関して、秘密を保持しなければならない、第1条の目的に照らし、正当な理由がある場合を除き、当法人の内外を問わず開示し、又は漏えいしてはならない。

第3章緊急事態への対応

(緊急事態への対応)

第11条 当法人は、次条の規定に定める緊急事態が発生した場合、理事長をリスク管理統括責任者として、緊急事態に対応する体制をとるものとする。

(緊急事態の範囲)

第12条 本規程において緊急事態とは、次の各号に掲げる事象によって、当法人、当法人の事業所、又は職員に急迫の事態が生じ、又は生じるおそれがあり、当法人を挙げた対応が必要である場合をいう。

- (1) 自然災害
地震、風水害等の災害
- (2) 事故
 - ① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故
 - ② 当法人の活動に起因する重大な事故
 - ③ 職員に係る重大な人身事故
- (3) インフルエンザ、コロナ等の感染症
- (4) 犯罪
 - ① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝その他の外部からの不法な攻撃
 - ② 当法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査
 - ③ 内部者による背任、横領等の不祥事
- (5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス
- (6) その他上記に準ずる法人運営上の緊急事態

(緊急事態の発生時における対応の基本方針)

第13条 緊急事態の発生時においては、当該緊急事態の対応を行う部署は、次の各号に掲げる基本方針に従い、対応するものとする。ただし、次条の規定により緊急事態対策室（以下「対策室」という。）が設置される場合、当該部署は、対策

室の指示に従い、対策室と協力して対応するものとする。

(1) 地震、風水害等の自然災害

- ① 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ② （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ③ 災害対策の強化を図る。

(2) 事故

① 爆発、火災、建物倒壊等の重大な事故

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とし、環境破壊の防止にも努める。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 事故の再発防止を図る。

② 当法人の活動に起因する重大な事故

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 事故の再発防止を図る。

③ 職員に係る重大な人身事故

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 事故の再発防止を図る。

(3) インフルエンザ、コロナ等の感染症

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とし、伝染防止にも努める。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 集団感染の予防を図る。

(4) 犯罪

① 建物の爆破、放火、誘拐、恐喝、脅迫その他の外部からの不法な攻撃

- ・ 生命及び身体の安全を最優先とする。
- ・ 不当な要求に安易に屈せず、警察と協力して対処する。
- ・ 再発防止を図る。

② 当法人の法令違反等の摘発等を目的とした官公庁による立入調査

- ・ 当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・ 再発防止を図る。

③ 内部者による背任、横領等の犯罪及び不祥事

- ・ 当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・ （必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・ 再発防止を図る。

(5) 機密情報の漏えいや情報システムへの不正なアクセス

- ・被害状況（機密情報漏えいの有無、当法人外への被害拡大や影響の有無）の把握
- ・被害の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。
- ・（必要に応じ）所管官公庁へ連絡する。
- ・再発防止を図る。

(6) その他経営上の事象

当法人の損失の最小化を図る観点から適切な対応を検討する。

(緊急事態対策室)

第14条 緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合、理事長は、必要に応じて緊急事態対策室を設置するものとする。

(対策室の構成)

第15条 理事長は、対策室を設置する。

- 2 対策室は理事長を室長とし、その他事務局長、理事長が必要と認める人で構成される。

(対策室会議の開催)

第16条 室長は、必要と認めるときは、対策室会議を招集し、招集後直ちに出席可能な者の出席により開催する。

(対策室の実施事項)

第17条 対策室の実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 情報の収集、確認及び分析
 - (2) 初期対応の決定及び指示
 - (3) 原因の究明及び対策基本方針の決定
 - (4) 対外広報又は対外連絡の内容、時期、窓口及び方法の決定
 - (5) 当法人の内部での連絡の内容、時期及び方法の決定
 - (6) 対策室から指示、連絡、又は命令ができないときの代替措置の決定
 - (7) 対策実施上の役割分担等の決定、対策実施の指示及びその実施状況の確認
 - (8) その他必要事項の決定
- 2 首都直下地震又はそれに類する大規模自然災害が発生した場合又はその発生が予想される場合は、理事長が別途定める「首都直下地震等対策ガイドライン」に従うものとする。

(職員への指示及び命令)

第18条 対策室は、緊急事態を解決するに当たって、必要と認められるときは、職員に対して一定の行動を指示又は命令することができる。

- 2 職員は、対策室から指示又は命令が出されたときは、当該指示又は命令に従って行動しなければならない。

(届出)

第19条 緊急事態のうち、所管官公庁への届出を必要とするものについては、迅速に所管官公庁に届け出るものとする。

- 2 前項に規定する届出は、事務局長がこれを行う。
- 3 事務局長は、第1項に規定する届出の内容について、予め理事長の承認を得なければならない。

(理事会への報告)

第20条 対策室は、緊急事態解決策を実施したときは、その直後の理事会で、次の事項を報告しなければならない。

- (1) 実施内容
- (2) 実施に至る経緯
- (3) 実施に要した費用
- (4) 懲罰の有無及びあった場合はその内容
- (5) 今後の対策方針

(対策室の解散)

第21条 緊急事態が解決し、かつ対策の実施が完了したとき、対策室を解散する。

(改廃)

第22条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

(附則)

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

監事監査規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本摂食障害協会（以下「当法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかは本規程による。

(基本理念)

第2条 監事は、当法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、当法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し遅滞なく報告しなければならない。

(業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

第2章 監査の実施

(監査事項)

第6条 監事は、監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(会議への出席)

第7条 監事は、理事会に出席し、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
- 3 監事は、第1項の会議以外の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

第3章 監事の意見陳述等

(理事会に対する意見陳述義務)

第8条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めたときは、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。
- 3 監事は、業務の執行に当たり当法人の業務の適正な運営・合理化等又は当法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べるすることができる。

(差止請求)

第9条 監事は、理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これにより当法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

(理事の報告)

第10条 監事は、理事が当法人に著しい損害が発生するおそれのある事実を発見したとき

は、その事実の報告を受けるものとする。

(会計方針等に関する意見)

第 11 条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求めることができる。

2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べることができる。

第 4 章 監査の報告

(計算書類等の監査)

第 12 条 監事は、理事から事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を受領し、これらの書類について監査事項を監査する。

(監査報告書)

第 13 条 監事は監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を付し、記名押印をするものとする。

3 監事は前項の監査報告書を、理事に提出する

(監査補助者)

第 14 条 監事の職務執行の補助機関としては、事務局が当たる。

(改変)

第 15 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、当法人の成立の日から施行する。

経理規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本摂食障害協会(以下「当法人」という。)における会計処理の基準を定め、当法人の財政状態を明らかにすることにより、財政の健全化とともに、当法人の事業活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当法人の経理業務のすべてについて適用する。

(会計の原則)

第3条 会計処理は、公正性、透明性、経済性を原則とし、資産の増減及び異動をその発生の事実に基づき処理するものとする。

(会計年度)

第4条 会計年度は、定款第38条に定める事業年度に従い、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(経理責任者)

第5条 経理責任者は、事務局長とする。

(会計区分)

第6条 当法人の会計は、以下のように会計を区分して行う。

1. 事業の区分に応じて会計を区分する。
2. 税法上の収益事業に該当する事業に関して税務申告を行うに際しては、収益事業と非収益事業のそれぞれの会計区分に共通費を適切な基準で按分することにより、税務申告額を算出する。

(会計書類の保存・処分)

第7条 会計に関する帳簿、会計伝票及びの証憑等の書類の保存期間は次のとおりとする。

1. 収支予算書及び計算書類 永久
2. 会計帳簿、会計伝票 10年

3. 証憑書類 10 年
4. 長期保存の必要のない伝票、帳簿書類等 5 年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算し、帳簿等の処分を行うときは、事前に会計責任者の指示又は承認によって行う。

第2章 勘定科目及び帳簿

(会計帳簿)

第8条 会計帳簿は次のとおりとする。

1. 主要簿 総勘定元帳
2. 補助簿 補助簿は、これを必要とする勘定科目について備え、会計伝票と総勘定元帳と有機的関連のもとに作成しなければならない。

(会計伝票・帳簿の記載要件)

第9条 会計伝票及び帳簿の記載要件は次のとおりにする。

1. 会計伝票は発生年月日、支払又は入金の手先、取引の内容、金額等を明瞭に記載しなければならない。
2. 帳簿には、取引の内容を適切かつ明瞭に記載し、正当に記載された内容を抹消してはならない。

(改ざんの禁止)

第10条 会計伝票、帳簿、証憑類は、塗抹、改描、削取、貼紙、修正液等による改ざんを行ってはならない。

(帳簿の更新)

第11条 帳簿は原則として、毎会計年度ごとに更新する。

第3章 収支予算

(事業計画書及び収支予算書の作成)

第12条 事業計画書及び収支予算書は、毎会計年度開始前に作成し、理事会の承認後社員総会の決議を経て確定する。

(予備費の計上と使用)

第 13 条 予測しがたい支出に充てるため予算に必要額の予備費を計上することができる。

第 4 章 出 納

(金銭の範囲)

第 14 条 本規程において金銭とは、現金(通貨のほか、随時に通貨と引換えのできる小切手、証書等をいう。)、及び預貯金をいう。

2 有価証券及び手形は、金銭に準じて取り扱うものとする。

(出納責任者)

第 15 条 金銭の出納、保管のため、出納責任者を置く。

2 出納責任者は経理責任者が任命する。

(金銭出納)

第 16 条 出納責任者が金銭を収納したときは、経理責任者が特に認めた場合のほか、銀行に預け入れ、支出に充ててはならない。

2 領収書は出納責任者が発行する。ただし、銀行振込の場合には領収書の発行を省略することができる。

3 支払いは、小口支払いを除き銀行振込みによることとし、経理責任者の承認を得て行わなければならない。

(金融機関との取引及び公印管理)

第 17 条 金融機関との取引の開始又は廃止は、理事長の承認を受けなければならない。

2 預金の名義人は理事長とし、出納に使用する印鑑は経理責任者が保管し、押印するものとする。

(手許現金の保管)

第 18 条 出納責任者は現金の支払いに充てるため、手許現金を置くことができる。

2 手許現金の額は、通常の所要額を勘案して必要最小限にとどめるものとする。

(残高照合)

第 19 条 出納責任者は、現金残高を、出納帳の残高と照合しなければならない。

- 2 預貯金については、銀行預金通帳により帳簿残高と照合しなければならない。

(現金の過不足)

- 第 20 条 現金に過不足を生じたときは、出納責任者は遅滞なくその原因を調査し、その措置について経理責任者に報告してその指示を受けなければならない。

第 5 章 固定資産

(固定資産の定義)

- 第 21 条 本規程において固定資産とは、耐用年数が 1 年以上で、取得価額が 20 万円以上の有形固定資産及びその他の固定資産をいう。

(減価償却)

- 第 22 条 固定資産の減価償却については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数によって行い、その方法は定額法あるいは定率法によるものとする。

(固定資産の管理)

- 第 23 条 固定資産の管理責任者は経理責任者とし、固定資産管理台帳を設けて、固定資産の種類、名称、所在地、数量、取得価額、減価償却額、簿価等の必要事項を記録しなければならない。

(固定資産台帳と現物の照合)

- 第 24 条 固定資産の管理責任者は、固定資産の管理に当たり、毎会計年度 1 回以上固定資産台帳と現物を照合するものとする。紛失、毀損又は滅失等が生じた場合には速やかに理事長に報告しなければならない。

第 6 章 決 算

(年度末決算)

- 第 25 条 年度末決算は、当該年度末における資産、負債の残高及び当該期間における損益に関し真正な数値を把握するための各帳簿の締切りを行い、資産の評価、債権・債務の整理、その他決算整理を的確に行うものとする。

(決算書類の作成)

第 26 条 経理責任者は、毎会年度終了後速やかに次の決算書類を作成し、理事長に報告しなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の附属明細書
3. 貸借対照表
4. 正味財産増減計算書
5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(決算書類の報告及び承認)

第 27 条 理事長は前条の決算書類について、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けて定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

第 7 章 雑 則

(細則)

第 28 条 本規程に定めるもののほか、本規程の施行に必要な細則は、理事長が定めるものとする。

(改変)

第 29 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、当法人の成立の日から施行する。

公益通報者保護規程

（目 的）

第1条 一般社団法人日本摂食障害協会（以下、「当法人」という。）は、法令違反ないし不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理、並びに社会的信頼を確保しこの運営のあり方について明らかにするため、「公益通報者保護に関する規程」（以下、「本規程」という。）を定める。

（職員の定義）

第2条 本規程における職員とは、理事、参与、フェロー、学生、アルバイトなど雇用条件にかかわらず、当法人の業務及び活動に関わるすべてのものをいう。

（対象者）

第3条 本規程は、当法人の職員及び業務委託先の役員、及び職員・嘱託・臨時雇・契約職員・派遣従業員を含むすべての従業員（以下、「職員」という。）に対して適用する。

（通報等）

第4条 当法人、当法人の職員の不正行為として別表に掲げる事項（以下、「申告事項」という。）が生じ、又は生じるおそれがあり、これについて職員が通常の業務遂行上の手段・方法によって改善することが不可能又は困難である場合、職員は本規程の定めるところにより、通報、申告又は相談（以下、「通報等」という。）をすることができる。

2 前項の申告事項を提供した者（以下、「通報者」という。）は、本規程による保護の対象となる。また、通報者に協力した職員及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した職員も同様とする。

3 職員は、本規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。

（通報等の方法）

第5条 本規程に基づいて通報等をする場合、職員は、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等を行うことができる。

- 2 職員から通報等を受けるヘルプライン窓口を事務局に設置する。

(通報等の窓口での対応)

第6条 ヘルプライン窓口は、申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれのある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。

- 2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行なうため、通報等は原則として実名によるものとする。但し、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。
- 3 その他に定める守秘義務に関する規定は、本規程の定めにしたがって行われる通報等を妨げるものではない。

(通報等に基づく調査)

第7条 通報等を受けたヘルプライン窓口は、通報者に対して、速やかに調査を行う旨の通知又は正当な理由により調査を行わない旨の通知を行うものとする。

- 2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。
- 3 職員は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。

(公正公平な調査)

第8条 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者は、通報等の対象となった申告事項の内容（ただし、通報者の氏名を除く。）によっては、直ちにコンプライアンス担当理事に報告し、調査チームを設置することが出来る。また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス担当理事、理事会に報告するものとする。

- 2 通報等によって提供された情報については、ヘルプライン窓口または調査チームにおいて調査することを原則とするが、必要に応じて法律事務所等他に調査を依頼することができる。

- 3 ヘルプライン窓口、調査チーム、又は理事会における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行う。
- 4 前項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。

(調査結果の通知等)

第9条 調査担当部署は、通報等を受け付けたヘルプライン窓口に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報については、プライバシーの侵害とならないよう、十分に注意するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第10条 調査結果が重大である場合には、コンプライアンス担当理事又は当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じ理事会に諮問し又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。

(情報の記録と管理)

第11条 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者及び調査担当部署は、通報者の氏名、通報等の経緯、内容及び証拠等を、部署内において記録・保管するものとする。

- 2 通報等を受けたヘルプライン窓口の担当者、調査チームなど、情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。

(不利益の禁止)

第12条 当法人の職員は、通報者の氏名等を知り得た場合、通報等の行為を理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

(改変)

第13条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、令和３年４月１日から施行する。

(別表)

不正の定義

本規程において、法令違反及び不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。

- 1 法令に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 2 当法人の役員、職員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為
又は危険を及ぼすおそれのある行為
- 3 当法人の倫理規定に違反する行為（ただし、努力義務に係るものを除く。）
- 4 上記各号若しくはこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩により当法人の名誉又は社会的信用を侵害するおそれのある行為

謝金支払規程

(総則)

第 1 条 本規程は、一般社団法人日本摂食障害協会（以下「当法人」という。）の代表理事、理事、参与、監事、フェロー、アルバイト等（以下「職員」という。）及び、部外講師に対する講師謝金や執筆謝金については、本規程の定めるところにより支払うものとする。

(適用範囲)

第 2 条 職員及び部外講師に対して、次の謝金及び旅費を支払う。

- (1) 当法人の事業に関わる出張のうち、理事会が必要と認めた場合の旅費
- (2) 当法人が開催・実施する会議、委員会、研究発表会、シンポジウム、現地調査、講習会等において、当法人が講演者や講師等を招聘する場合の謝金及び旅費
- (3) 当法人が講演者や講師等として学術会議や学術的イベント等に派遣する場合の謝金及び旅費
- (4) 当法人が開催する会議等の運営を補助するアルバイトの賃金及び旅費
- (5) その他、理事会が認めた事業に関する謝金及び旅費

(講師謝金)

第 3 条 役員及び部外講師に対する講師謝金は、当該講師の社会的地位及び当該研究に対する専門的知識の程度に応じ、別表 1 の区分による時間当たり単価に当該時間数を乗じたものとする。

(執筆謝金)

第 4 条 役員及び部外執筆者に対する執筆謝金は、当該執筆者の社会的地位及び当該研究に対する専門的知識の程度に応じ、別表 1 の区分による 400 字詰原稿用紙 1 枚当たり単価に当該枚数を乗じたものとする。

(謝金区分)

第5条 前2条に定める別表1の区分の適用については、別表2の通りとする。

(旅費の構成)

第6条 旅費は、交通費、宿泊費を支払う。

(交通費)

第7条 交通費は、時間、距離等を勘案して経済的な交通機関、旅程によることとし、原則として実費を支給する。

- 2 交通費を支給する区間は、勤務地か自宅の近い方から会議等の開催地までとする。
- 3 特急列車及び航空機等を利用した場合は、その利用もしくは搭乗が確認できる書類を当法人に提出しなければならない。

(宿泊費)

第8条 支給対象者が宿泊を要する場合は、原則として1泊12,000円(税別)を上限とし、宿泊費の実費を支給する。

(上限額・手続きの例外措置)

第9条 規定された上限額や手続き等が社会通念上不適当であるような事情がある場合は、理事会の承認を経て、支払金額の増額もしくは手続きの簡素化をすることができる。

(支給方法)

第10条 報酬の支給は、口座登録情報の様式に記入の上、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(改変)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

謝金支払に当たってのランク区分については、下記のとおりとする。

ランク 区分	講師謝金 (1 回当たり単価)	執筆謝金 (1 枚当たり単価)
1	30,000 円	1,500 円
2	同上	同上
3・4	30,000 円	2,000 円
5・6	50,000 円	3,000 円
その他 (アルバイト)	15,000 円を上限	なし

- 注 1.上記金額には消費税を含まない。
- 2.一回あたりの出席の時間は概ね 2 時間、講演の時間は概ね 1 時間とする。
- 3.この表に拠り難い特別の事情があるときは、上記金額以上の額とすることができる
- 4.職員、アルバイトはタイムカードを提出し、15,000 円を上限として支払う
- 5.職員、アルバイトの時給は年齢、経験などにより、理事長が決定する

別表 2

区分	大学等	東証一部上場 企業等	役職以外の評価項目	
			学識専門性	プロジェクト 関与度
1	助手・講師級	係長級以下		案件ごと
2	助教授・教授 級	課長級		案件ごと
3	教授級	部長級	極めて高度 (国内主導)	案件ごと
4	教授級 (学部長級)	役員級	極めて高度 (国際的)	案件ごと
5	教授級 (学長級)	役員級 (社長級)	基幹学会会長 代替機能少数	案件ごと
6			国際的顕彰者	案件ごと
その他 (アルバイト)	学生など			案件ごと

注 上記に該当しないものは理事長が決定する

情報公開規程

（目的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本摂食障害協会（以下、「当法人」という。）が、その活動状況、運営内容及び財務資料等を公開するために必要な事項を定め、それによって公正で開かれた活動を推進することを目的とする

（法人の責務）

第2条 本規程の解釈及び運用に当たっては、情報公開の趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第3条 情報公開の対象資料を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、本規程の目的に即して適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

（管理）

第4条 情報公開に関する事務は、事務局が管理する。

（情報公開の方法）

第5条 情報公開の対象資料に応じて、公告、公表、資料の事務所備え置き並びに必要な応じてインターネット等の方法により情報公開を行うものとする。

2 前項による情報公開の内容、方法等の詳細は、代表理事が定める。

（公開する資料）

第6条 事務所には、法令等の定めに従い、次に掲げる帳簿及び書類を常時備え置き、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。
この場合、法令において備え置き期間の定めがある書類については当該備え置き

期間分の書類を、備え置き期間の定めがない書類については当該最新の資料を対象とする。

- (１) 定款
- (２) 役員名簿
- (３) 事業報告書
- (４) 正味財産増減計算書
- (５) 貸借対照表
- (６) 事業計画書
- (７) 収支予算書
- (８) 上記以外の資料で、公開の申出を受け、公開が必要と理事会が認める資料（インターネット上で公開する資料）

(規程の変更)

第7条 本規程の変更は理事会の決議による。

附則

本規程は、令和3年4月1日より施行する。

文書管理規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本摂食障害協会（以下「当法人」という。）の文書の保存および管理に関し、必要な事項を定めたものである。

(適用文書の範囲)

第2条 本規程の適用を受ける文書は、許認可文章・決算書類・契約書・諸規程・決議書類並びに会計に関する書類・議事録・証憑書類、その他一切の業務文章（コンピューターファイル等を含む）であって、一定期間保存を要するものをいう。

(区分)

第3条 文書は以下のとおり区分するものとする。

- ①機密文書
- ②重要書類
官公庁からの文書等で前号以外のもの
- ③普通文書
前各号以外の一般文書

(文書の保存期間)

第4条 文書の保存期間は、法令その他特別に定めのある場合のほか、帳簿はその閉鎖のとき、その他の文書は編綴のときから起算し、以下の5種類に区分する。

- ①永久保存
- ②10年保存
- ③5年保存
- ④3年保存
- ⑤1年保存

(総括文書管理者)

第5条 当法人に総括文書管理者1名を置く。

- 2 総括文書管理者は、事務局長とする。
- 3 総括文書管理者は、法人文書の管理に関する事務の総括を行う。

(文書管理担当者)

第6条 当法人の事務局に文書管理担当者を置く。

- 2 文書管理担当者は、事務局長が任免する。

3 文書管理担当者は、法人文書の受付、配布、回付、整理及び保存に関する事務を行う。

(保管・保存及び保存の原則)

第7条 事務局長の指名により文書取扱担当者を定め、その者が整理、保管、保存及び廃棄の事務を本規程の定めるところにより行う。但し、現に使用中の文書の整理、保管は各担当者が行う。

(保存文書目録)

第8条 保存文書の区分・保存期間・保存方法を一覧表にまとめた保存文書目録等は、文書管理責任者が作成するものとする。

(決裁手続き)

第9条 文書の起案は、理事長又は理事を決裁権者として、決裁を受けるものとする。

(廃棄)

第10条

- 1 保存期間を経過した保存文書は廃棄する。ただし、廃棄時において各部署と文書管理責任者が協議の上、特に必要と認められたときは保存期間を延長することができる。
- 2 保存期間内の文書であっても保存の必要がなくなったものについては、前項の手続きを経て廃棄することができる。
- 3 廃棄処分にした文書は、保存文書目録に廃棄年月日を記入しておかなければならない。

(廃棄処分の方法)

第11条 廃棄処分を決定した文書は、当該文書の内容を考慮して、焼却、裁断などの処分をする。

(改変)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

利益相反禁止のための自己申告等に関する規程

（目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人日本摂食障害協会（以下「当法人」という。）における、法令又は当法人の定款・規程・内規等に定める利益相反並びに特別な利益供与の禁止及び防止のため、役職員等の自己申告に関して必要な事項を定めることにより、当法人の公正且つ適正な事業活動の確保を目的とする。

（対象者）

第2条 当法人の役員及び当法人の事業活動の関係者（理事長が指定する者）に対して適用する。

（自己申告）

第3条 名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下、「兼職等」という。）となる場合には、代表理事又は事務局長に申告するものとする。

2 前項に規定する場合のほか、当法人と役員との利益が相反する可能性がある場合（当法人と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係する（兼職等を除く。）ことによってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。

3 事務局長が前各項及び次条の規定に基づく申告を行う場合には、これを代表理事に対して行うものとする。

（定期申告）

第4条 毎年3月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について事務局長に申告するものとする。

（申告後の対応）

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けた事務局長は、他の理事と連携して申告内容の確認をした上、申告を行った者が理事である場合には、代表理事と協議の上、必要に応じ、当該申告を行った者に対して、当法人との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下、「適正化等措置」という）を求めるものとする。

- 2 前項にかかわらず、第3条3項に規定する場合、申告を受けた代表理事は、事務局長を務める者以外の理事と連携して申告内容を確認した上、必要に応じ、速やかに当該申告を行った事務局長に対して適正化等措置を求めるものとする。

(申告内容及び申告書面の管理)

第6条 第3条又は第4条の規定に基づいて申告された内容及び提出された情報は、事務局にて管理するものとする。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

本規程は、令和3年4月1日から施行する。

理事会規程

(目的)

第1条 本規程は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第36条に基づき、一般社団法人日本摂食障害協会（以下「当法人」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員及び会計監査人の設置)

第3条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。

(役員の選任)

第4条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって理事長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事又は監事について、当該理事又は監事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事又は監事の合計数が、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事又は監事の合計数は、理事又は監事それぞれの総数の3分の1を超えないものとする。

(役員以外の者の出席)

第5条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類及び開催)

第6条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、必要があると認めたときに開催する。

(権限)

第7条 理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定、変更又は廃止

(招集)

第8条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(議長)

第9条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(欠席)

第 10 条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

(決議の方法)

第 11 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 第 1 項の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、第 1 項の理事の数に算入しない。

3 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第 12 条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の準備
- (6) 前各号に定めるもののほか当法人の重要な業務執行の決定

(決議の省略)

第 13 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 14 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 15 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(改廃)

第 16 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

本規程は、当法人の成立の日から施行する。

倫理規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本摂食障害協会（以下「当法人」という）の行動基準を定める。

(目的)

第2条 当法人の倫理を確立し、社会の信頼を得る目的で定める。常に公正かつ誠実に事業運営にあたり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(職員の定義・責務)

第3条 本規程における職員とは、理事、参与、フェロー、学生、アルバイトなど雇用条件にかかわらず、当法人の業務及び活動に関わるすべてのものをいう。

2 職員は、本規程の精神を実現することが自らの役割であることを認識し、関係者に周知徹底しなければならない。

(行動の原則)

第4条 活動全般について、すべての法令を誠実に遵守するとともに、社会的な良識もって行動する。

2 職員は業務ならびに職員の身上に関し、その職務上知り得た事項については、在職中はもちろん退職後といえども、みだりに公表してはならない。

(法令等の遵守)

第5条 関連法令及び定款、倫理規程その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範に悖ることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(規程違反への対応)

第6条 本規程に違反する重大な事案が生じたときは、理事長を先頭にして組織を挙げて問題の解決にあたり、原因の究明、再発の防止に努める。

2 生じた事案について、内外に対し、迅速かつ的確な情報公開を行い、その説明責任を果たす。

3 理事長を含め関係職員を厳正に処分する。

(情報の管理)

第7条 業務に関連して知り得た協力関係者および当法人の情報を、了解なしに本来の目的以外に利用することや、漏洩することを行わない。その他情報管理についてはプライバシーポリシーに定める。

(情報開示)

第8条 事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を開示し、基金拠出者、寄付者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(利益相反行為の禁止)

第10条 当法人の職員は、事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものとする。

2 職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認し、迅速な発見及び是正を図ることとする。

(私的利益追求の禁止)

第11条 当法人の職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(基本的人権の尊重)

第12条 当法人は、職員の基本的人権を尊重し、人種・国籍・思想信条・宗教・心身障害、年齢、性別、配偶者の有無その他の業務遂行と関係のない理由による職員の処遇の差別は一切行わない。

(反社会的勢力との関係)

第 13 条 当法人は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力と関係を持たない。

(研鑽)

第 14 条 当法人の職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(規程順守の監視)

第 15 条 必要あるときは、理事会の決議に基づき、別途委員会を設置し、本規程の遵守状況を監視する。

(改廃)

第 16 条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

監 査 報 告

一般社団法人 日本摂食障害協会
理事長 鈴木真理 殿

令和1年7月1日から令和2年6月30日までの業務並びに会計の監査を行った結果、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

業務監査について、理事会等に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類など必要と思われる資料の閲覧により業務執行の妥当性を検討しました。

さらに、会計監査について、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、財産目録及びこれらの附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 2 年 9 月 11 日

一般社団法人日本摂食障
監事 石川 俊

正味財産増減計算書

2019年 7月 1日 から 2020年 6月30日 まで

法人名：一般社団法人 日本摂食障害協会

事業名：事業全体

(単位： 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益			
事業収益			
講習会収益			
受取補助金等			
受取民間助成金			
受取寄付金			
受取寄付金			
雑収益			
受取利息			
雑収益			
經常収益計			
經常費用			
事業費			
給料手当			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗什器備品費			
消耗品費			
パブリックリレーション費			
パブリックリレーションレ			
ポート制作			
諸謝金			
渉外費			
賃借料			
業務委託費用			
調査費用			
支払手数料			
雑費			
管理費			

会 議 費
旅 費 交 通 費
通 信 運 搬 費
消 耗 什 器 備 品 費
消 耗 品 費
パ レ フ リ ッ シ ョ ン 費
渉 外 費
租 税 公 課
支 払 手 数 料
業 務 委 託 費
雑 費
経 常 費 用 計

評価損益等調整前当期経常増減額

評 価 損 益 等 計

当 期 経 常 増 減 額

経 常 外 増 減 の 部

経 常 外 収 益

経 常 外 収 益 計

経 常 外 費 用

経 常 外 費 用 計

当 期 経 常 外 増 減 額

税引前当期一般正味財産増減額

法人税、住民税及び事業税

当期一般正味財産増減額

一般正味財産期首残高

一般正味財産期末残高

Ⅱ 指 定 正 味 財 産 増 減 の 部

受 取 補 助 金

受取民間助成金

一般正味財産への振替額

一般正味財産への振替額

当期指定正味財産増減額

指定正味財産期首残高

指定正味財産期末残高

Ⅲ 基 金 増 減 の 部

当 期 基 金 増 減 額

基 金 期 首 残 高

基 金 期 末 残 高

Ⅳ 正 味 財 産 期 末 残 高

貸借対照表

2020年 6月 30日 現在 (決算)

法人名：一般社団法人 日本摂食障害協会

事業名：事業全体

(単位： 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資 産 の 部			
流 動 資 産			
現 金 預 金			
未 収 金			
前 払 金			
流 動 資 産 合 計			
資 産 合 計			
II 負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 金			
未 払 法 人 税 等			
預 り 金			
前 受 金			
流 動 負 債 合 計			
負 債 合 計			
III 正 味 財 産 の 部			
基 金			
基 金			
指 定 正 味 財 産			
民 間 助 成 金			
指 定 正 味 財 産 合 計			
一 般 正 味 財 産			
そ の 他 一 般 正 味 財 産			
一 般 正 味 財 産 合 計			
正 味 財 産 合 計			
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計			

監査報告

一般社団法人 日本摂食障害協会
理事長 鈴木真理 殿

令和2年7月1日から令和3年6月30日までの業務並びに会計の監査を行った結果、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

業務監査について、理事会等に出席し、理事から業務の報告を聴取し、関係書類など必要と思われる資料の閲覧により業務執行の妥当性を検討しました。

さらに、会計監査について、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、財産目録及びこれらの附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 3 年 8 月 16 日

一般社団法人日本摂食障害
監事 石川 俊男

正味財産増減計算書

令和 2年 7月 1日から令和 3年 6月30日まで

法人名：一般社団法人 日本摂食障害協会

事業名：事業全体 (単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益			
事業収益			
講習会収益			
受取補助金等			
受取民間助成金			
受取寄付金			
受取寄付金			
雑収益			
受取利息			
雑収益			
經常収益計			
經常費用			
事業費			
給料手当			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗什器備品費			
パブリックリレーション費			
諸謝金			
渉外費			
印刷製本費			
賃借料			
租税公課			
業務委託費			
支払手数料			
雑費			
管理費			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗什器備品費			
消耗品費			
減価償却費			
パブリックリレーション費			
渉外費			
租税公課			

	支払手数料
	支払寄付金
	業務委託費
	雑費
	経常費用計
	当期経常増減額
経常外増減の部	
	経常外収益
	経常外収益計
	経常外費用
	経常外費用計
	当期経常外増減額
	税引前当期一般正味財産増減額
	法人税、住民税及び事業税等
	当期一般正味財産増減額
	一般正味財産期首残高
	一般正味財産期末残高
II 指定正味財産増減の部	
	一般正味財産への振替額
	一般正味財産への振替額
	当期指定正味財産増減額
	指定正味財産期首残高
	指定正味財産期末残高
III 基金増減の部	
	当期基金増減額
	基金期首残高
	基金期末残高
III 正味財産期末残高	

貸借対照表

令和 3年 6月30日 現在

法人名：一般社団法人 日本摂食障害協会

事業名：事業全体

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
流動資産			
現金預金			
普通預金			
未収金			
流動資産合計			
固定資産			
その他固定資産			
一括償却資産			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
流動負債			
未払金			
未払法人税等			
前受金			
預り金			
流動負債合計			
負債合計			
III 正味財産の部			
基金			
基金			
一般正味財産			
その他一般正味財産			
一般正味財産合計			
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

監 査 報 告

一般社団法人日本摂食障害協会

理事長 鈴木眞理 殿

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの業務並びに会計の監査を行った結果、次のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

会計監査について、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（貸借対照表、財産目録及びこれらの附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算関係書類の監査結果

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和 2 年 5 月 29 日

一般社団法人日本摂食障害協会

監事 武久 千夏

正味財産増減計算書

令和 3年 7月 1日から令和 4年 6月30日まで

法人名：一般社団法人 日本摂食障害協会

事業名：事業全体

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
經常増減の部			
經常収益			
事業収益			
講習会収益			
受取補助金等			
受取民間助成金			
受取寄付金			
受取寄付金			
雑収益			
受取利息			
雑収益			
經常収益計			
經常費用			
事業費			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗品費			
諸謝金			
渉外費			
印刷製本費			
租税公課			
業務委託費			
支払手数料			
雑費			
管理費			
会議費			
旅費交通費			
通信運搬費			
消耗什器備品費			
消耗品費			
減価償却費			
パブリックリレーション費			
渉外費			
租税公課			
支払手数料			
支払寄付金			
業務委託費			
雑費			
經常費用計			
当期經常増減額			

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
経常外増減の部 経常外収益 経常外収益計 経常外費用 経常外費用計 当期経常外増減額 税引前当期一般正味財産増減額 法人税、住民税及び事業税等 当期一般正味財産増減額 一般正味財産期首残高 一般正味財産期末残高 II 指定正味財産増減の部 当期指定正味財産増減額 指定正味財産期首残高 指定正味財産期末残高 III 基金増減の部 当期基金増減額 基金期首残高 基金期末残高 IV 正味財産期末残高			

貸借対照表

令和 4年 6月 30日 現在

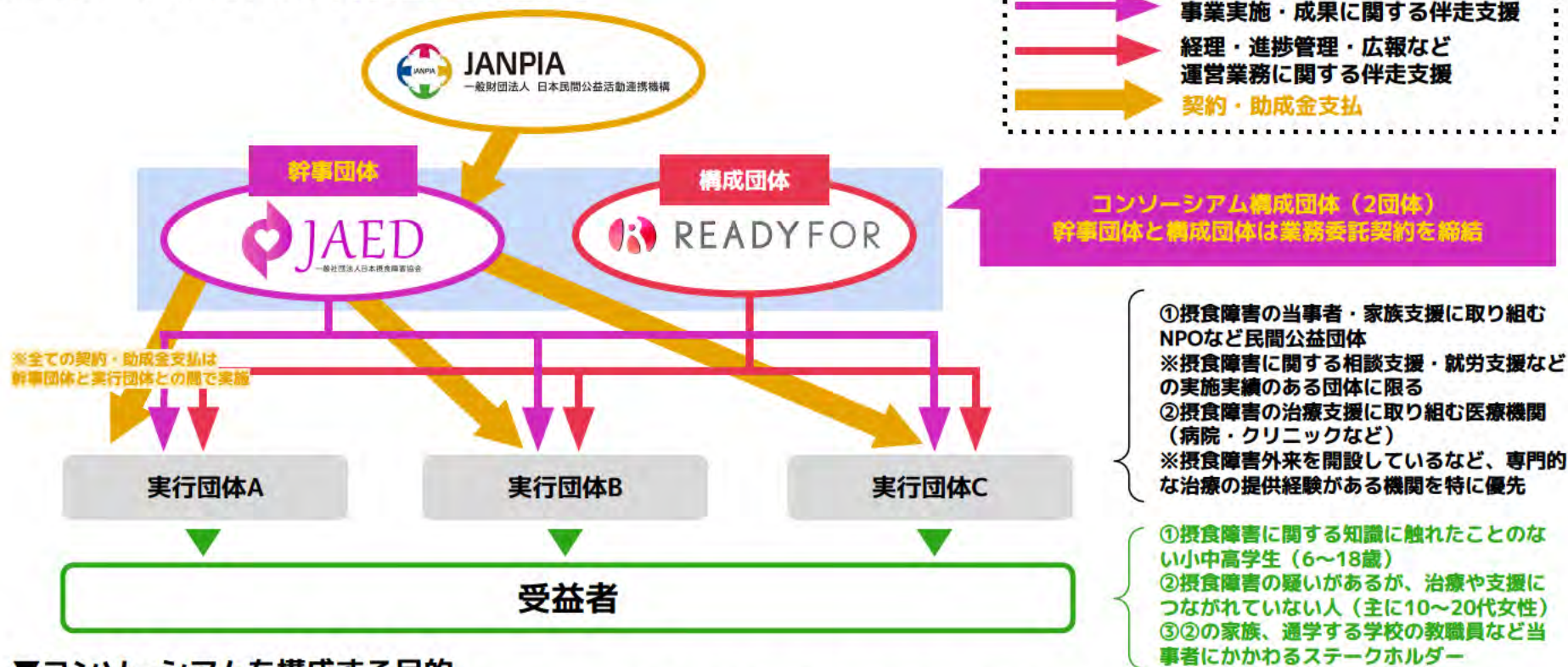
法人名：一般社団法人 日本摂食障害協会

事業名：事業全体

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
流動資産			
現金預金			
現金			
普通預金			
未収金			
流動資産合計			
固定資産			
その他固定資産			
一括償却資産			
その他固定資産合計			
固定資産合計			
資産合計			
II 負債の部			
流動負債			
未払金			
未払法人税等			
前受金			
預り金			
流動負債合計			
負債合計			
III 正味財産の部			
基金			
基金			
一般正味財産			
その他一般正味財産			
一般正味財産合計			
正味財産合計			
負債及び正味財産合計			

※コンソーシアムモデルA（単独型）で実施予定



▼コンソーシアムを構成する目的

摂食障害の啓発・教育や調査研究で専門的知見を持つ日本摂食障害協会（JAED）を幹事団体とし、休眠預金活用事業の運営ノウハウを持つREADYFORとコンソーシアムを形成する。

幹事団体であるJAEDは、摂食障害支援の専門性を活かした研修提供、講師派遣などの伴走支援を実施。READYFORはノウハウをもつ運営支援のほか、団体の基盤強化（規程類整備、事業評価、出口戦略策定）などを担当する。

事業実施中の体制・役割分担

※アイコンはポジション数を示し、同一人物が兼務する場合があります

幹事団体



実行団体 (6団体)

構成団体



事業実施前(公募／審査時)における役割分担

※アイコンはポジション数を示し、同一人物が兼務する場合があります

幹事団体



構成団体



審査準備



専門的支援G

事業統括
(理事長・医師)



メインPO①
(専従・伴走支援経験者)

医療アドバイス担当
(医師)

- ・JANPIAとの契約締結
- ・専門的知見の提供

- ・審査基準の検討
- ・公募要領作成
- ・諮問委員への依頼

- ・申請フォーム作成
- ・HubSpotなど進捗管理システムの開発／保守
- ・基金イメージ画像製作
- ・LP作成／公開

案件発掘(公募の周知)

- ・候補団体への呼びかけ
- ・連携先への周知協力依頼

- ・周知団体リスト作成
- ・一斉メール送信
- ・公募説明会の開催

- ・プレスリリース配信
- ・LP更新
- ・公募説明会動画の公開
- ・質問／回答一覧の公開
- ・問い合わせ対応

審査運営

- ・専門的知見の提供
- ・実行団体との契約締結

- ・面談審査
- ・精査会の開催
- ・諮問委員会の開催
- ・採択団体の決定

- ・団体への連絡
- ・書類提出依頼
- ・書類審査
- ・コンプラチェック
- ・プレスリリース配信

審査準備・案件発掘G



メインPO②
(専従・伴走支援経験者)



審査準備・団体公募担当



ITエンジニア



デザイナー



広報担当

審査運営G



審査運営PO



審査・団体連絡担当

審査運営G



経理担当 運営スタッフ



運営管理責任者
(事務局長)



実行団体

摂食障害の当事者・家族支援
に取り組むNPOや医療機関な
ど

専門的支援

- ・摂食障害コーディネーターの研修
- ・個別事案への医師によるアドバイス
- ・講義への講師派遣
- ・研修教材／刊行物／ネットコンテンツの提供
- ・教育機関連携支援(文科省や教育委員会への連携交渉)

基盤強化・進捗管理支援

- ・事業進捗管理
- ・助成金精算管理
- ・ロジックモデル作成支援
- ・事業評価の実施
- ・規程類整備・リスク対応
- ・出口戦略支援(ファンドレイジング研修など)



摂食障害および精神疾患
支援におけるステークホル
ダーの情報や連携のノウ
ハウ

事業設計や
評価指標の運用など
運営ノウハウの提供



コンソーシアムに関する誓約書

申請日 2023年5月31日

一般財団法人日本民間公益活動連携機構 殿

コンソーシアム構成団体

幹事団体: 一般社団法人 日本摂食障害協会

幹事団体以外のコンソーシアム構成団体

構成団体: READYFOR株式会社 米良はるか

構成団体:

構成団体: (印)

構成団体: (印)

我々、コンソーシアムに参加する全ての団体(以下、「コンソーシアム構成団体」という)は、幹事団体が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためにコンソーシアムを組成し、下記のとおり誓約します。

なお、下記3に記載した誓約書等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1. コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシアム協定書を締結します。
- 2. 本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3. コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した別紙(次の(1)～(4))の事項等
 - (1) 欠格事由について
 - (2) 公正な事業実施について
 - (3) 規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
 - (4) 情報公開について(情報公開同意書)
- 4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は次のとおりである。

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
※2 該当なし	※2 該当なし	※2 該当なし	※2 該当なし

※1 申請の日の属する事業年度に、法令又は法令に基づく行政機関の処分に関連したとして行政機関から受けた指導、命令等(書面によるものに限る)に対する措置状況を記載してください。また、当該事業年度以前に受けたものでまだ改善がなされていないものも記載してください。
※2 該当がない場合には、「該当なし」と記載してください。

※記入上の注意点
印については、「代表者の印」として印鑑登録済の印を押印してください。

以上

(別紙)

1 欠格事由について

コンソーシアム構成団体は、次の1から4のいずれにも該当しないことを確認し、将来においても該当しないことを誓約します。

1. 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成 28 年法律第 101 号)」第 17 条第3項に掲げる団体で、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
 - (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - (4) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。(以下(5)において同じ。))
 - (5) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
2. 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
3. 指定活用団体の指定、資金分配団体の選定若しくは実行団体の選定を取り消され、その取り消しの日から3年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から3年を経過しない団体
4. 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - (2) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(平成 28 年法律第 101 号)」の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者

※注意点

上記事項を団体において確認した際の根拠資料(例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等)がある場合は、当該資料を主たる事務所に 10 年間保存してください。

2 公正な事業実施について

コンソーシアム構成団体は、幹事団体が資金分配団体としての助成の申請を行うに際し、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業に関して、次のとおり確認します。

1. 幹事団体が資金分配団体に選定された後、コンソーシアム構成団体の役員について、以下の要件に該当し、助成対象事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (1) 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。
 - (2) 他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の

総数の3分の1を超えないこと(監事についても同様)。

2. コンソーシアム構成団体は、幹事団体が資金分配団体に選定された後において、社会的信用を維持する上でふさわしくない業務、又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある業務は行わないこと。
3. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況は、コンソーシアムに関する誓約書に記載のとおりである。

※注意点

資金分配団体に選定された後に、上記確認事項に反する事実が判明した場合には、虚偽の申請があったものとみなされる可能性がありますのでご注意ください。また、上記事項を団体において確認した際の根拠資料（例えば、理事等からの提出を受けた誓約書等）がある場合は、当該資料を主たる事務所に10年間保存してください。

3 規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)

コンソーシアム構成団体は、規程類必須項目確認書で「内定後1週間以内に提出」を選択した必須項目については、やむを得ない理由により提出できないため、内定後1週間以内に提出することを誓約します。

4 情報公開について(情報公開同意書)

コンソーシアム構成団体は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構が行う助成対象事業が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(平成28年法律第101号)に基づき、この活動の資金が国民の資産であることから、「情報公開の徹底」及び「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることを理解し、コンソーシアムとしての助成申請を行うに際し、その選定結果の如何を問わず、添付資料「選定結果・申請時提出書類の情報公開について」に基づき同機構のウェブサイトで公開されることを同意いたします。

なお、申請書類の提出にあたっては同機構の個人情報保護に関する基本方針に同意します。

選定結果・申請時提出書類の情報公開について

1. 情報公開の考え方

JANPIA では、公募要領で明示しているとおり、採択・不採択に関わらずすべての選定申請団体の選定結果及び申請時提出書類(参考資料は除く)の情報公開を当機構ウェブサイトで行います。これはこの活動の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」「本制度全体の透明性の確保」等が求められていることに応じるものです。

なお、情報公開にあたっては、書類の中にある個人情報や選定申請団体のアイディアやノウハウに係る部分について非公表とすること等により、選定申請団体の権利その他の正当な利益を損ねないよう留意することとなっています。そのため選定結果通知後、すべての選定申請団体宛に情報公開予定の書類データについて申請の際に登録いただいたメールに送信し、公開内容を確認していただいた上、申請時提出書類を公開する予定です。

2. 公開する情報について

(1) 選定結果の公表

選定結果の公表に際しては、申請された情報に基づき、以下「「選定結果の公表」での公表予定項目」を」当機構のウェブサイトに公表すること

「選定結果の公表」での公表予定項目

- 1 申請事業分類 *通常枠のみ
- 2 事業名 主題
- 3 事業名 副題
- 4 団体名
- 5 事業対象地域
- 6 代表者名
- 7 所在地
- 8 社会課題
- 9 事業の概要
- 10 事業期間
- 11 決定助成額または申請助成額
- 12 審査コメント
- 13 助成額の根拠(「資金計画書等」「事業計画書」) ※選定団体のみ

(2) 申請時提出書類(参考資料を除く)の公開

選定結果公表後、以下「「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料」を当機構のウェブサイトで公開すること

※この公開にあたっては、事前にすべての選定申請団体(幹事団体)に情報公開予定の申請時提出書類について登録いただいたメールに送信し、内容をご確認いただきます。

申請時提出書類については、皆さまにご確認いただく段階で「印影」と「個人情報」と判断される情報について、JANPIA 事務局で非公開の加工を行う予定です。それに加えて正当な利益が損なわれると判断されるような非公開とすべき情報^{※1}がないか、ご確認をお願いします。また事務局で行った非公開加工が不必要の場合は、合わせてご指摘下さい。

非公開の箇所についてご確認いただくプロセスを経て、団体の皆さまにご了解が得られた書類を当機構のウェブサイトで公開します。

「申請時提出書類の公開」で公開予定の資料

- 1 助成申請書
- 2 団体情報
- 3 事業計画書
- 4 資金計画書等
- 5 役員名簿
- 6 申請書類チェックリスト
- 7 規程類必須項目確認書(規程類確認書)
- 8 定款
- 9 登記事項証明書(全部事項証明書)＊
- 10 事業報告書(過去3年分)＊
- 11 決算報告書類(過去3年分)※2・※3
- 12 規程類
- 13 コンソーシアムの実施体制表
- 14 コンソーシアムに関する誓約書
- 15 幹事団体以外の各コンソーシアム構成団体についての「団体情報、定款、規程類、規程類確認書または規程類必須項目確認書、役員名簿、決算報告書類(提出があった場合のみ)※2・※3」

※1 統計データなど、すでに一般公開されている情報は非公開とする情報の対象になりません。

※2 通常枠のソーシャルビジネス形成支援事業とイノベーション企画支援事業については、「決算報告書類(過去3年分)」は参考資料とし、公開対象外となります。

※3 随時枠(コロナ等枠)は前年度分のみとなります。

＊は通常枠のみが対象となります。

以上

団体情報入力シート

必須入力セル

任意入力セル

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	株式会社（有限会社を含む）	資金分配団体
団体名		READYFOR株式会社	
郵便番号		102-0082	
都道府県		東京都	
市区町村		千代田区	
番地等		一番町8 住友不動産一番町ビル 7階	
電話番号		050-1746-9680	
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://corp.readyfor.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://fund.readyfor.jp/	
設立年月日		2011年3月29日	
法人格取得年月日		2014年7月1日	

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	メラ ハルカ
	氏名	米良 はるか
	役職	代表取締役 CEO
代表者(2)	フリガナ	ヒウラ ナオキ
	氏名	樋浦 直樹
	役職	代表取締役 COO

(3)役員

役員数 [人]		6
	理事・取締役数 [人]	4
	評議員 [人]	0
	監事/監査役・会計参与数 [人]	2
	上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]		207
	常勤職員・従業員数 [人]	149
	有給 [人]	149
		無給 [人]
	非常勤職員・従業員数 [人]	58
	有給 [人]	58
		無給 [人]
事務局体制の備考		

(5)会員

団体会員数〔団体数〕	0
団体会員	
団体正会員〔団体数〕	
団体その他会員〔団体数〕	
個人会員・ボランティア数	0
個人会員	
ボランティア人数(前年度実績)〔人〕	
個人正会員〔人〕	
個人その他会員〔人〕	

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名／勤務形態	
通帳管理者 氏名／勤務形態	
経理担当者 氏名／勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数〔件〕	8
申請前年度の助成総額〔円〕	209,865,767円
助成した事業の実績内容	2022年4月～2023年3月に助成実績があるものは下記 ・休眠預金活用事業「若者の「望まない孤独」支援モデル形成事業」（2023年3月～） →助成団体数：8 助成金額：209,865,767円

(11)助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	・新型コロナウイルス感染症：拡大防止活動基金（助成金額1,000万円） ・新型コロナウイルス感染症：いのちとところを守るSOS基金（助成金額1,000万円）

(12)過去に休眠預金事業で助成を受けた実績

[illegible]

規程類必須項目確認書(株式会社)

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	見過ごされる「摂食障害」60万人・支援モデル形成事業
団体名:	READYFOR株式会社
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとした規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
◎以下の必須項目は、株式会社を想定したものです。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

		記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。			
		確認が必要です。E列に未記入があります。	記入完了	確認が必要です。G列に未記入があるか、提出時期と整合していません。 (E列が「内定後提出」の場合は空欄にしてください)	
規程類に含める必須項目		(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 株主総会の運営に関する規程					
(1)開催時期・頻度	・評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款		第22条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款		第23条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款		第23条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款		第23条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款		第43条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款		第24条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款		第43条
● 取締役の構成に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。					
(1)取締役の構成 「各取締役について、当該取締役及びその配偶者又は3親等内の親族等である取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款		役員名簿で確認できる通り、現状、取締役構成はこの点を満たしている		
(2)取締役の構成 「他の同一の団体の取締役である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある取締役の合計数が、取締役の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること			役員名簿で確認できる通り、現状、取締役構成はこの点を満たしている		
● 取締役会の運営に関する規程 ※取締役会を設置していない場合は不要です。					
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	取締役会規程		第3条
(2)招集権者		公募申請時に提出	取締役会規程		第4条
(3)招集理由		公募申請時に提出	取締役会規程		第4条
(4)招集手続		公募申請時に提出	取締役会規程		第5条
(5)決議事項		公募申請時に提出	取締役会規程		第9条、第1 決議事項
(6)決議 (過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	取締役会規程		第7条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	取締役会規程		第11条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「取締役会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する取締役を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	取締役会規程		第7条
● 取締役の職務権限に関する規程					
【参考】JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程		(理事会を設置しておらず、該当する規程等はない)		
● 監査役の監査に関する規程					
監査役の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監査役を設置していない場合は、株主総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	監査役監査基準		第2条、第5章 業務監査、第6章 会計監査、第9章 監査の報告
● 役員の報酬等に関する規程					
(1)役員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程		第2条、第4条、第5条、第6条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程		第9条

● 倫理に関する規程				
(1)基本的人権の尊重	倫理規程	公募申請時に提出	企業倫理規程	第16条
(2)法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	企業倫理規程	第3条
(3)私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	企業倫理規程	第3条
(4)利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	監査役監査基準	第22条
(5)特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	企業倫理規程	第3条
(6)情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	第7条
(7)個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護規程	第6条をはじめとする全条項
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②定款	①第3条 ②第43条
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、役職員、その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②定款	①第3条 ②第43条
(2)自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②定款 ③休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第3条 ②第43条 ③第4条、第5条
● コンプライアンスに関する規程				
(1)コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2)コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①コンプライアンス規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第3条 ②第6条
(3)コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	①企業倫理規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第4条 ②第7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1)ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第3条
(2)通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第14条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1)組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	①業務分掌規程 ②休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	①第2条 ②第8条
(2)職制		公募申請時に提出	①定款 ②取締役会規程(理事会は設置していないが代替として取締役会規程を提出する)	①第4条 ②第12条
(3)職責		公募申請時に提出	業務分掌規程	第2条
(4)事務処理(決裁)		公募申請時に提出	取締役会規程(理事会は設置していないが代替として取締役会規程を提出する)	第7条、第9条、第11条、別表
● 職員の給与等に関する規程				
(1)基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規程	第2章 給与、第4章 賞与
(2)給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規程	4～15条
● 文書管理に関する規程				
(1)決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	取締役会規程(理事会は設置していないが代替として取締役会規程を提出する)	第7条、第9条、第11条、別表
(2)文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第5条
(3)保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	別表
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～3.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、キャッシュフロー計算書 3. 取締役会、株主総会の議事録(休眠預金活用事業に係る部分)	情報公開規程	公募申請時に提出	休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル	第7条
● リスク管理に関する規程				
(1)具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第7～9条
(2)緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第3条
(3)緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第7～9条
(4)緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第7～9条、第11条
● 経理に関する規程				
(1)区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第37条
(2)会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3)経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第12条
(4)勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7章
(5)金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第2章
(6)収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第6条
(7)決算		公募申請時に提出	経理規程	第8章

定款

第1章 総則

第1条（商号）

1. 当社は、READYFOR株式会社と称し、英文ではREADYFOR INC.と表記する。

第2条（理念）🔗

1. 当社は、「想いの乗ったお金の流れを増やす」ことをミッション（果たすべき役割）と定め、「誰もがやりたいことを実現できる世の中をつくる」ことを目指して経営する。

第3条（目的）

1. 当社は、次の事業を営むことを目的とし、前条の理念を達成することを目指す。
 - i. クラウドファンディングに関連するインターネットサービスの運営
 - ii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体の資金調達その他の事業及び組織の維持・拡大に関連するサービスの企画・運営
 - iii. 社会的活動、公益活動その他の活動を行う個人又は団体に対する寄付、資金提供、投融資その他の支援に関連するサービスの企画、運営
 - iv. 国内外の社会課題の解決に関連する研究、調査、エコシステムの構築・発展、サービスの企画・運営
 - v. インターネットを利用した情報提供サービス及びコンピュータシステム、ソフトウェア、情報、知識、意匠、Web、デジタルコンテンツ、ビジネスモデルに関する企画、研究、調査、設計、開発、販売、賃貸及び保守
 - vi. 上記各号に関連する広告代理業務、イベントの企画及び運営、書籍・雑誌等の編集・出版及び販売、教育及び教材の開発・販売、各種コンサルティング、講演、知的財産権の取得・管理・賃貸及び販売
 - vii. 上記各号に付帯又は関連する一切の業務

第4条（本店の所在地）

1. 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

第5条（機関）

1. 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - i. 取締役会
 - ii. 監査役

第6条（公告方法）

1. 当社の公告方法は、日刊工業新聞に掲載する方法とする。

第2章 株式

第7条（発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数）

1. 当社は普通株式及び優先株式を発行し、優先株式はA種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式からなるものとする。

2. 当会社の発行可能株式総数は、150万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は148万3,988株、A種優先株式の発行可能種類株式総数は5,900株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は4,347株、C種優先株式の発行可能種類株式総数は5,765株とする。

第8条（株券の不発行）

1. 当会社の株式については、株券を発行しない。

第9条（株式の譲渡制限）

1. 当会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第10条（相続人等に対する株式の売渡しの請求）

1. 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

第11条（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）

1. 当会社の株式（自己株式の処分による株式を含む。）及び新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式又は新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨及び引受けの申込みの期日の決定は取締役会の決議によって行う。

第12条（株主名簿記載事項の記載等の請求）

1. 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

第13条（質権の登録及び信託財産の表示）

1. 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

第14条（手数料）

1. 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

第15条（株主の住所等の届出）

1. 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

第16条（基準日）

1. 当会社は、毎年6月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

第3章 優先株式

第17条（残余財産の分配）

1. 当会社は、残余財産の分配をするときは、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）に対し、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）、A種

優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といい、C種優先株主及びB種優先株主とあわせて「優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、C種優先登録株式質権者及びB種優先登録株式質権者とあわせて「優先登録株式質権者」という。）及び普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、C種優先株式1株につき基準価額金346,874円に1.0を乗じた金額（以下「C種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、C種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、C種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。

2. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、B種優先株式を有する株主又はB種優先株式の登録株式質権者及びA種優先株式を有する株主又はA種優先株式の登録株式質権者に対し、普通株式の保有者（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、B種優先株式1株につき基準価額金230,000円に1.0を乗じた金額（以下「B種優先分配額」という。）に達するまで、A種優先株式1株につき基準価額金105,000円に1.0を乗じた金額（以下「A種優先分配額」という。）に達するまで同順位にてそれぞれ分配を行う。B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して分配する残余財産の金額が、B種優先分配額の全額及びA種優先分配額の全額の合計額を支払うのに不足する場合には、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、同順位で、B種優先分配額の合計額及びA種優先分配額の合計額に基づく割合で、残余財産を比例按分して当該残余財産を分配する。
3. 前項の分配が完了した後なお残余財産が存する場合には、当社は、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対して分配を行う。この場合、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者及びA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、C種優先分配額、B種優先分配額又はA種優先分配額に加え、当該分配日において当該C種優先株式、当該B種優先株式又は当該A種優先株式が普通株式に転換された場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産が分配される。
4. 第1項及び第2項の基準価額は、下記の定めに従い調整される。
 - i. 優先株式の分割又は併合が行われたときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \text{当該調整前の基準価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ii. 優先株主に割当てを受ける権利を与えて優先株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、当該優先株式の基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行当該優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当会社が保有する自己株式（当該優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行当該優先株式数」は「処分する自己株式（当該優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後基準価額} = \frac{\text{既発行当該優先株式数} \times \text{当該調整前基準価額} + \text{新発行優先株式数} \times \text{当該1株当たり払込金額}}{\text{既発行当該優先株式数} + \text{新発行当該優先株式数}}$$

- iii. 上記（1）及び（2）における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

第18条（普通株式と引換えにする優先株式の取得請求権）

1. 優先株主は、優先株主となった日の翌日以降、当会社に対して、優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができるものとし、当会社は、優先株主が普通株式の取得の請求をした場合には、下記に定める条件で当会社の普通株式を当該優先株主に対して交付するものとする。
2. 取得と引換えに交付する普通株式の数
 - i. 優先株式を取得すると引換えに交付すべき当会社の普通株式は、優先株主が取得の請求をした優先株式の払込金額の総額を第18条第3項に定める取得価額（以下「取得価額」という。）で除して得られる数とする。ただし、C種優先株式の払込金額（当初、1株につき346,874円）、B種優先株式の払込金額（当初、1株につき230,000円）及びA種優先株式の払込金額（当初、1株につき105,000円）は、当該優先株式につき、株式の分

割、株式無償割当て、株式の併合その他これに類する事由が生じた場合には当会社の取締役会決議に基づき適切に調整される。

- ii. 取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨て、金銭による調整を行う。

3. 当初取得価額

- i. A種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金105,000円とする。
 ii. B種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金230,000円とする。
 iii. C種優先株式の取得価額は、当初、1株につき金346,874円とする。

4. 取得価額の調整

- i. 優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- a. 株式分割又は株式無償割当てにより当会社の普通株式を発行する場合、以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当会社の保有する当会社の普通株式（以下「自己株式」という。）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、以下の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし、その時点での自己株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の基準日の翌日以降、又は株式無償割当ての効力の生じる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）以降これを適用する。

- b. 当会社の普通株式の株式併合を行う場合、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- c. 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当会社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（ただし、株式無償割当て、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当会社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当会社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価格} = \text{調整前取得価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価格}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

なお、自己株式処分の場合には、取得価額調整式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。取得価額調整式における「既発行普通株式の数」の算出上、その時点において発行され当会社が保有していない優先株式はすべてその取得請求権又は取得条項に従い普通株式に転換されたものと仮定し、その時点において発行され当会社が保有していない新株予約権はすべて行使され普通株式が発行されたものと仮定し、それぞれ既発行普通株式の数に算入されるものとする。ただし、本③による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- d. 調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当会社を取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合（無償割当てを含むが、株式無償割当てを除く。）、かかる株式、新株予約権もしくはその他の証券の払込期日（新株予約権の場合は割当日）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で

取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合には、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、本④による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本④による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- e. 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前の取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額をもって、調整後の取得価額とする。調整後の取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。ただし、本⑤による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号。その後の改正を含む。）第8条に定める「関連会社」を意味する。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本⑤による取得価額の調整は、優先株式の発行済株式数の3分の2以上を保有する優先株主（複数の優先株主が保有する優先株式の数が3分の2以上となる場合を含む。）がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。
- ii. 上記（1）に掲げた事由によるほか、次の①ないし④に該当する場合には、当会社は優先株主及び優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - a. 合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - b. 前①のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - c. 上記（1）の④に定める株式、新株予約権又はその他の証券につき、その取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。ただし、当該株式、新株予約権又はその他の証券すべてにつき普通株式が交付された場合を除く。
 - d. 上記（1）の⑤に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- iii. 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- iv. 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- v. 取得価額の調整が行われる場合には、当会社は、関連事項決定後、優先株主又は優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。

第19条（金銭と引換えにする取得請求権）

1. 優先株主は、当会社が、事業譲渡又は会社分割により、当会社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本条において「取得請求期間」という。）に限り、保有する優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当会社に請求することができる。
2. 本条による優先株式の取得と引換えに交付される1株あたりの金銭（以下「取得金額」という。）は、取得請求期間の初日に当会社が解散したとみなして第17条を適用した場合に、当該優先株式1株につき分配される額に相当する金額とする。なお、優先分配額の調整にかかる第17条第4項の規定は、取得金額に準用するものとする。
3. 本条による取得の請求があった場合、当会社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。

第20条（普通株式を対価とする取得条項）

1. 当社は、優先株式の発行以降、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場（以下「株式公開」という。）の申請を行うことが取締役会で可決され、かつ株式公開に関する主幹事の金融商品取引業者から要請を受けた場合には、取締役会の定める日をもって、発行済の優先株式の全部を取得し、引換えに優先株主に当社の普通株式を交付することができる。当社は、その対価として、かかる優先株式の払込金額を、第18条に基づいて定められるその時点における取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。
2. 前項に定める普通株式の数の算出にあたって、優先株主に交付される普通株式の総数に1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項の規定に従ってこれを取り扱う。

第21条（議決権）

1. 優先株主は、普通株主と同様に、株主総会において優先株式1株につき1個の議決権を有する。

第22条（株式の併合又は分割、募集株式の割当て等）

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、全ての種類の株式につき同時に同一割合でこれを行う。
2. 当社は、株主に株式無償割当て又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本条において同じ。）の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、優先株主には当該優先株式又は当該優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
3. 当社は、株主に募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式又は普通株式の新株予約権の割当てを受ける権利を、優先株主には優先株式又は優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で行う。

第4章 株主総会

第23条（招集）

1. 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第24条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議をもって、取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第25条（決議の方法）

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第26条（議決権の代理行使）

1. 株主は、当社の議決権を有するほかの株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第5章 種類株主総会

第27条（種類株主総会）

1. 当社は、すべての種類株式について会社法第322条第1項の規定による種類株主総会の決議を要しない。
2. すべての種類株式に関する募集事項の決定は、当該種類の株式を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

3. すべての種類株式を目的とする新株予約権に関する募集事項の決定は、当該新株予約権を引受ける者の募集につき当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主の決議を要しない。

第28条（株主総会に関する規定の準用）

1. 前章の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。
2. 第16条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

第6章 取締役、監査役及び取締役会

第29条（取締役及び監査役の員数）

1. 当会社の取締役は3名以上とし、監査役は1名以上とする。

第30条（取締役及び監査役の選任）

1. 当会社の取締役及び監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第31条（取締役及び監査役の任期）

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第32条（役付取締役）

1. 取締役会の決議をもって、取締役の中から、CEO1名を選定し、必要に応じて、COO、CFO、CTO各若干名を選定することができる。

第33条（代表取締役）

1. 取締役会の決議をもって、CEO並びに前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を定める。

第34条（取締役会の招集及び議長）

1. 取締役会は取締役CEOが招集し、議長となる。ただし、取締役CEOに事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定める順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第35条（取締役会の招集通知）

1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第36条（取締役会の決議の省略）

1. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第37条（取締役会規程）

1. 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第38条（報酬等）

- 取締役及び監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ株主総会の決議によって定める。

第39条（非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約）

- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
- 当会社は、会社法第427条第1項の規定により監査役との間で、当会社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計算

第40条（事業年度）

- 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。

第41条（剰余金の配当等）

- 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。
- 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

第42条（剰余金の配当の除斥期間）

- 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 附則

第43条（法令の準拠）

- 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上

Next ➞

休眠預金等活用における指定分配団体としての業務マニュアル

第1条 （定義）

- この規程において用いる用語の意味は、以下のとおりとする。
 - 「休眠預金等活用法」とは、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）を指す。
 - 「資金分配団体」とは、休眠預金等活用法第19条第2項第3号口で定義される団体を指す。
 - 「本事業」とは、当社が資金分配団体として実施する事業を指す。
 - 「本事業担当部署」とは、当社が本事業を実施する場合に、以下の業務を担当する部署を指す。
 - 指定活用団体（休眠預金等活用法第8条に定めるものをいう。以下同じ。）が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえた「包括的な支援プログラム」の企画・設計
 - 指定活用団体との間の協議、調整、報告等
 - 実行団体（休眠預金等活用法第19条第2項第3号イに定めるものをいう。以下同じ。）の公募による選定
 - 実行団体に対する必要かつ適切な監督
 - 「本事業担当者」とは、本事業担当部署に所属する役職員のうち、本事業に従事する者を指す。
 - 「本事業部長」とは、本事業担当部署の部長職にある役職員を指す。

第2条 （目的）

- この規程は、当社が本事業を実施する期間、適用される。

第3条 （事業の適正な実施）

- 当社は、休眠預金等活用法その他の適用のある法令のほか、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針、休眠預金等交付金活用推進基本計画及び資金分配団体として選定を受けた際に付された条件を遵守し、善良なる管理者の注意をもって本事業を適正に実施する。

第4条 （利益相反防止のための自己申告等）

- 本事業担当者は、名目又は形態の如何を問わず、その就任後、新たに当社以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事すること（以下「兼職等」という。）となる場合には、事前に本事業部長に書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）で申告するものとする。
- 前項に規定する場合のほか、当社と本事業担当者との利益が相反する可能性がある場合（当社と業務上の関係にある他の団体等に役員が関係すること（兼職等を除く。）によってかかる可能性が生ずる場合を含むが、これに限られない。）に関しても前項と同様とする。
- 本事業担当者が別紙に掲げる行為を行う場合には、事前に本事業部長に書面で申告するものとする。
- 本事業担当者は、毎年1 月と7月に当該役員の兼職等の状況その他前条の規定に基づく申告事項の有無及び内容について本事業部長に書面で申告するものとする。
- 前各項の定めにかかわらず、本事業部長が前各項に基づく申告を行う場合には、これを本事業担当部署を所管する取締役（ただし、取締役である本事業部長については代表取締役とする。以下「所管取締役」という。）に対して行うものとする。

第5条 （申告後の対応）

- 前条の規定に基づく申告を受けた本事業部長又は所管取締役は、必要に応じ、速やかに当該申告を行った者に対して、当社との利益相反状況の防止又は適正化のために必要な措置（以下「適正化等措置」という。）を求めるものとする。
- 前項における適正化等措置とは、当社と本事業担当者との利益が相反する可能性がある団体の実行団体としての採択に関する議案の審議及び決議には参加しない等により利益相反を排除することをいう。

第6条 （コンプライアンス体制の整備）

- 当社は、不正行為等、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、実務上合理的なガバナンス・コンプライアンス体制を整備する。
- 当社は、本事業の実施期間中に開催されるリスク・コンプライアンス委員会（コンプライアンス規程第3条で定義される委員会を指す。）について、外部有識者（社外取締役、社外監査役を含む。）を構成員に含める。

第7条 （情報公開）

- 当社は、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、定款及び指定活用団体との協議の上合意した社内規程の公開を行うものとする。
- 当社は、会社法その他の関係法令に従い、計算書類等（各事業年度に係る計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を含む。）、株主総会議事録、取締役会議事録等を備え置き、また、これらの閲覧等の請求に応じる。
- 当社は、会社法その他の関係法令に従い、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表の要旨を公告する。

第8条 （業務分掌）

- 本事業に関する当社内部の業務分掌は以下のとおりとする。

部門	業務
基金事業・プラットフォーム化推進部	本事業担当部署として実施する業務
情報システム部	業務システムの設計・導入・運用、情報セキュリティマネジメント
経営管理部	資金管理、出納業務、仕訳記帳その他の経理業務
広報室	広報業務

第9条 （改廃）

- この規程の改廃は、規程管理規程に定める手続き、および COOの決裁によるものとする。

別紙

- 実行団体になり得る団体等（以下「実行団体等」という。）の役員又はこれに準ずるものに就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。
- 実行団体等又はその役員若しくはこれに準ずるもの若しくは従業員（以下「実行団体等役職員」という。）から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これらに類するものとして提供される場合を含む。）を受けること。ただし、実行団体等又は実行団体等役職員から、これらの者の負担の有無にかかわらず、物品若しくは不動産を購入した若しくは貸与を受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価が無償又は著しく低いときは、相当な対価の額の金銭の贈与を受けたものとみなす。
- 実行団体等又は実行団体等役職員から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付け、無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
- 実行団体等又は実行団体等役職員から未公開株式を譲り受けること。
- 実行団体等又は実行団体等役職員から供応接待を受けること。
- 実行団体等役職員と共に遊技又はゴルフをすること。
- 実行団体等役職員と共に旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。
- 実行団体等又は実行団体等役職員をして、第三者に対し前 2 号から 7 号に掲げる行為をさせること。

以上